

道普請は如何相成候哉旅中も常々考居候講堂の普請も決して怠る可らず石の事は神戸より可申來存候  
右要用のみ申上度早々頓首

十九年三月二十一日 奈良

論 吉

濱野様

一七九 濱野定四郎宛

明治二十年三月三日付

別紙の通り千圓預りの勘定致候間宜敷御取計可被下候い才は拜眉可申上不取敢金子のみ爲持差出候間御落手奉願候  
早々頓首

三月三日

論 吉

濱野様

(別紙)

記

一金千圓 預り

但公債證書額面千圓賣拂代

内

貳百九拾八圓五十錢三厘

講堂用御影石の代價大阪三菱會社へ送金

八拾圓

表長屋取拂の節野本貞次郎へ造作代として渡す

百圓

小幡英之助家屋取拂に付立退料として渡す

百三十壹圓三十九錢六厘

本塾附屬外國教師の爲めに舊醫學校の壹部に修繕を加へたる入費(今の濱野氏住居)並に竹下飯田三治

住居の普請を合して惣入費三百九十四圓十七錢八厘之を三分して其一を本塾附屬家屋の所費と爲す

貳百八拾六圓四十五錢一厘

十九年十一月競技會入費

メ

八百九拾六圓三十五錢

差引

百〇三圓六十五錢

右の通相成候

一七九 濱野定四郎宛

一八〇 濱野定四郎宛

明治二十年八月十日付

昨九日の華翰今朝相達し拜見仕候益御清安奉拜賀弊家々族一同無事罷在候條乍憚御休意可被下候留主中萬端御世話可被成宜敷御添心奉願候

速成講堂の義藤本氏へ御談し古材を用壹坪拾圓に出來のよし圖面に據れば百四十四坪千四百四十圓價は安きものと思はれず候得共衆評の許す所なれば夫れにて不苦鬼に角に差急ぎ候義宜敷御取計可被下候大工の仁三が三千圓にてロイ下の家を作りたるが如きに比して割合如何なるべきや或は三谷も残りの煉化等あり之を利用する杯にて拾圓以下に出來候法はなきやと奉存候是は精圖も見ず遠方より病人を診察するに異ならず決して異議を云ふにあらず御令置可被下候老生は新聞社無人箱根に在ても毎日執筆に忙しく致居候但し東京の如く人に接するに繁ならず其邊は大に都合宜敷候

浴泉萬客漫遊酣 誰識先生多苦甘

身在深山幽谷裡 筆記浮世俗塵談

昨今の境界御一笑可被下候右拜答まで申上度早々頓首

八月十日朝七時

濱野様

論 吉

一八一 濱野定四郎宛

年未詳一月十四日付

拜啓仕候陳ば本月十七日ミストルナツブ夫婦並に新來の米國教師へ晩食の案内致し候に付ては同日午後五時御繰合拙宅へ御貴臨相願度此段御案内申上候勿々頓首

一月十四日

濱野様 梧下

論 吉

一八二 濱野定四郎宛  
渡部久馬八

年未詳一月十六日付

塾中に餘興漫録とか申し詩文集出來候由右は生徒の洒落私にいたした事なれば敢て非難すべきにもあらず御勝手次第馬鹿らしき事と評するまでのことなれ共若し或は其集中に慶應義塾の名ありては以ての外の次第假令表題にても或は文章の中にも文詩は社中の最拙なる者加ふるに方今の時節フヒジカル、サイヤンスを勧めても尙振はざるの折柄其塾中の社員が詩文集を版にいたしたとは咄々怪事老生は之を聞て耻死せんとす何者の馬鹿が右様のタワケを企てたるか公然と談するよりも竊に可相成は一冊も人に示さぬ様いたし度若し其出版に費用掛りたるならば老生之を償ひ可遺宜敷御取計可被下候

一月十六日

論 吉

一八〇—一八一 濱野定四郎宛

一八二 濱野定四郎—渡部久馬八宛

一五一

はノ部

濱野様

渡部様

一五二

一八三

濱野定四郎宛  
渡部久馬八

年未詳一月二十五日付

遠州掛川在倉真村に岡田良一郎と申人物有之此人四年前より私塾を開き生徒四十名斗あり塾名を冀北學舎と云ふ此度此塾に英學教師入用給料は貳拾圓内外本塾の卒業生中其人有之問敷哉との相談さし向御心當は無之哉老生案するに岡健太杯は如何哉に被存候或は其外にも可有之何卒御考早々御返事奉願候右要用のみ頓首

一月二十五日

福澤

本塾濱野様

渡部様

一八四 濱野定四郎宛

年未詳二月八日付

唐突御尋申上候水は二百十二度にて沸騰の處右は空氣の壓力を受けて然るものなり今空氣の壓力を除去るときは寒温器幾度にて沸騰するもの歟何卒此紙末へ御記奉願候頓首

二月八日

福澤

濱野様

一八五 濱野定四郎宛

年未詳二月八日付

龍野學校教師の義に付先日鳥山氏へ一書を添牛場方へ遣し牛場の考には至極可宜との事なれ共其後鳥山の形影を不見何といたし候積り歟誠に御面倒恐入候得共御取調奉願候右要用申上度早々如此御座候頓首

二月八日

諭吉

定四郎様

一八六 濱野定四郎宛

年未詳四月二日付

昨日は他出夜に入り歸宅御手紙拜見仕候イーストレーキエの書狀案頓と異存無御座態々御示しにも不及義則返上候間宜敷御取計奉願候早々頓首

四月二朝

諭吉

濱野様

(別紙)

拜讀過日御回しに相成候教育論御草稿は早速拜覽いたし候處更に異存も無之翻譯出來の上は時事新報か交詢雜誌に登録いたし候積りに御座候尤も右翻譯申付候もの病氣にて甚延引に及候へども一兩日中には出來の筈に相成

一八三 濱野定四郎—渡部久馬八宛 一八四—一八六 濱野定四郎宛

一五三

居り候尙御都合次第にては本月第二土曜の當邸内演說會にて御演說被下候はゞ慶應義塾の教員生徒等も拜聴可致候早々拜復

四月一日

福澤論 吉

代筆 濱野定四郎

イーストレーキ様

一八七 濱野定四郎宛

年未詳六月二十二日付

鬱陶布天氣に御座候益御清安奉拜賀陳は今晚は文學會の例日とて案内有之罷出度候處無據差支候に付宣布御斷奉願候長日短夜の時節夜會は随分迷惑に存候今後或はひるの集會に相成候得ば最妙なり其邊も御考置奉願候右願用のみ申上度早々如此御座候頓首

六月二十二日

論 吉

濱野様 梧下

一八八 濱野定四郎宛

年未詳七月二十九日付

今夕賣茶亭にて集會久々にて罷出度候處昨日午前より又候失策今度は少々風邪の氣味にて此炎暑にも襦袢著用致す杯の有様何分にも出席仕兼候此段諸君へも宣布御斷奉願候拜答のみ早々頓首

七月二十九日

論 吉

濱野様 几下

一八九 濱野定四郎宛

年未詳七月三十日付

酷暑難堪益御清寧奉拜賀陳は昨日相願置候西洋古來戰爭の話は門野氏の調にて大略相分候に付是は先づ此位にて宣布候得共爰に又一事相願度は西洋にてスレーヴの起原及其後の慣行大抵如何なるものに御座候哉極々荒増しにて不苦御取調被成下候様奉願候暑中恐入候得共少々必要に付不願御面倒御依頼申上候早々頓首

七月三十日

論 吉

濱野様

一九〇 濱野定四郎宛  
益田英次

年未詳八月十九日付

昨日は御來訪被下候處生憎外出の時刻に際して失敬仕候其節御覽相成候家の義も差支は無之候得共兼て申上候通リ此女學校を設立するに付會計の豫算は凡そ如何の目的に候哉承知致度唯今の家なれば凡そ幾名の生徒を教へて月入何程雇人の外國女教師に費す處何程日本の教師に拂ふ高其外諸雜費を償ふて果して足るべきや若し危き事ならば止めにいたし度何卒今一應も二應も御熟考奉願候い才は唯今小野氏へも話致候義に御座候右當用のみ申上度餘は拜眉に附し

一八七—一八九 濱野定四郎宛

一九〇 濱野定四郎—益田英次宛

候頓首

八月十九日

論 吉

濱野様  
益田様

一九一 濱野定四郎宛

年未詳九月二十五日付

昨日は家の圖面態々御示し被下難有奉存候右賣買に付ては毫も情實を交へず賣主の思ふがまゝの直段を承り度(外圍の板屏等も賣るものならば其價をも籠めて)何卒至急爲御知奉願候人の物を見倒して引取るなどの意味ありては甚だ快からず且この家は必ずしも私方に入用と申にあらず或は意外の人の手に入るやも計る可からざれば買人の誰彼と申は一切云はずして唯物の價を評するのみ買人は其價を聞き地面の格合住居の勝手不勝手等様々に思案して決する事ならんと奉存候右願用のみ匆々頓首

九月二十五日

論 吉

濱野様 梧下

一九二 濱野定四郎宛

年未詳十月二十五日付

質問

現今發明したる所にて元素の數は何程に候哉奉伺候頓首

十月二十五日

論 吉

濱野様

一九三 濱野定四郎宛

年未詳十月二十六日付

昨夜は御來訪被下候得共失敬御海容可被下候其節も一寸御話申上候通本年塾を御引受被下候儀は誠に御氣の毒の至其情實は能く心得居候得共何れ一大變革の時と存じ不本意ながら日一日を過ぎたる次第然るに貴家には御病人に付御出費も嘸こそと實に御察申上候就ては誠に些少なから金五拾圓聊御見舞の印迄に呈上仕候間何卒不惡思召御落掌奉願候此段要用のみ申上度早々頓首

十月二十六日

福 澤

濱野様 梧下

一九四 濱野定四郎宛

年未詳十一月十日付

過刻は御來訪被下失敬仕候其節略申上候通り明日渡邊氏の歸りは丁度晝に可相成に付ては中食を拙宅にてさし出候積り一寸西洋料理申付置候間

小幡 門野 益田

一九一—一九四 濱野定四郎宛

はノ部

一五八

と大兄御同食相願度何卒其思召にて乍御面倒夫れへえ御通知奉願候右要用のみ申上度早々頓首

十一月十日

論

吉

濱野様

中食を出せば塾にて茶の用意も早々にて宜敷事と存候

一九五 濱野定四郎宛

年未詳十二月二十五日付

昨夜御話申上候客の一條退て考れば月迫に及び多事の人々へ案内はあまり心なきが如し依て原案の通り學問の人のみと定め教員其他卒業生として之に小幡小泉等を加るの趣向に致しては如何と再考仕候何れ後刻拜趨可申上候得共此段一寸申上置候早々頓首

十二月二十五日

一九六 濱野定四郎宛

年月未詳五日付

本月六日七日は招魂社の大祭競馬等有之に付本塾休業いたし度旨例の如く童子局より出訴如何可被成哉都合次第其望に任せ候様いたし度童子の本望は二日共と申様に有之候得共何れにも御相談の上宜布御取計可被下候

五日

論

吉

一九七 濱野定四郎宛

年月日未詳

一 物理器械ノ學漸ク進歩シテ人體ニ羽翼ヲ著ルコトヲ發明シ人々老少ノ別ナク自在ニ空中ニ翔ルコト飛禽ニ異ナルナキニ至ラバ左ニ掲ル社會人事ノ件々今日ニ比較シテ何様ノ變ヲ致ス可キヤ

但シ羽翼ヲ著ケテ空中ニ翔ル其速力ハ一時間凡 里ニシテ其重キ物ヲ負擔スルノ量モ人々天賦ノ力ニ準ジテ相違アルモ今ノ人ガ陸上ニ負擔スルヨリモ輕重アル可ラズ又羽翼ノ器械ハ成ルモ人ノ德義ヲ變ジタルニ非ラズ此マ、ノ人ニテ器械ヲ用ルモノナリト知ル可シ

一人間社會運輸交通ノ法ハ如何ナル可キヤ

道路ハ如何

鐵道ハ如何

海運ハ如何

郵便ハ如何

〇〇

〇〇

一 衣食住ノ有様ハ如何ナル可キヤ

家屋建築ハ如何

一九五—一九七 濱野定四郎宛

一五九

寒暑ヲ防グノ法如何  
臺所世帯ノ風ハ如何

.....

- 一 政體ハ如何ナル可キヤ法律ハ何ト變ズ可キヤ罪人捕亡ノ法ハ如何
- 一 學問ノ風ハ如何ナル可キヤ
- 一 農業商賣製造都テ殖産ノ法ハ如何ナル可キヤ
- 尙其外ニ問フ可キ條ハ多カラン御考被下度候

一九八 濱口儀兵衛宛

明治二年二月二十日付

正月二十九日の貴翰相達し拜見仕候春暖相催し候處益々御清安被成御勤仕奉拜賀候隨て小生義無恙消光仕候乍憚御放念可被下候爾後無申譯御無音御海容奉仰候扱此度は松山氏よりの纏々の文通御企の一條委細拜承乍蔭欣喜の至りに奉存候就ては小生南行の義被仰下恐縮の次第に御座候巨細の事情は松山氏へ返書差出置候間御承知被下度奉存候何卒此度の御盛舉は必ず御成功相成候様いたし度兎角人に知識乏しく候ては不羈獨立の何物たるを知らず一身の獨立をも知らざる者を相手に爲し何ぞ天下の獨立を談すべけんや方今の急務先づ文明開化杯の話は姑く擱き人民知識の端を開き候義と奉存候併し知識と申すは元來無形に屬し候者に候得ば一朝一夕の企により道具仕掛にては出來申間敷小生の

鄙見にては極て迂遠の處置を施し漸次に風俗と化し一國の空氣を文物の氣海に變じ度存候迎も三五年には其功驗も見え申間敷候得共このまゝ拾置候ときは數千百年の久しきも退ありて進なるべし何れとも學校の權輿は若山(註 和歌山のこと。〔編者〕)にて松山氏なるべし此の學塾出來候上にも決して官より手を出すべからずこれを概するに松山氏には學識を有し金なし官府には金を集むる權あれども知識なし然るに官府には金を集むる權ある代りに亦隨て國人を教育するの任あり松山氏には學識を有するも一種の私有にて必ずしも人を教ふる爲責あるにあらずさ候へば官より禮を厚くし金を與へて松山氏に教育の事を頼むべきの理なり既に人に事を託し又隨て其の事を傍より間然するはこれを人間の正理と云ふべからず又既に松山の學塾出來候共國人の爲めに謀るに人各々志意あり或は松山の塾を好み或は他人他國の遊學を好む者あり此時に當り官より法を定め此の人は此塾にて必ず執行すべしと一方に偏すべからず政府の權は必ず人に執行すべしと促すべきことなれども其の執行の仕方を差圖すべからず但し執行の出來ると否とに付き賞罰の權あるべし大凡此位の仕組にて毎年若干の金を費し原書を購入して人にかし譯書を製して人に與へおしやくの藝者が客に酒を勧むる如く威力を用ひず種々の方便にてどうやらかうやら國中の人を文學に醉はしむるやう取持度事に御座候右貴答旁愚意申上候尙御高案可被下候頓首

二月二十日

福澤諭吉

濱口儀兵衛様

註 濱口が紀州藩の藩政に參してゐたとき、松山棟庵に謀り和歌山に共立學會といふ英學校を建て、先生を招聘しようとして松山を通じて其交渉をしたのに對して答へられた書翰である。松山棟庵宛同年二月二日付書翰參照。(編者)

一九九 濱口儀兵衛宛

明治二年?四月八日付

春暄の好時節益御清安奉拜賀候先達は御出府途中より少々御不快の由誠に驚入候次第其後御容態は松山氏より逐一承知疾くより御見舞拜趨可仕の處近來殊の外多事乍存御無音打過候段恐縮に不堪怠慢の罪御海容可被下候昨今如何被爲入候哉追々御快方の御事と奉存候爲人御自重專一に奉祈候兒玉仲兒の一行も先日歸郷様々御話も御座候得共何れ不日御見舞參上の節に附し候

過日は不存寄御手製の醬油御惠投に預り難有奉存候賣物には容易に得がたき御品永く戴き可申御厚禮申上候  
右御見舞旁乍略儀使を以て申上候早々頓首

四月八日

福澤論吉

濱口先生侍史

尙々誠に如何しき品に候得共菓子壹折使に附しさし出候御笑留被下候はゞ難有奉存候

二〇〇 濱口儀兵衛宛

明治二年七月九日付

殘暑難堪益々御清安被爲渡奉拜賀候一昨日は御來訪被下候よしの處適々外出中失敬且殘念奉存候今日は一寸參上の積の處朝より客來にて不能其義御出立も近より候義に可有之明日にても拜趨可仕候

御約束の文典さし上申候三拾兩の御注文百二拾部の處澤山御用被仰付候に付精々相働き品物にて三割引百五拾六部

奉納候尙此後も多少に不拘御用の程奉願候

七月九日

福澤論吉

濱口儀兵衛様

覺

一、英文典

百貳拾部

右代金三拾兩儘に請取申候外に三拾六部は品物にて御まけに差上申候則定價三割引なり

濱口様

福澤

註 英文典は和歌山共立學舎の教科書として慶應義塾出版社發兌のものを用ひたのである。(編者)

二〇一 長谷川數衛宛

明治二十九年八月十六日付

一昨日は御著早々華翰を辱し拜誦仕候三八義不一方御世話に相成恐縮に不堪歸宅後發熱も不致患は唯咽喉のみ金澤に居ては海に入ること不叶のみなれども特に氣分に障りも無之山ならば宜しからんとの説にて歸來の翌日より箱根宮の下へ參り一兩日中には歸京可致其上にて又々金澤へ參候事ならん其節は不相替宜しく奉願候右御返詞旁々御禮まで勿々如此御座候頓首

二十九年八月十六日

論吉

一九九—二〇〇 濱口儀兵衛宛

二〇一 長谷川數衛宛

一六三



長谷川數衛様 几下

尙以大四愛作不相替御世話相成候事ならん吳々も御添心奉願候老妻并娘より宜敷願吳候様申聞候監督諸彦へ厚く御致意可被下候

註 義塾の幼稚舎で暑中休暇に相州金澤に海濱學校を設けたとき、兒童を引率して同地に在つた長谷川に贈られたもの。(編者)

二〇二 長谷川數衛宛

明治二十九年八月二十七日付

潤雨少しく清涼を覺候益御清安奉賀子供事不相替御世話相成難有奉存候夏期學校も最早僅に數日を殘し兩兒共その期末までと存候處俄に冷氣を催し候に付ては一先づ歸宅爲致都合次第箱根その他の山へ遣候も自から一法ならんと存候本日迎の者差出候間左様御承引奉願候何れ四五日中御歸京の上萬々御禮可申上候得共右の次第要用まで勿々如此御座候頓首

二十九年八月二十七日

論 吉

長谷川様

尙以監督皆様へ宜敷御致意奉願候何れ御歸の上御禮可申上候い上

にノ部

二〇三 西原眞月宛

明治二十八年八月四日付

去月三十一日の華翰拜誦仕候如來論不順の時候益御清安被成御起居奉賀中村貞吉不幸に付懇々御弔詞被下難有奉存候兼て不治の難症と覺悟は致し居候得共叔斯く相成候上にて娘を始め兒孫の悲哀を見れば今更斷腸に不堪御推察可被下候貞吉の家は元來禪宗なりしが生前より毎度眞宗の事を語り居候に付き麻布善福寺に頼み眞宗の葬式を執行致候老生は幸に無病なれども次第に年をとれば遂には衰へ可申候一兩年前に寫し候寫眞一葉差上候紀念に御藏め被下候はと幸甚に存候

右御返詞旁申上度勿々如此御座候頓首

二十八年八月四日

論 吉

眞月上人 悟下

先以時下御自重專一奉存候近作一首御笑種に供候

適々豈唯風月耳 渺茫塵界亦天真

世情休説不如意 無意人乃如意人

二〇四 西原眞月宛

明治二十八年十二月二十五日付

寒氣漸進益御清安奉賀過日還曆壽賀とて縷々祝詞を辱し又様々の御贈もの誠に不存寄次第拜受厚く御禮申上候老生も次第に老却致候得共幸に無病近來は劇しき事を執らず日々身體の運動養生專一に致居候乍憚御休意可被下候別紙一片御笑に供し候右御返詞に兼て御禮まで勿々如此御座候頓首

二〇二 長谷川數衛宛 二〇三 西原眞月宛

二十八年十二月廿五日

論 吉

眞 月 上 人 梧 下

兒戲々來六十年 一身苦樂附天然

痴心自笑尙難去 枉學攝生祈瓦全

二〇五 西原眞月宛

明治三十年五月二十七日付

一昨二十五日の華翰拜誦時下益御清安奉賀候今度は幸便とて見事なる寫眞並に御菓子御惠投に預り遠方の處特に御心頭に掛けられ芳情難有奉存候老生は幸に無病にて老餘専ら養生致し居候乍憚御安意奉願候

福翁六十今加四 活動尙能手自春

巨曰笑君似山靜 不堪衰朽五新容

老生は今も毎日居合と米をつき運動いたし候五度白を新調して戯に一詩を賦したり御笑可被下候右御禮に兼て御返詞まで匆々如此御座候頓首

三十年五月二十七日

論 吉

眞 月 上 人 梧 下

二〇六 西村茂樹宛

明治七年?九月四日付

貴翰拜誦仕候如來論殘暑未退候處益御清安被成御座奉拜賀候陳ば嘗て奉願候惣五郎氏の實錄多方に御探索被成下態々御使を以て拜借被仰附萬々難有奉存候御用繁の中御心頭に被掛右の仕合芳情不知所謝何れ參上御禮可申上候得共一應御請のみ早々如此に御座候頓首

九月四日

福 澤 論 吉

西 村 先 生 侍 史

註 佐倉惣五郎實錄探索に關する件。(編者)

二〇七 西野惠之助宛

明治三十年十一月二十二日付

拜啓益御清安奉拜賀私共本月十九日無事歸京いたし候西遊中は色々御世話相成誠に難有奉存候御蔭にて徳山までも參り生來會て見ざる處を見物いたし妻子等の悦のみならず實は老生も海上は毎度往返致し候得共陸地の様子を目撃するは今度始ての事に候歸來孫子を集めて毎日珍らしき話いたし居候老妻始娘等よりも厚く御禮申上候やう申出候右御禮まで申上度餘は後便に附し候勿々頓首

三十年十一月廿二日

論 吉

西 野 惠 之 助 様

尙以其御地に大阪の諸友に一々手紙差出し候義出來不申御序の節宜敷御致意奉願候

註 西野は當時山陽鐵道に居た。(編者)

二〇五 西原眞月宛

二〇六 西村茂樹宛

二〇七 西野惠之助宛

二〇八 西松 喬宛

明治十九年八月二十八日付

東京は昨日潤雨を得て今朝は大に清涼を覺候御地も或は然らん扱唐突ながら一事御尋申上度義は仁兄御身分の事なり誠に失敬の様なれ共御尋申の外無之依て左に申上候

當主か惣領か二男か

年は何歳なるや

好き先柄なれば養子に行く氣があるかないか

誠に妙な問題なれ共唯老生迄内々御報被下度奉願候要事のみ早々如此御座候頓首

八月二十八日

論 吉

西松 常三郎様

註 常三郎は西松喬の舊名である。(編者)

二〇九 西松 喬宛

明治二十六年十一月九日付

小春の好時節益御清安奉拜賀候老生義も依舊無異消日罷在候條乍憚御休意可被下候今便は其御地の名産りんど御恵投に預り誠に難有奉存候子供打寄喜び候次第厚く御禮申上候青森は随分寒地のよし追々雪の時節にも可相成随分とも御自重専一奉存候東京は昨今天氣宜しく老生杯は養生の爲日々近村を散歩いたし好き心持に御座候本月か來月は國會

も開け又々騒々敷事ならん面白くもありうるさくもあり尙其事情は社中の好事家より可申上御聞可被下候右御禮まで申上度勿々如此御座候頓首

二十六年十一月九夜

論 吉

西松 喬様 几下

二一〇 西 周宛

明治十三年二月二十七日付

益々御清安被成御座奉拜賀陳ば學士會院書記の儀何れにも有力の人物を要するは勿論の事に候得共是は田中氏歸京の上ならでは整申間敷夫れは扱置目今さし向の處にても安木氏は兼勤迎も十分に力を盡すべからず小澤氏登人の處月給は僅に二十五圓これにて働けと申は此方の無理なり既に先達より會員に通ずる書類も連名にて遣し大に不都合又演説議案の如きも之を聽て之を記せとは随分出来る事ならんとは雖も二十五圓の人に向て促すべき事にあらず就ては小澤氏の月給は少くも一ヶ月五十圓にいたし毎日必ず出勤萬事唯今のまゝにても行届候様いたし度この増給の儀は元と會長書記を命ずるの權あれば其給を増すも亦權内にあり何も子才なき儀とは存候得共一應會釋の爲文部卿へ御話し増給相成候ては如何哉に奉存候何卒御考案の上可然御取計奉願候右要用のみ申上度早々如斯御座候頓首

二月二十七日

福澤 論 吉

西 先 生 侍史

尙以近日も西村氏の讀本草稿を一見せよとて不相替小幡杉田福澤三名に一冊通じ來れり甚迷惑の次第これとて

二〇八一二〇九 西松喬宛 二一〇 西周宛

も小澤氏え十分の金を附與すれば銘々に一冊づゝ遣し候事ならん唯今の處にては何分にも之を小澤氏へ促す譯に參らず罪氏に在らずして二十五圓の月給に在りと奉存候い上

二二一 西 周 宛 明治十三年頃?十二月二十一日付

月迫御多忙奉察候益御清穆被成御座奉拜賀陳は弊塾生吉良亨と申者は舊高知藩士明治五年より入塾同八年徴兵の年齢に當候處様々の譯を以て本年迄免かれ來候得共結局六ヶ敷候はゞ二百七十圓金を納ると覺悟せしに豈計近日承れば事故を以一年二年と免かれたる者は代金にて不相濟との風聞誠に當惑の次第本人は弊塾にて數年前卒業英書もよく讀み且文筆もありて翻譯其他の調物等にさし支無之既に先年來地方の私學校長にも被雇候位にて實地の用に適すべき洋學者なりこれを平の兵卒とは如何にも残念至極就ては國の兵事に役する何れの路も同様なれば陸軍省にて此者を文事に御採用は出來間敷哉或は先生の御手に付き何か御手傳も可致或は新規の參謀局杯へ可然仕事は有之間敷哉固より武役を避るの方便なれば最初より給料は望み不申無給にても御用丈は急度相勤め其用に適する丈の働は可有之哉に被存候何卒御考案の上或は小澤君杯へ御相談も被下候はゞ難有奉存候尙い才は本人より申上度御閑も御座候はゞ一應御逢被成遣候様奉願候右願用のみ申上度早々頓首

十二月二十一日

福澤 論 吉

西 先生 侍史

尙以本人これまでの成行は大略別紙の通り御座候是亦御一覽に供し候

二二二 日本郵船會社宛 明治二十七年三月二十三日付

拜啓仕候陳は過日門司より西京丸にて神戸著上陸の節バスケット並にナイフ外に小瀬戸物借用致候に付御社まで爲持差出候御手数數の段恐入候得共御序を以て本船へ御返し奉願候外に山田季治行箱壹つ是亦幸便の節御送附相願度色々御面倒の義申上兼候得共外に方便も無之御無理申上候次第何分宜敷御取斗奉願候頓首

三月二十三日

論 吉

郵船會社 御中

尙以三四日前馬關郵船會社支店より何か老生へ當て豊前中津より品物參候由申參候若し左様の義も御座候はゞ御渡方奉願候乍序申上候い上

二二三 日本郵船會社宛 明治二十七年三月二十四日付

拜啓仕候陳は過日來毎々御手数數を煩候荷物義實は馬關より別紙の如く通知有之候に付何卒今一應御詮索奉願候右要用御願まで勿々如此御座候頓首

三月二十四日

論 吉

郵船會社 御中

二二一 西周宛 二二二二三 日本郵船會社宛

一七一

ほノ部

二二四 堀井卯之助宛

明治二十九年八月十三日付

昨十二日の貴翰拜誦殘暑強候處益御清安奉賀候陳ば過日伊藤氏より申上候法隆寺行の義平野履信は參候得共郷里水害の爲めに來月十日頃に相成候よし固より急ぐ事にあらず御閑暇の時に御出可被下候其地へ御出張後報告も目から面目を改め好都合なり唯過日來此方より特に見本と存候紙面甚だ不都合殘念に存候

當地特に相替義無之社員は何れも勉強致し居候尙御心付の義もあらば御申出被下度候天賞堂の主人が昨日大磯の海水浴にて誤て溺死の由諸行無常時計で儲けても死んではつまらぬものなり  
右拜答まで申上度老妻始小供よりも宜敷御致意申出候勿々頓首

二十九年八月十三日

堀井 様

論 吉

註 堀井が時事新報社特派員として大阪支局在勤のとき。(編者)

二二五 堀越角次郎宛

明治二十四年六月二十三日付

漸々快晴相成候益御清安奉賀候前便は御令息様より御左右有之候よし私方へも御手紙被下御起居を詳に致候何□

□(二字不明)御出發後頗る御壯健の由實に目出度御事に奉存候御令聞様にもござく御安心の義最早當年も半年を過ぎ冬までには目出度御歸宅誠に早きものに御座候私方には先達より芝公園地へ捨次郎の爲め普請致居り且又いつか御話し申上候廣尾の地面も先方にて賣度よし申出候に付ては是れも買入置度旁以て金子の入用少なからず本月末に九州株の引取も參千六百圓の拂入毎々恐入候得共折々入用の節可申上候間いつもながら宜敷奉願候尙其望高は能く取調べ前以て申上候積に御座候右要事のみ申上度勿々如此御座候頓首

六月二十三日

堀越 様 机下

論 吉

二二六 堀越角次郎宛

明治二十四年七月十五日付

俄に暑氣を催し候處益御清安奉賀上候陳ば過般娘病中は態々御尋問被下御芳情不知所謝難有奉存候幸に病人も全快に及び候段乍憚御放念可被下候右内祝の印粗末の重の中態と入御覽候御笑留被成下候はゞ本懐の至に候此段御禮旁申上度早々如此御座候頓首

七月十五日

堀越角次郎様 梧下

福澤 論 吉

尙以今夕は兩國の御別邸へ家内者共御案内被下誠に難有奉存候午後五時より參上候様被仰下候得共少々都合有之六時過薄暮前に罷出候積りに御座候婦人子供四五名御厄介罷成度尤暑中子供に食物の極りも有之自宅にて夕食

二二四 堀井卯之助宛 二二五 堀越角次郎宛

一七三

を終り罷出候都合に御座候間其邊は一切御構不被下候様特に奉願候以上

二二七 堀越角次郎宛

明治二十六年七月九日付

清岡邦之助事米國郵船にて今日歸來致候シカゴにては御令息様並に岡本氏へも度々御目に掛り色々御傳言も有之に付何れ明日にも罷出御話可仕候へどもさし向申上候一事は岡本氏事博覽會を匆々引上げ歐洲へ廻ると申は最初よりの計畫に有之候處少々身體に申分も有之(病氣と申程の事にはあられども時候の變化に犯されたる事と申候)歐洲の方はやめにして米國より直に歸朝の事に致し或はこの次の郵船に乗込ならんと申事に御座候委細は今日の入船より郵書も到來致し候義に可有之候得共清岡の承候處は右の通りに御座候間不取敢御報知申上候郵書も今夜か明朝までには到著可致その上にて確なる處は御承知可相成と存候右要事のみ申上度匆々如此候頓首

七月九日

論 吉

堀越様 机下

二二八 堀越角次郎宛

明治二十七年八月十三日付

雨後は大に凌能く相成候益御清寧奉拜賀候陳は報國會の義も何か色々の事情を生じたる様子にて今以て趣意書さへ發表不致さりととは世間の人氣も如何と聊心配なきにあらず就ては老生は有合の時事新報を利用致候積にて明日の紙上に老生の私見をも記し且兼て御話申上候義捐の金も兎に角に一應時事新報に托して差出候事に取極め候實は過日來遠

國の友人共より今度の義捐金に付其趣意書を一見致度とて毎々文通も有之候得共返事の致し様もなく困り候に付報國會は報國會として時事新報に老生支けの意見を記して趣意を示し候積りに付明日の時事新報は御覽にも可相成何卒此趣意に従て日本橋區邊御同感の方々御申合醸集思召立の程呉々も奉願候其集りたる金は必ずしも新報社より政府へ納るに不及報國會へ托しても苦しからず何は扱置き金さへ集れば其上の取扱は譯けもなき事と存候唯幾重にも御盡力奉願候義に御座候右要事のみ申上度實は參上色々御相談も仕度存候得共明日の紙上記事萬端殊の外多忙にて不能其義乍略書を以て申上候次第あしからず御承引可被下候匆々頓首

八月十三日

論 吉

堀越様 梧下

尙々本文の次第に御座候得兼て相願置候壹萬圓金は御用意奉願過日捨次郎より六千圓いただき候は別の入用にて今度の義捐壹萬は更に相願候義に御座候委細拜眉の上萬々可申上其節金子頂戴の時日可申上候以上

註 先生は平常預金を堀越に託してゐられたが、日清戦争の際、軍資金義捐に付、其預金の中金壹萬圓出金の事を豫め通知せられたものである。(編者)

二二九 堀越角次郎宛

明治二十七年九月二十五日付

漸く秋冷を催し好き時節に相成候皆々様御揃益御清安奉拜賀候陳は今度中村方にて何か金子入用の義出來候由に付ては兼て願置候中村さとの預金の内より貳千圓丈御渡相願度何れ本月末までに參上可仕候間此段申上置候宜敷御含置

二二七―二二九 堀越角次郎宛

一七五

奉願候右要事のみ申上度勿々如此御座候頓首

二十七年九月二十五日

論 吉

堀越様

二二〇 堀越角次郎宛

年未詳三月十四日付

拜啓仕候陳ば昨日相願候金子千六百圓早速御遣し被下難有奉存候ケ様に急ぐ譯けには無御座候處迅速に御調達却て恐入候則通帳御使へ相渡候間宜敷様御記し奉願候且又此帳面は不日老生參上の節まで御手許に御預り置奉願候右拜答御禮まで勿々如此御座候頓首

三月十四日

論 吉

堀越様

二二一 堀越角次郎宛

年未詳四月十一日付

昨日は突然桃介より申上候義に付慥々日比氏御遣し實に恐縮に不堪實は今朝捨次郎を差出し候積にて唯今呼に遣し候處なり扱右買入の炭礦并に九州百株も炭は直に代金を渡し九は先ものよしにて其計六千百圓と申事に付御手數の段恐入候へども其金員桃介へ御渡奉願候

日比氏の來訪を幸に同氏へ通帳を托し候間是は御預置可然御記入相願度其中捨次郎參上可仕夫迄御留置奉願候右御

詫旁要用申上度勿々如此御座候頓首

四月十一日

論 吉

堀越様

二二三 堀越角次郎宛

年未詳四月十三日付

拜見仕候一昨日は參上御繁忙の御中御妨仕恐入候其節相願置候品々早速御遣し被下難有委細は御使の人へ申置候間宜敷奉願候金子の義御承知被下難有奉存候日限は當月末の入用に御座候員數は可相成少き方と存候先づ從前御預け申上置候壹萬餘圓にて間を合せ候積り若し夫にても不足するときは來月中に相願度其節は又々日限を可申上兎に角に凡そ十日前に可申上今度の處は先づ前に拜借不致して私の御預け金丈けにて用は辨する積に御座候右御返詞まで勿々如此御座候頓首

四月十三日

論 吉

堀越様 机下

二二三 堀越角次郎宛

年未詳四月二十四日付

本日の御祝儀誠に目出度御案内に従ひ後刻拜趨可致奉存候御祝儀の印何かと存候へども心當の品も無之此掛物は五岡の作物三年前取入れ小生方にては既に樂み終り候品甚乍失敬呈上仕度御慰の一助にも相成候はゞ本懐の至奉存候右

二二〇—二二三 堀越角次郎宛

一七七

御祝詞申上度早々執筆餘は拜眉の時に附し候頓首

四月二十四日

論 吉

堀越様

二三四 堀越角次郎宛

年未詳四月三十日付

拜啓仕候陳ば兼て願置候金子の儀本月末入用の様申上候處先方へ貸渡候約束並に抵當の品柄を十分に吟味致度に付唯今金を渡す事は見合候右の次第に付今日に至り御断り申上候は甚だ不都合千萬恐縮に不堪候得共今暫く御猶豫奉願候何れ當月中には百事心障りなき様可相成其上にていよ／＼金子相渡し申度その節は凡そ入用の日の十日前に可申上候間何卒御含置奉願候右要用申上度匆々如此御座候頓首

四月三十日

論 吉

堀越様

尙以本文は實に御違約申上候儀にて恐入候得共實は大丈夫に大丈夫を踏て見合せし次第不惡御承引被成下度何れ不日參上萬々御話可申上候以上

二二五 堀越角次郎宛

年未詳七月三日付

唯今木原の手より御紙面をいただき私の通帳云々拜承右は兼て其御店に差上置候事と存居候處來示に驚きされば捨

次郎の手許ならむと存じて尋遣候へども同人も知らずと云ふ依て宅の中を取調候處鐘ヶ淵の新株を紙に封じて御遣し被下候節其封を切らずしてそのまゝ仕舞込み有之唯今これを開き見れば通帳も其中にあり則爲持差上候間よろしく御記入奉願候誠に迂濶疎漏の罪何とも申譯け無御座候仄に思へば先達捨次郎か木原か能く記憶不致堀越さんより鐘ヶ淵の新株で御座るとて持參致候ときよし／＼と申て請取其まゝ、箆筒の引出しに仕舞置候事に御座候老大的書生ケ様の不始末にては商賣人にはなられ間敷と獨り自ら笑ふのみ御容捨可被下候右御詫旁申上度尙其中拜趨萬々可申上候頓首

七月三日

論 吉

堀越様

二二六 堀越角次郎宛

年未詳七月二十三日付

拜啓過日は拜趨御妨仕候其後は態々御尋被下其節は不存寄重寶の御品を戴き毎々恐縮に不堪家内共より御厚禮申上候扱兼て御面倒相願候波多野承五郎の金子貳百圓當月中に入用出來候に付ては近々使者差出し候書付引替御渡方奉願候尤小生義は子供召連れ今日鎌倉へ參り四五日中には一寸歸宅致し候積り何も其の節の事に相願候

直次郎君も鎌倉へ御出奉待候旅宿は鎌倉長谷觀音前三ツ橋と申宿屋に御座候右要事のみ申上度早々如此御座候頓首

七月二十三日

論 吉

堀越様



二二七 堀越角次郎宛

年未詳八月二十六日付

兎角怪しき天候に御座候益御清適奉拜賀候陳は過日來家内同伴箱根に参り居り毎度直次郎様へ御目に掛るのみならず方々御同行失敬のみ仕候私どもは昨日歸宅致候直次郎さんは如何被成候哉昨今は沼津に御滞在の筈に御座候留守中御手紙被下紡績會社配分にて請取の義態々御注意被成下難有奉存候右は曾て朝吹へ頼み請取申候間左様御含奉願候又一事申上候は兼て木原より申上候地面所有の名義を御貸に相成候藤山雷太義斯く迄に御厄介相成ながら一度も拜顔不致とありては心ならず何時にても不苦御都合宜敷節參上仕度候間何卒一寸にても御逢ひ被下候様奉願候委細は木原より可申上候得共態と一書を呈し候

右要用旁御禮申上度勿々如此御座候頓首

八月二十六日

堀越様 梧下

論

吉

二二八 北海道出身塾生宛

明治二十三年四月十三日付

春晴御同慶奉存候益々御清福奉賀陳は養子桃介義今度北海道へ轉籍近日夫婦同伴彼地へ移住致候に付ては以後は別して御懇意相願候義就ては御見知りの爲め寛々御話も同度旁明後十五日午後五時半より拙宅へ御光來相願度粗末の田舎料理申付置候間御同食致度奉存候

右御案内申上度勿々如此御座候頓首

四月十三日

論

吉

註 宛名は二十六名の塾生姓名列記しあれども略す。(編者)

二二九 穂積寅九郎宛

年未詳十月一日付

鬱陶敷天氣に御座候益々御清寧奉拜賀昨日は御多忙の處御來訪被下難有奉存候其節略御話申上置候金子六百圓入用の儀出來候に付ては何卒可然御取扱奉願候日限は一日にても早き方都合宜敷何日頃出來可申哉御一報奉願候此段費用のみ申上度早々頓首

十月一日

福澤論 吉

穂積寅九郎様

註 此書翰竝に次記のものは穂積が丸屋銀行に居たときのものであらう。(編者)

二三〇 穂積寅九郎宛

年未詳十月三日付

貴翰拜見仕候陳は金子の義五日までに御出來可相成旨承知仕候勿論一日を争不申五日にて十分都合に御座候唯昨日申上候は早ければ何程早くとも不苦との意のみ實は此節柄可相成は私方にて都合可致存じ居然處幸なる哉爰に四百圓出來候に付其御店にては貳百圓文け御心配被下度其貳百圓も凡十日頃にて宜しく私方より可申上多分百圓づゝ貳度に

二二七 堀越角次郎宛

二二八

北海道出身塾生宛

二二九

二二〇 穂積寅九郎宛

一八一

申上候事と被思候依て昨日の事は今日取消しの處に御承知可被下候徒に御手数數相掛け恐縮に不堪候得共右の次第不悪様御承引奉願候右拜答まで申上度早々頓首

十月三日

福澤

穂積様

二二二 星野 某宛 年未詳七月十三日付

暑氣俄に増進益御清安被成御座奉拜賀陳は先日より毎度御面倒の義質問御教示を辱し以御蔭著書も大略就緒難有奉存候御奏者系圖長々拜借恐縮に不堪則返璧仕候御落掌奉願候

右御禮旁申上度早々如此御座候頓首

七月十三日

福澤論吉

星野 先生 梧右

尙以時下折角御自重專一奉存候此壹折有合に任せ拜呈仕候御笑留被成下候はゞ難有奉存候

二二三 本多孫四郎宛 年未詳三十一日付

今日是用多にて外出唯今歸宅の處御使の人度々御尋のよし然るに金子の義は外方より參候管相成居候得共違約のみにて不都合千萬十圓か十五圓些少なりと雖ども之を集れば大金小生方も困入候則家内の者へ渡し置候雜用の内を十圓

丈け御取替申候是にて如何様にも御凌被成度奉存候拜答のみ多用中早々不一  
三十一日

へノ部

逸見蘭腕

二二三 鈴木閑雲宛

明治十六年十月三日付

山口廣江

拜啓各位益御清安奉拜賀候陳は過般來其地にて天保義社改革の義に付物論不穩遂に或は法廷を煩はすにも可立至哉の旨在中津諸友より報道有之右は何等の趣旨に候哉三百里外情實固より知るに由なき次第なれども當方にては自から舊知事様の御耳に入り大に御心配の御様子、事の是非曲直は姑く擱き苟も中津の舊臣輩にて相互の訴訟杯と申ては舊士族一般の不利は無論奥平家の體面に關する事不少就ては事の眞情御承知の上如何様にか御差圖の次第も被爲在度兎に角是迄の事情又今後双方の希望する所を書き認めて内々舊知事様に上申するか又は双方の名代人にても出京被致候か又は當地より特に御使登人中津へ被差遣候か何れの道にも事を穩便に被成度の思召私共にも拜命候に付ては其御地に於ても皆々様御協議の上御報被下候様致度奉願候右は唯今殿様より拜承仕候儘申上候次第尙委細の事情は山口半七より可申上奉存候早々頓首

明治十六年十月三日

福澤論吉

二三一 星野某宛 二二三 本多孫四郎宛 二二三 逸見蘭腕―鈴木閑雲―山口廣江宛

一八三

逸見蘭晚様

鈴木閑雲様

山口廣江様

註 明治十六年中津天保義社改革の紛擾に關するものである。(編者)

【参照】 天保義社紛擾ニ關スル意見書

不顧唐突一書呈上致候秋冷愈御清適奉賀候陳バ天保義社一件意外ノ成行近日ハ甲乙ノ確執愈々甚ク喧騰ノ勢ニ有之候趣嘸々御配慮奉遠察候私義ハ御承知ノ通り客地漫遊ノ身ニ候得バ友人ノ寄書中又ハ新聞紙等ニ概略記載有之候得共指テ注意モ不仕實ハ等閑ニ付置候處近日ハ寄書ノ文意益々穩ナラズ諸大人切角ノ御仲裁モ全無其效和議調談ニ至ラズ理非ヲ法廷ニ仰グノ事ニ立至リ候趣誠ニ意外ノ結果喫驚此事ニ御座候福澤小幡兩氏ヲ首メ在京中津人ハ此報道ヲ得テ唯々痛歎ノ外無御座候從五位様ニモ前陳出訴云々ノ事ヲ被聞食早速小生ヲ御召寄ノ上御沙汰有之候ニハ足下ハ定テ郷里ノ事情ニ通曉致居候事ナラン余ニ於テハ今回ノ事件斯ク迄ニ物議ノ沸騰セントハ思モ寄ラヌ事ナリ甲乙ノ論ズル處其是非如何ハ暫ク措キ同藩同郷ノ朋友間ニシテ熟議和談ノ出來セヌ事モ有之間敷況ヤ長老ノ仲裁モ有之由ナルニ夫レヲモ容ル、能ハズシテ特ニ法官ノ手ヲ煩サントスルハ抑モ如何ナル事故有之事ニ候ヤ甚不審千萬也人々個々固有ノ權利ヲ主張シ理ヲ責メ法ヲ糺スハ誠ニ至當ノ事ナレドモ時ト場合トニ由テハ之

ヲ責メ之ヲ糺サズシテ却テ冥々ノ中ニ平穩ヲ維持スル事ナキニ非ズ今回ノ事タル甲乙論ズル處同ジク此レ同胞ノ後途幸福如何ニ在ルナラメ如是兩者其目的ヲ一ニセル以上ハ著手ノ順序□(一字不明)ナク經路ニ由ラバトテ歸著スル處幸ニ正鵠ヲ失ハザレバ之ヲ贊成シテ指支ヘ勿ルベシ若又公道公議ヲ履マザルノ爲ニ將來該社ヘ遺弊害ノ憂モアラバ假令ヒ一旦確定セルノ後ト雖ドモ其忠告ヲ容レテ可ナラン其間多少法ニ違ヒ理ニ適ハザル處アルモ同胞交誼ヲ破リ比隣ノ親睦ヲ失フニモ不拘互ニ軋轢スルニ忍ビンヤ今若シ之ヲ法律ニ訴ヘナバ理非最モ踏易キノ訴訟ニ付正邪黑白一朝ニシテ判然スルナラント雖ドモ郷黨ノ事ハ情ヲ先ニセンカ將タ法ニ依リテ處センカ若又法ニ依ラントセバ優勝劣敗ノ痕甚ダ顯著ニスルニ易クシテ又必ズ效ヲ奏スルモ速ナラン然レドモ勝者ガ其效ヲ奏スルト同時ニ同郷比隣今昔互ニ結合セシ交誼ハ長ク此時ヨリ切斷スベキハ疑ナシ中津士族ノ爲メニ論ジテ出訴ハ極メテ遠謀熟策ニアラザルナリ余ノ中津士族ニ對スル君臣名義ハ疾ニ廢セラレ各天ノ一涯ニ隔居シ十數年間互ニ面ヲ接セザレドモ其交情ノ切ナル今日ニ及ビ決シテ滅却スル事ナク當時余ノ身ニ於テハ表面中津士族ニ對シ毫モ關係ナキ間柄ナレドモ其士族ノ休戚常ニ余ノ胸間ヲ刺衝シテ絶ヘザルモノハ何ゾヤ是則法令義務ノ爲メニ制セラレテ然ルモノカ恐ラクハ往日互ニ結合セシ情誼ノ猶今日ニ現存セル者ニ非ルナキヤ想フニ同藩士族相互ニ關係交酬モ亦如斯ナルベシ若シ夫レ然ラバ今日ノ事是ヲ情ニ於テ糺サズシテ直ニ法理ニ問ハントスルハ所謂時ト場合トヲ辨知セザル者ニ非ルナキヤ然レドモ今回ノ當局者ハ皆是レ中津士族錚々ノ輩ニシテ老練著實余ノ最モ望ヲ屬スルノ人ニシテ其平生ニモ似ズ如斯ナルハ定メテ種々ノ内情モアルベシ親ク其意見ヲ聞カバ無理ナラヌ處モ是有ベク候得共卒然此ノ紛爭ヲ表面ヨリ看來レバ其狀宛モ飢虎ノ殘肉ヲ爭フニ似テ聊カ外聞ヲ厭フベキ處無キニ非ズ心アルモ

ノハ此際務メテ外侮ヲ禦グノ手段モアルベキ筈ナルニ何ゾ圖ラン双方互ニ同志ノ名簿ヲ製シ他ノ法廷ヲ借り他人ノ面前ニ於テ強テ反對者ヲ伏罪セシメントスルハ取モ直サズ好テ外侮ヲ買フ者ニシテ中津士族團結ノ勢力ニ於テ如何ナル影響ヲ來スベキ識者ヲ俟タズシテ明ナリ兄弟内ニ鬪グハ是非モナキ事ナレドモ此上復外侮ヲ招カントスルハ何等ノ事ニ候ヤ足下ノ處見如何ント懇々御沙汰有之候得共如何セン私義ハ眞實其事情ニ疎ク御答可申上様モ無ク何レ老臣へ申遣候上何分ノ義更ニ具陳可仕ト申上置候多分福澤小幡兩氏ヨリモ御照會仕候事ト奉存候何卒諸大人今一應御盡力被成下兩者ノ爭論氷釋仕候様奉希候禿筆不文定メテ御高讀相成兼候事モ可有之書餘ハ御賢察伏テ奉希候頓首百拜

十月四日夜

東京 山口半七

逸見 蘭 碗 殿

菅 沼 新 殿

註 前掲の逸見鈴木山口三名宛の書翰に關聯せるもので、此意見書の内容は先生の口授に係るものであらう。尙ほ鈴木閑雲宛同年九月二十八日付の書翰参照。(編者)

とノ部

戸田春三  
二三四 棚橋新策宛  
渡邊祝三

明治二十七年八月二十六日付

本月廿一日の華翰致拜見候陳ば今度日清事件に付軍資義捐に御盡力可被成旨誠に御同感の御事これを承りても欣喜に不堪何卒廣く地方の人々を勧誘して非常の奮發あるやう致度田舎の地にて現金に困るならば米にても麥にても不苦唯國民の誠意誠心を表するのみ一髮千鈞を繋げばこそ危けれども千髮一鈞を繋げば甚だ安し吾々の目的は全國四千萬の協力を以て國の榮譽を全うせんとするに在るのみ兎に角に此處の要は内亂と外戦とは全く性質を殊にするとの一義を了解すること肝心の事と存候將又報國會云々は同會も近日軍事公債の爲め躊躇する姿に相成候に付老生は同會の如何に拘はらず時事新報を以て醜集の事に著手致し居候全體資金を集るに何會何社など申區別は無之の沙汰なり何れの道を経て何れの手よりするも唯國民の誠を表するまでの義と存候則老生の所見は別紙時事新報の切抜差上候間御一覽可被下候右拜答まで申上度匆々頓首

八月二十六日

論 吉

戸田春三様  
棚橋新策様  
渡邊祝三様

東條利八  
二三五 藤本元岱宛  
渡邊彌一

明治二年二月二十二日付

六七日前御上屋敷より或人參り中津の異事記中に中村衛平死と申事有之よし承り昨冬渡邊君より叔父様御不快との

二三四 戸田春三―棚橋新策―渡邊祝三宛  
二三五 東條利八―藤本元岱―渡邊彌一宛

御紙面前後暗合いたし候様有之甚以關心日夜齟々罷在候處唯今藤本渡邊兩君の御手紙到著果して然り御容體の趣も逐一被仰下天命致方なき義には候得共驚入候次第皆々様にも厚く御看病被成下候義御當人様も御満足私におゐても難有仕合に御座候乍併實は私こそ獨り御介抱可申上筈の處遠方隔絶遂に不能其義事勢時運の然らしむる所とは乍申残念此事のみに御座候跡々の處は正九郎公も壯年の義直に公務差支無之英吉義は兼て叔父様えも申上候義有之好き折を以て當處え御遣し被下度私にて引受世話可仕存じ候さ候得ば先づ中村の家は叔母様當主これに妻を娶て當分三人暮し小祿にても押て立行可申存じ候

一輕少の至候得共御香典の印金拾兩呈上仕候御法事の一助にも被成下度私義も今日は龍源寺え參詣御讀經相頼候積に御座候次便御靈名爲御知被下度奉願候

一叔父様御死去に付ても尙又被案候は母の義に御座候當年六十六歳御同年兼て達者には候得共不定の身何分にも御心添奉願候私義は何分田舎へ引籠候譯に參不申都會に住居いたし候に付聊かながら母始家族保護も出來候義其邊は御憐察可被下候

一叔父様の御不幸に付申上候には無御座候得共各様方可相成丈け御酒は御謹被成度兼て御承知の通り私義も頗る大酒相用候生質に有之候處近來段々西洋の書物勉強いたし彼の説に依り熟ら人間在世の職分を相考候に修徳、開知、儉約の外、他事無之大酒を用れば起居都て不行儀相成音に身體起居の不行儀のみならず遂に精心をも不行儀に慣れしめ不徳に陥り候ものに御座候大酒を用れば精心を亂り人の言もよく分らず書を讀み候ても十分に解し不申候書を解すと出來不申節は迎も人に知識は生じ不申人に知識なきときは輕舉暴動大に世道を害し候ものに御座候大酒を用れば酒

の價は僅の事に候得共夫れが爲め業を怠り一身の不儉約のみならず國家の大損を招き候義出來申候右の條々決して私の説には無之西洋人の深く戒候ヶ條にて洋書中往々讀み當り如何にも慚愧の次第に付私義は近來嚴しく酒を謹み決して大酒相用不申候何等の事故有候とも夕刻又は夜分唯一度一合歟貳合許り朝晝杯は假令ひ珍客來り或は他席へ參り盛饌有之候とも一滴も嘗め不申何卒各様方も酒を慎むは天に對しての御奉公と被思召厚く御心得被下度これも下戸より申上候はゞ自分勝手と被思召候義も可有之候得共嘗て大酒暴飲の私より申上候義御信仰可被下候

右貴答旁申上度何分にも此後御法事其外宜敷御取計奉願候余は次便可申上候恐惶謹言

二月二十二日晝時

福澤諭吉

東條利八様

藤本元岱様

渡邊彌一様

註 中村衛平は、先生の父百助の弟で、先生の叔父に當る人である。先生は幼時から其養子となつて中村姓を名乗つてゐたが、兄三之助の死去したに付て福澤家に復して家督を繼いだのである。東條利八も先生の叔父、藤本渡邊の兩人はいづれも先生の従兄弟である。文中「正九郎公」とあるは東條利八の次男で中村の養子となつた者で、「公」といふ言葉は目下の者を呼ぶ地方の俗語である。「英吉」とあるのは中村の實子で、養子を迎へた後に生れた子である。(編者)

二二六 東條利八宛

明治四年?一月二十八日付

知事様御義一昨二十六日御著正月十八日附の書翰難有拜誦皆様被爲擷益御機嫌能奉賀當方幾太郎君始遊學生一同無

二二六 東條利八宛

一八九

異勉強御安意可被下此度は信太郎も出府中津生も追々多人數相成賑々敷英吉も出精仕居候老母義も追々落附此節はお  
一と兩人にて先日三田え引越かりに長屋住居却て安氣に御座候私も普請出來次第來月中には引移の積彼是多事に取紛  
大に御無沙汰御海客奉願候右貴答申上度早々頓首

正月二十八日

福澤諭吉

東條利八様

二三七 東條利八宛

明治十一年一月三日付

新年御慶目出度申納候先以益御機嫌能成御超歳目出度御義奉存候隨て私方家内一同無異加年仕候乍憚御放念可被  
成中上川彦次郎も小幡氏同伴にて十二月二十六日無滞歸著仕候全三年餘の留學病氣の沙汰も無御座仕合の事に御座候  
右年始御祝義申上度早々如此御座候頓首

一月三日

福澤諭吉

東條利八様

二三八 東條軍平宛

年未詳七月十九日付

山梨縣東八代郡鶴飼村

尙以時下折角御自重專一奉存候當方は十二月三十一日より雨天今日迄降續不都合千萬の事に御座候以上

須田逸策弟

須田孝平

と申者は本塾生徒にて五月中旬より發病當月六日死去の由右は塾にても承知の事に候又其弟英之助なる者此度亡兄  
に繼で入塾の由是は既に入塾致候哉入塾ならば一寸面會いたし度拙宅へ御遣し被下度實は今日須田逸策より來狀誠に  
氣の毒の次第に存候此段御尋旁申上候早々頓首

七月十九日

諭吉

東條様

註 東條軍平は利八の子、即ち先生の從弟で慶應義塾監局に勤めてゐた。(編者)

二三九 富田鐵之助宛

明治二十四年六月二十一日付

時節柄日々鬱陶敷天氣に御座候益御清安奉賀過日は態々御來訪被下普請取込中誠に失敬仕候段御海客奉願候其後華  
翰を辱し來る二十三日紅葉館の御集會へ罷出候様御懇の御案内難有奉存候老生の箱根行は天氣模様にて今日までも延  
引致居候得共色々差支も有之當日倍席の義は御斷り申上候就ては一編の筆記にてもとの御所望お易き御用のみならず  
文彦君の此大業は老生も竊に悦ぶ所にして叶ふ事ならば一言を呈し度候得共扱その呈したる文は如何相成候哉或は當  
日來會の貴顯大家の演說筆記を集めて冊子にするか又は言海の首尾に附することにも可相成哉其時に至り例の何伯何  
子何官何位の方々が云々の言を演べて筆記斯の如しと第一番に記し之に隨て福澤も云々したりとて文壇上恰も貴顯の

二三七 東條利八宛

二三八 東條軍平宛

二三九 富田鐵之助宛

一九一

御供を致すことは老生の好まざる所なり左りとて世間體は貴顯の題字等を以て著書に光を加ふるの意味なきにあらざれば老生が獨り我儘を申譯けには參る間敷旁御不都合の御事と存候併し老生は一身の榮辱の爲めにあらす斯文斯道の獨立の爲めに進退を苟もするを得ず其邊は御洞察奉願候就ては拙文一筆態と御手許まで差出候間御一覽の上これを御掲載にも相成らんとの事ならば其掲載の法を前以て御示し被下度奉願候件は斯く理窟らしき事を申て御面倒にも可有御座候間直に御却け相成候ても決して不平は無御座候右御返詞旁申上度勿々如此御座候頓首

二十四年六月二十一日

論

吉

富田様 梧下

尙以て別紙認候草稿は御覽の上御返却相成候ても少しも不平は無御座候間紙上に記す方法に付今一應御打合奉

願候以上

註 大槻文彦著「言海」の出版記念祝賀會が紅葉館に開かれたときのもの。文中「拙文一筆云々」とある其文章は續全集第七卷

「諸文集」中の「雜纂其一」に收めてある「大槻警水先生の誠語其子孫を輝かす」と題する一篇である。(編者)

### 二四〇 富田鐵之助宛

明治二十四年六月二十一日付

過刻使の者へ一書を附して差上候處御返詞を辱し尙言海祝宴の次第とて御示しに相成候一片紙を拜見仕候處伊藤伯が當日言海の發刊と申を演べ隨て老生が警水翁云々と順序あり是れは其方様の御都合も可有御座候得共老生は伊藤伯に尾して賤名を記すを好まず候間誠に恐入候得共右福澤の名は御取消相成候様奉願候萬般の理窟を云はず老生は文事

に關して今の所謂貴顯なるものと伍を成すを好まざるに付假令當日出席を御斷り申上候ても出席致して云々する筈なりしと申せば即ち貴顯に尾し貴顯と伍を成したるに等し故に最初より賤名御除きを乞ふのみ將又過刻差上候文章は獨立にて呈したるものなれば祝宴に縁なく(拙文中にある二十四年六月二十三日の日を改て可然存候)別に差出したりとすれば夫れにて不苦唯他人の文と一處に紙に上するときに前以て其體裁を伺度までに御座候再三小言のやうの事を申上げ實は老生も心に苦しく嘸々頑陋なりとの譏も可有之候得共毎度申上候通り一身の榮辱にあらず唯斯文の爲めにするのみ學問教育の社會と政治社會とは全く別のものなり學問に縁なき政治家と學事に伍を成す既に間違なり況んや學者にして政治家に尾するが如き老生杯の思寄らぬ所に御座候尙い才は拜顔萬々打解けて御話可仕候得共賤名御除の義は必ず奉願候右再答勿々頓首

二十四年六月二十一日

論

吉

富田様 侍史

尙以兎角の議論六ヶ敷候はゞ簡單に拙文をも止めにして一切無關係に致し度御含まで申上置候以上

### を お ノ 部

#### 二四一 小幡篤次郎宛

明治五年六月四日付

藩札論中々おさまり不申小生義小林典事と面會情實を論ずれば固より政府の無理にて閉口いたし候得共唯ウキキ

二四〇 富田鐵之助宛 二四一 小幡篤次郎宛

ネスの致す所無理に名を付て一時の遣拂を立てんとするのみ依之例の書附を渡しこれに異論あらば評を加へらるべし其上にて此方は大藏省へ手筋を以て訴ふべし此書面を以て敢て縣廳へ嘆願するにあらず越訴せざるの證として一應これを示すのみ事實政府の方を無理と思はゞ此方へは三千六百兩の金を渡すべし則ちダマランのみ否は一同に相場を替るか否は政府は無理を主張し民の物を奪ふと明らさまに云ふべし我に兵力なきゆへ金を棄るのみと談じ置候最早其日より兩三日相成候得共返詞無之迎も六ヶ敷かるべし

先日より出張所にて小民へ諭して云く此度の事は貴様達も損亡に相違なし併しこれを天災と思へあらし地震と思へ父母の罪は子の難題なり舊官員の爲せし事なればいたし方なしとて慰め居よしこれに由て觀れば新官員も政府の無理なるは既に知れり唯大藏省に對してウキキなるのみ其實は此官員も愨然なり何卒傍より大藏省へ御辨解被下度奉存候

一義塾の御醫者様土屋氏兵部省出仕たり依て此人は外宿せしめアポテーキは服部復城にいたし松山さんか隈川先生へ診察を頼み復城は眞の調合人といたし候はゞ塾の費用も少くして復城の糊口も出來可申其趣工にて可然とも被思召候はゞ御含置可被下ドチラツカズの醫師よりも無意無説の調合者の方却て可宜哉と存候以上

六月四日 中津學校

福澤

小幡様

註 明治五年先生が中津市學校視察のため歸郷した際、彼地より小幡に寄せられたものであらう。(編者)

二四二 小幡篤次郎宛

明治十四年九月十三日付

昨夜二時の頃より暴風雨交るに雷鳴今朝に至て尙未止まず昨年あらしに比すれば少し緩なるか損所は案外少し板屏杯は随分破候得共家屋は全し塾の三階も本年手入の爲め支柱を除たれども更に動搖不致候尊宅も圍の朝鮮矢來は吹倒候得共全家無事御安意可被成候

渡部久馬八高橋正信平賀敏の三名今朝出立千葉縣水戸の近傍へ演説出張の積

其御地相替義も無之哉ヨングメンは御報知次第何時にても出張可致無事に苦み居候

右暴風雨の爲御知のみ申上度早々如此に御座候頓首

九月十三日 本塾にて

論吉

小幡様 机下

尙以今日はあらしの爲塾も休業依て塾の座敷にて棋碁の席を開候

註 小幡の大阪に行きしときこれに贈られたもの。(編者)

二四三 小幡篤次郎宛

明治二十九年四月二十三日付

拜啓仕候陳ば私共事二十一日東京出發その日濱松に一泊昨二十二日山田著古市の油屋に止宿致候往復の豫定は山田に一日滞留内宮外宮參拜二見浦を一覽して二十四日朝出立同名古屋一泊二十五日歸京か或は靜岡に泊りて翌二十六

二四二―二四三 小幡篤次郎宛

一九五



日午時歸京居候その次第は二十六日午後交詢社大會に會するが故なり然る處二十一日出立の日より昨日も終日の雨にて殊に昨夕宮川にて汽車を下り夫れより古市の油屋まで五十丁とか申候得共雨天の泥濘道普請の出來たて人力車のガタピシのみならず參宮の群集肩摩織るが如きその中をボロ馬車の往來滿目の混雜何とも名狀す可からず私は始終子供等に注意する積りの處子供等は却て老人に心配ヤツト宿に著したるは黄昏の事にて一行相見て茫然たり伊勢地方の友人は宮川ステーションまで態々迎ひに參り呉れ様々深切なる世話に預り候得共今日は何分にも疲勞致し兩宮參拜二見まで見物の勇氣無之鬼も角半日許り休息不致ては不叶加ふるに今日の天氣も甚だ覺束なく雨さへ降らねば道わるを犯して外宮文書を済したく存居候事に御座候

右の次第にて今日は先づ一日を空ふすることに相成り明日の天氣を期して内宮より二見と豫定致候得共是れも道路惡しければ或は二見に一泊も難計然るときは二十二日より山田に三泊する譯けにて出立は二十五日に相成途中名古屋に一泊静岡に一泊とあれば二十六日の間に合ひ不申不本意此事に候交詢社の大會既に十七回に及び老生は幸にして十七年間一回も缺席致候義無之今年に至りて之を缺くとは残念のみならず出席して言ふ可き事も亦甚だ少なからず本社は恰も日本社會の代表にして社員の中には武人もあり文人もあり政客あり實業家あり老成の老人あり進取活潑の壯年あり其言ふ所爲す所固より同じからずと雖も詰る所は日本社會の利害を思はざる者なし扱今日の利害如何を案するに老生の所見を以てすれば

第一 國防を修めて國權を維持する事

第二 實業を擴張して國防の財源を豊にする事

右は固より國家の大事にして前後輕重の別あるべからず分り切つたる事なれども武を僥ふは人情の常にして動もすれば實業を後にするの風なきにあらず例へば市中寄せの席に軍談敵討等の講釋は流行すれども假りに實業商賣の事を席上に語る者あるも其席に客は先づ以て覺束なし以て人氣の在る所を見る可し左れば目下の有様にて國防の大切なるは言ふまでもなく老生如きも即ち國防論者の一人なれども其論據をいよ／＼固くしていよ／＼深うせんとするには實業發達の實力に依るの外ある可からず然かのみならず國防武邊の一段に至りて我日本國は既に其伎倆を示して世界の耳目を一變したることあるに反して實業商賣の事は唯進歩／＼と云ふのみにして未だ曾て實際に大に人を驚かしたるの談を聞かず然かのみならず武邊の嗜みは深く心の底に藏めて極めて稀に發するか或は遂に發せざるの常なれども實業商賣の働きは深く藏るを要せず時々刻々外に發して怠ることなく次第に功を重ねて漸く光を放つことある可し故に今武事と商事と兩々相對し之を修るの熱心は正しく同一様にして唯その之を事實に發するの一段に至りては自から緩急の別なきを得ず即案即發進取活潑、發して中らざれば再舉を謀り百折不撓は實業の事にして持滿不發萬全を期し萬々全を見ても尙容易に動かす或は動かんとして更らに又中止するが如き一見因循なるに似て沈勇深き處に在るは武邊の事なり云々

凡そ右等の趣旨にて一場の演説を試み度候得共前條の次第歸京或は二十六日過に可相成候間如何にも恐入候得共會員諸君へ宜敷御致意被下度明年の大會には屹度在京出席可致呉れ／＼も御斷奉願候旅中執筆匆々如斯に御座候頓首

二十九年四月二十三日 伊勢山田古市油屋にて

福澤論吉

小幡篤次郎様 梧下

二四三 小幡篤次郎宛

二四四 小幡篤次郎宛

明治三十年頃？三月二十日付

唯今山崎より別紙の通申参候この内報に據れば公使は明日にも参るべし御一考の上宜敷御取斗可被下候書中に云ふ如く公使が全權を受けたりとて是れは彼等の内輪の事にて慶應義塾は直接に彼の學務衙門と約束あるゆゑ兎に角に學務衙門より何とか報道あるべし學務大臣が公然書を發して照會するまでは先づく此まゝに致し置くの外なし書生の進退如何様にも宜敷やうなれども約束は約束なり此方も迷惑ながら黙して學務大臣の來報を待つべし云々など當らずさわらず公使に腹を立てさせぬやうにして此處はグヅグヅに致し度存候實は老生參上直に御話致度候得共一昨日交詢社より歸宅爾來少々氣分あしく何分外出の元氣無之書を以て匆々申上候頓首

三月二十日

論 吉

小幡様

二四五 小幡篤次郎宛

年未詳四月十二日付

此安藤達二と申は高田藩先年より本塾に居て卒業昨今は和田の方にて教員たり年齢十八歳何ヶ月家には母と祖母とあるのみ大不幸と申は父も祖父も兩人共戊辰の役に討死今は兄弟姉妹もなし性質は随分活潑にして或は役に立可申哉に存候何卒御考の上大島の方へ御差向被下度尤も今朝唯々話したるまゝにて本人にも未だ考の定たるものなし尙事情御申聞御模様次第にて先方へも一應參候様御取計被下度奉願候早々頓首

四月十二日

論 吉

小幡様 梧下

二四六 小幡彌宛

慶應二年？五月九日付

先日令弟より御傳言にて此度其御塾の長者歸郷に付ては送別等入用も有之候間金子可指上様承知いたし候得共篤と相考候に足下の寒貧は人の知る所にて既に衣食にも指支候程の次第中々餘計の金子可出來筈無之尤同窓の人を送るは人情の自然に出候義可相成は同塾並に致度事に候得共事に大小輕重の別有之昨今必用の書籍衣類も見合不相調程の仕合にて枉て人と雁行し送別の席に連列致候とも本人におゐても決して愉快に存取申間敷其内情を知らば必ず先方より斷り可申若し又貧にして福生の眞似をいたし表向の送別をいたし候はゞ即ち人を欺くと申者にて益々不相濟事に御座候併し人に云ふべからざるの事情も可有之其段は深く御察申候間若しウルサキ事も候はゞ此手紙を人に示し候ても不苦此位の道理の分らぬ人は伊東の塾中には有之間敷存候此段早々以上

五月九日

論 吉

玄厚様

註 小幡彌(舊名玄厚)は中津の人、文久三年初夏入門、先生の門下生中最古參の一人である。慶應二年正月より小幡は下谷御徒町にあつた伊東玄朴の象先堂塾に學んだ。文中「令弟」とあるは小幡の弟永島貞次郎のこと。(編者)

二四七 大石勉吉宛

明治十三年十月十二日付

秋冷深相成候益御清安奉拜賀陳ば先達御出京の節も一寸御話申上候社中結合の義此程小幡外舊友三十名計の發起にて様々相談の上必ずしも當塾の舊生徒に限らず同志の向は一切之を集合せんとし則ち交詢社と名け假に社則も出来候に付附言共數部御廻し申上候御一覽の上御入社被下度又兼て相伺候其地方に有志者も甚少なからず御申合の上傳へ又傳て加入相成候様御周旋被下度奉願候右要用申上度早々如此御座候頓首

十月十二日

福澤論吉

大石勉吉様

尙以時下爲國家御自重專一奉存候江川様も御歸朝の由未だ御目に掛らず乍憚宜敷御致意奉願候

二四八 大童信太夫宛

慶應元年? 四月十日付

快晴御同慶奉存候益々御多祥奉賀候先日は參堂寛々得拜話且御馳走罷成り難有奉存候其節指上候書類御返し儘落手仕候將又不存寄御國産の珍品御惠贈被下千萬難有長く調法可仕奉存候  
明朝は愈御出立目出度御見送旁一寸參堂の積罷在候得共極々御繁用の趣却て御妨にも可相成と存業と指控申候何れ不遠中又々御出府の節拜眉可仕奉存候何か御餞別にても可指上等候得共指當り存付の品も無之此小鏡有合に付指出申候御道中の玩物御啖留被下候は々忝奉存候

右要用のみ申上度早々頓首

四月十日

尙以御道中折角御自重專一存候

註 大童は仙臺藩江戸留守居役で、夙に西洋文明の主義を信じ、先生とは格別昵懇の間柄であつた。(編者)

二四九 大童信太夫宛

慶應元年閏五月十三日付

貴翰拜誦仕候如高論追日暑氣相増候所益々御健安被爲渡奉賀候然ば今般御用に付昨日御出府相成候趣御苦勞の御義無滞御著の段目出度奉存候扱又不存寄御國産の御品惠投被成下千萬難有奉存候得共痛入候次第御芳情の段多謝候將日外御話申上候横濱新聞の義思召も被爲有候趣何卒御施行奉祈候就ては品々御話も可被爲有に付拙宅へ御入來可被下趣業々御尋問は恐入候得共御閑暇も御座候は々御閑話旁御出浮奉希候僕在宿の日は定て難申上候得共此節は當番も少く公用と申候ては五十の日當番のみに御座候尤明日は終日不在の積明後日は當番十六日午後杯に候得ば至極都合宜候右貴答御禮旁申上度餘は參堂縷々可申述候頓首

後五月十三日

尙以本文十六日と申上候得共必ず同日に限るの義には無御座十七日十八日十九日にもても閑暇に御座候尙又此方より御案内可申上奉存候

二五〇 大童信太夫宛

慶應元年閏五月二十七日付

兎角鬱陶敷困却仕候益御安康奉拜賀候先日は折角御來訪被下候所何も御構不申上失敬の至御海容可被下候其後一寸  
參堂可仕奉存候所少し風邪の氣味にて取臥不能其義昨日は無據用事に付其御屋敷近傍まで罷出候間午序御玄關まで御  
一聲申上候得共御取込中の御様子に付態と指控申候扱先般御話の新聞紙は横尾生え御申越相成相辨じ候義に御座候哉  
御模様相伺度何も六ヶ敷手續も無之筈とは奉存候一應御尋申上候○別紙新聞御内々御覽可被下候○右要用申上度早々  
頓首

後五月二十七日

二五一 大童信太夫宛

慶應元年?十月二十四日付

小春の快晴御同慶奉存候益御安適被爲渡奉拜賀候陳ば私義本月初旬より散々風邪にて外出仕兼無聊の餘り先日拜借  
仕候べり紀行取調居所面白ヶ條有之則少し斗翻譯仕候間入御覽申候鎖國家の目に觸候はゞ何と可申哉何卒頑固物の  
論し種に御用可被下候

此段要用のみ申上度早々頓首

十月二十四日

尙以一昨日は新聞日に御座候相達候はゞ御遣被下度昨今の氣分に候得ば譯も出來可申存候

二五二 大童信太夫宛

慶應元年?十二月六日付

快晴相成御同慶奉存候益御安適被成御座奉拜賀候扱先日は御懇書被下且又不存寄見事の鴨御遠來の趣にて御惠投被成  
下御芳情の段千萬難有奉存候何れ拜趨萬々御禮可申上奉存候其後御痛所は如何委細の御容體は隈川生より承追々御快  
方相成候段は了承致居候得共尙御自重專一奉存候○先日御遣の新聞譯出來候に付指上申候尤貳百一號は未だ譯を經ず  
候得共格別の事も無之且今日に至りては舊聞に相成候間翻譯不仕候○先日指出候拙譯十五尹碗草稿一寸拜借仕度一見  
の上又々直に可指出奉存候右要用のみ申上度餘は拜趨の時を期候頓々首々

十二月六日

二五三 大童信太夫宛

慶應二年?三月十二日付

不順の氣候に御座候處益御安適被成御座奉拜賀候陳ば一昨日新聞紙御遣右三冊の内壹冊は例の通り此迄の順序を逐  
ひ二百十七號に有之壹冊は第一號にて此度より體裁を改候事と奉存候外壹冊は二百十六號にて則此度の第一號と照合  
の爲めにも可有之哉に奉存候右の次第に付二百十七號并第一號貳冊翻譯指上申候御落手可被下候

一爾後は誠に御無音仕候御痛所如何被爲入候哉追々御快方の由は隈川氏より承知仕候得共久々の御引籠御難澁奉察  
候何卒早々御全快奉祈候義に御座候私義も近日は少し取調物有之何分他出仕兼彼是心外の御無沙汰御海容奉願候右要  
用のみ申上度早々如此御座候頓々首々

三月十二日

二五四 大童信太夫宛

慶應一二年頃?月日未詳

(断片)

尙々新聞譯指上申候此度は何事も無御座空紙なり

三白先日拜借仕候野戰砲術書少しづ、拜見仕候に誠に善本未曾見の品に御座候標題を譯して云へば

砲戰全書

砲軍活法

等の字にて當るべき哉此書は急に翻譯いたし度事に御座候何れ不日參堂可仕奉存候間其節篤と御話仕度奉存候

註 これは追て書のみで其本文は残つてゐない。紙端に大童の手跡で「福澤來書端書切取入御覽申候」と記してある。(編者)

二五五 大童信太夫宛

慶應三年六月二十九日付

益御清適可被爲渡奉拜賀候陳は小生義一昨夜歸府仕り大取込にていまだ爲御知も不致候中昨夕は預御使加之不存寄  
鮮魚御惠投被下難有奉存候拜眉萬御禮可申上奉存候

一御注文の御品探索仕候處此節戰爭後拂物の砲類は澤山有之候得共素人の手際には迎も取入れ候義出來不中古物を  
新品に飾り或は仕入の物の下品加之彼國の商人狡猾を極め相調候とも如何様の義出來可申も難計大金御預り申萬々一

其品其金に不相當の義出來候ては不都合の義と存じ反覆熟考の上砲類買入れの義は斷然見合せ申候併し金子は儘に存  
在いたし居候のみならず或は御都合宜敷義も可有之奉存候御掛念被下間敷候い才は拜眉御話可仕候

一御藩中の大條一條兩人サンフランシスコエ在留方今の有様誠に可憐次第併し兩人とも辛抱に勉強いたし候義は感  
服に御座候此度彼地出帆の節も聊周旋いたし指當り饑渴の患はなき様取計置候此亦拜眉御話可致候

右要用のみ申上度委細の事情は拜眉ならでは申盡がたく候拜具

六月二十九日

註 先生の第二回米國行のとき歸朝勿々に大童に贈られたもので、「御注文の御品云々」とは、先生が渡米出發の節、仙臺藩から銃  
砲買入を頼まれ其代金を預かつて行かれた事に關するもので、此手紙では銃砲買入を見合せ金子を其儘持歸つたやうに記してあ  
るが、實は洋行前に既に大童と相談が出来てゐて、此時節に武器などを購入するのは無益の沙汰であるからとて、其金を以て洋  
書を購入して來たのである。藤原相之助著「仙臺戊辰史」には左の如き先生の洋書買入の計算書が載せてあるから参考のため爰  
に載録する。

覺

一、千六百六十五ドル九分

内 二百四十九ドル九分

書籍御定價

之は書林に命じ一割五分減價させ候分 尤ワシントンにて相調候分は二割引にてニユ

イヨルクにて相調候分は品により一割より二割五分引 平均一割五分引に御座候

二百四十九ドル九分

保險料

百五十ドル

荷作り

二百五十ドル

注文、積出し運賃

二五四―二五五 大童信太夫宛

を抄ノ部

ノ二千六十五ドル八分

金にして千五百五十兩一匁

一、二千五百兩

預り高

内 三百兩返上

千五百五十兩

書籍代

残千四百十九兩三分と十四匁返上

六月十二日

福澤諭吉

尙ほ此洋書買入に就ては「福澤諭吉傳」第一卷第十三編に詳細に記してある。(編者)

### 二五六 大童信太夫宛

慶應三年九月五日付

要件

昨日御紙面被下別紙朱書の通り相尋候處尙又先方より書入返答申參候に付其儘指上申候往復の書入れ反古の如く相成御覽被成がたく可有御座候得共證據の爲め原文の儘差出候義に御座候右書面の趣に従へば恒磨様は貳十五六歳なれども既に御分家へ御出の義忠千代様を遠江守様の御子とせるは誤なり矢張伊豫守様の御子なり御年は三歳位此方様はいまだ何方よりも約束なきこと、被存候

右は美作守附の者より相頼守和島より來りし女中へ相尋候義に御座候必しも誤謬なきとも難申候間尙又篤と御探索被成下度奉存候且私方の手にて相分候義に御座候得ば何成共被仰下度出來候丈けの事は他に不洩吟味可仕奉存候早々

九月五日

註 伊達家の養子縁談に關する書翰である。尙ほ藤原相之助著「仙臺戊辰史」には

江戸留守居大童信太夫專ラ命ヲ奉ジテ周旋シ福澤諭吉ニヨリテ仙臺ノ分家宇和島公ノ二男宗敦ヲ養子トスルニ決定セリ當初

福澤ヨリ大童ニ宛タル内牒ニ曰ク

宗敦、幼名恒磨、眞田侯ノ弟、美作守ノ兄、年十八九、宇和島ノ評判ニテハ、三兄弟ノ内一番ノ才子ノ由、漢書竝ニ

追々ハ洋書ヲモ讀マレ候趣、且御分家若狭守殿ヘノ談(養子ノ談ナルベシ)ハ未ダ決セズトノコト云々(慶應三年九月

二十四日附)

と記してあるが、其九月二十四日付の書翰は其後散逸したものと見えて見ることが出来ない。(編者)

### 二五七 大童信太夫宛

慶應四年三月六日付

唯今一新聞を得たり先月二十九日(第三月二十三日)英公使參内の途中亂妨人に犯され公使は少し疵を蒙り従者九人手負内貳人は餘程深手のよし

右に付其前に參内いたし候佛、荷兩公使並に英公使も横濱へ逃歸るべきよし

奇新聞追々に差起り御氣の毒様の義に御座候

パークスさんも飼犬に手を喰はれたと云ふべき哉喚止々々

先日御遣の横濱新聞は開成所にて出版相成候由に付後刻差上候積に御座候

先日御話申上候ブックも大抵撰分置候此亦差上可申奉存候

二五六―二五七 大童信太夫宛

私義も一昨日御用召なるもの來り無據病氣引いたし居候旁以外出も些六ヶ敷困り申候  
右要用のみ申上度早々頓首

三月 六日

註 此年二月末英國公使パークスが参内の途中浪士に襲撃された事件を報ぜられたもの。御用召云々とは、慶喜將軍が東歸謹慎中幕府に於ては役人の任命を行ひ、先生にも御使番といふ役を命じたのを、病氣と稱して取合はなかつた事實があるから、其事をいはれたものであらう。(編者)

二五八 大童信太夫宛

慶應四年五月十六日付

先刻は御紙面被下候處生憎他出中貴答不仕失敬御免可被下候扱昨日の一條何分慥に不相分候法王は昨曉未だ事の始らざる前既に御立退き山内既に空しかりし趣且只今或る百姓の話に昨夜は三河島村え御止宿相成候よし慥に相話候戦争の模様午時頃迄は彰義隊十分の勝利にて薩長因備死人夥敷有之午後に至り湯島天神坂上より長人大砲を打落し之が爲め彰義隊の人も困却のよし昨夜より山内えは西軍入込居候よし又昨夜大總督より使番榊原隼之助を呼出し急度差圖して芝の坊様を仲人に入れ和を講ぜんとし今朝芝より然連和尚と申坊様上野の方え出掛候由右の如く何れも云々と申話にて確然と不致西軍彌勝利に有之歟或は再び打潰すべき見込あらば芝の和尚を仲人入るには及まじ又彰義隊果して勝利ならば西軍山内へ入ると申事は有之間敷何分不明なり兎に角昨日より市中南北路絶探索の方便無之候○或人云昨日の戦争若州の兵其外鍋島の兵の内にも倒戈のもの有之よし申居候在江戸諸藩の脱走は益々増加するとの事に御座

候法王は日光邊に出掛奥羽の諸侯を募るとか申事に御座候○戦の起元は西軍より打出し候よしなり○砲戦少なくて切合多しと申事なり右貴答申上度早々頓首

十六日

尙々御引込のよし御不快にても被爲入候哉左も無御座候はゞ御來話奉希候此節は又々横濱並に外國新聞紙の翻譯相始め随分面白きはなし有之候僕は依舊閉戸居ながら讀書の傍らに人の話を聞事とし世人も亦僕を尋る者なし極て幽閑に御座候何卒御立寄奉待候

奥羽新聞御本家の事なれば何も御承知無之筈はなしソツト爲御聞被下度奉願候

芝 口 様 貴答

神 仙 座

註 上野彰義隊の戦争の翌日認められたもので、宛名の「芝口様」とは大童が芝口の仙臺藩上屋敷に居たからであり、「神仙座」とは先生の住所なる芝新錢座をもぢつたものである。(編者)

二五九 大童信太夫宛

明治六年八月三十一日付

唯今大阪の太田正兵衛と申人アメリカより歸り別紙添金八拾七ドルラル私方え届參候に付即刻爲持さし上候御改め御落手可被下候右要用申上度早々頓首

八月三十一日

註 封筒の名宛は「黒川剛様」とあり、日附の肩に「酉」と朱書してある。黒川剛は大童の明治二年脱藩後の變名である。(編者)

二五八―二五九 大童信太夫宛

二〇九

二六〇 大塚茂平宛

明治十五年八月二十六日付

本月五日の華簡拜誦時下春暄の好時節にて御清適奉賀候陳ば令息新太郎君御入塾爾來壯健御勉強の儀御安意相成度毎度拙宅へも來訪色々御話いたし候儀吳々も御案じ被成間敷候今便は土産の味増漬御惠投被下兼ての好物度々に戴き申候遠路の處御心頭に被懸御芳情不知所謝厚く御禮申上候右御答迄早々如此に御座候頓首

八月二十六日

福澤諭吉

大塚茂平様

追て本社の時事新報御覽被下候由地方の情況等は時々御報導願度新聞紙は一人にても廣く世間に讀者の増す様致度御心添奉願候

二六一 大槻磐溪宛

文久三年四月一日付

兩度の貴翰謹て拜見仕候早速回答可指上管の處舊冬歸府後取紛不本意奉存居申候御承知も可有之今般の一件彼是混雜致し日一日延遲仕候儀思召の段奉恐入候時下暖和の候先以益御清福被成御座奉拜賀候隨て小生義無恙候て昨冬歸府仕候乍憚御放念被下度候短眼鏡の義仰被下實に恐入候次第右は全く忘却いたし候何分致方無之依て右に代るに左の品を以てし且謝其罪

龍動圖

一

歐洲諸邦巡行致候得共都府の盛なるは龍動を最とす

第一世ナポレオンの寫眞

一

外

支那長城の瓦片

此は今般同船いたし候英人自ら長城の邊に至り持歸候品小生直々其人より貰ひ申候

エヂプト

ピラミードの瓦片

此は小生目撃いたし候ものなり

右は世界七奇の内二奇の印なり

○唐學垣の尺讀御落手被下候趣同人とは小生も極懇意致候先生より戴候扇子を遣し且政表の御序も爲見諸般の話いたし次で右尺讀を贈候義に御座候扇子は御作奉命二使云々七絶御認有之候

○當所も今般は實に指迫り候騒動なり定て御承知の義可有之京師と關東との交際におゐて小生一切不知大抵御測量相届候義に有之英咭より申出候義は小生も委敷不存候へ共路傍に聞東禪寺一條に付償金一萬ポンド(一ポンドは四ドル半)生麥一條は先政府より誤り證文御出し且十萬ポンド御拂可被成と申候大意にて二月上旬より横濱へ軍艦數艘參居候尤右申出候は二月廿日頃の事に御座候其後官にて御決答御六ヶ敷京師御旅館へは月々御文通の様有之候得共先不取敢日延位の事にて日延も兩度相濟此度の日延は當月五日までに御座候様子次第にて相始り可申候可恐義に御座候併

二六〇 大塚茂平宛 二六一 大槻磐溪宛

二六一



願て考ふるに生來未曾見の戦争と申者を目撃可致やと存候得ば面白くも御座候先生御在府に候はゞ定て御説も可有之  
御残念の事と奉察候

右年延引貴答兼御詫旁申上度余は附二便候拜具

四月朔

福澤諭吉

磐溪先生侍史

尙々指急認御推讀相成度候

註 磐溪の仙臺歸藩中に贈つたものである。(編者)

二六二 大槻文彦宛

明治二十四年六月十三日付

拜啓仕候益御清安奉賀陳ば過日は高著の言海一冊御投與に預り難有奉存候十七年來の御辛苦實に御察申上候御蔭を以て日本にも始めて辭書と名くべきもの出來管に今の學者に便利なるのみならず亦以て我文運の隆盛を外人にも示すに足るべし何れ拜眉萬々可申上候得共一應御禮まで勿々如此御座候頓首

二十四年六月十三日

論吉

大槻文彦様 梧下

二六三 大久保一翁宛

明治十一年六月一日付

薄暑の候益御清安被成御座奉拜賀陳ば先月中通貨論一編出版いたし候に付拜呈仕候御閑暇の節御覽も被成下候はば難有奉存候○兼て申上候民間雜誌も色々議論相談の末漸く先月中旬廢業爲致候爲に今後は私も一事は安心仕候既往の失策は幾重にも御海容奉願上候近日は政府の法も益嚴密可相成斯る時節に危を犯して出版も無益面倒の義旁以て雜誌停版いたし候義に御座候此段申上度早々如此御座候頓首

六月一日

福澤諭吉

大久保老先生侍史

二六四 大久保一翁宛

明治十二年四月十二日付

御手紙難有拜見仕候陳者一昨日御内話申上候一條に付屋敷地坪並に建物數等記載可申上旨承知仕候其大略

地坪 凡壹萬四千坪

地券三通

本塾建 凡六百六十五坪

土藏賄所炊所等 凡百坪

醫學塾 凡二百拾四坪

メ九百八拾坪

右は明治七年の調其後演説館西洋館並に萬來會等も出來當時は凡千百坪許も可有之奉存候邸内の建物を總計すれば

二六二 大槻文彦宛 二六三 大久保一翁宛

貳千四百坪も可有之候得共私始め諸教員其外の私有物にて塾の公共に屬する者は前書千坪餘に御座候  
 昨日勝先生御宅へ參上同様の事を御話申上置其節口上にては盡さざる所も可有御座と存じ私の存意荒増し紙に記し  
 差上置候何れ同先生より御話も可有御座御覽被成下候様奉願上候又先年此地所を低價御拂下げの節私より上納致候金  
 額は僅に五百圓許りに有之建物も追々普請致候事に候得共大本は八百圓にて御拂下げ相成り候義に付假令今日解塾い  
 たし候ても此地所建物の時價に賣却して其金を私するは心に慊らず且私も少々財産有之この金に依頼せずして押々生  
 活も出來可申覺悟に付何卒方法を立て一種の公共物として世に遺し置度反覆思慮の上奉願候義に御座候右拜答申上度  
 早々亂筆御推讀奉願候頓首

四月十二日

福澤 諭吉

大久保先生侍史

註 明治十一年頃は慶應義塾の維持頗る困難を極め、先生は其資金を得るために政府より資金を借用せんとせられたが意の如く  
 ならず、徳川宗家に對しても其事に付交渉せられたのであらう。文中の「勝先生」とは勝安芳のこと、大久保と共に徳川家の  
 事に關係してゐたから、此兩人に相談せられたのである。(編者)

### 二六五 大久保文輔宛

明治二十八年十一月三日付

過刻は拜趨御妨仕候陳ば其節申上候私宅小集の義は明四日午後致し度其旨尹君へ御通達奉願候御案内申上候は  
 殿 下

尹君

御婦人

御兩所

山崎様

大久保様

以上御六名様に御座候眞實の内輪にて他客は一人も無御座家内の者共御相伴仕候のみ何れ御迎には馬車差上可申奉  
 存候右申上度々頓首

二十八年十一月三日

諭吉

大久保様

尙以山崎君には今日御出の事ならん若し御出ならば御手数ながら本文の次第仰上被下候様奉願候

註 「殿下」とは朝鮮の皇族義和宮のこと。(編者)

### 二六六 大隈重信宛

明治十一年二月二十八日付

一昨日は御用繁の處を煩はし金庫拜見難有奉存候同行は大抵田舎人か然らざれば田舎へ縁ある者なり以御蔭先づ安  
 心せしめ此評判は必ず間接に地方に流布可致そこで嘗て御話申上候通り通貨一事に付小生の所見を新聞紙に出す積り  
 にて先づ冒頭に一篇を記し一兩日中民間雜誌に發兌申付置候間草稿入御覽申候然るに此趣向に説出しては日本貨幣の

二六五 大久保文輔宛 二六六 大隈重信宛

沿革西洋諸國の事情をも詳にせずして不叶次第何卒御手筋に實際の記載も御座候はゞ拜借致度奉願候僕が立論の主義は紙幣が多ひにも少なひにも先づ金銀貨と紙幣との性質を知り日本國中經濟の情實を詳にし然る後に多少の議論をもせよ根もなき空論を茶話同様に喋々する勿れと申趣意にて何れ五六編も説論する積りに御座候何卒参考の爲書付類拜借奉願度尙又この新聞を田舎の區戸長其外の者へ示し度其邊に付てもよき御工風御座候はゞ御示し奉願候右要用申上度早々頓首

二月二十八日

福澤論吉

大隈先生侍史

註 先生の著書「通貨論」に關する件。「通貨論」は「福澤全集」第五卷に載録してある。(編者)

二六七 大隈重信宛

明治十一年三月三日付

昨日は土山氏より來報先日御願置候書類明日謄寫出來御遣し可被下旨難有奉存候然るに昨日は洋銀六十六匁五分五厘金圓は殆ど十二回洋銀の騰貴はアメリカの一條に原因せし事ならんと雖ども斯の如きの高價は近來無比若しこの風聞各地方へ流布致し候ては以の外なり旁々横濱にて實に洋銀の入用は多からず近日これを買ふ者は唯虚に乗じて虚利を得んとする者より外ならず依て愚案に極て惡策なれども今明日にも洋銀百萬圓斗りも賣出し一時の人氣を鎮靜しては如何人氣一度び鎮りて後に策もあるべし僕も先日より思案を運らし既に昨日の民間雜誌に一編を記し置き尙草稿は五六篇出來居候得共乙な處に出ては却て不都合今日は少しく考へ居候右は喋々申上る迄も無之必ず高案ある事なら

んと雖ども爲念申上候義大凡の御腹稿被仰聞被下度大丈夫の押へ處さへあれば新聞も憚る所なく發兌の積に御座候右内要申上度早々以上

三月三日

福澤論吉

大隈先生侍史

尙以人氣は妙なものなり三四日前より十錢二十錢の銀貨までも通用少しと申事なり即ちパニツクの玉子なり其實笑ふべくして其成行は則然らず甚恐るべきなり

註 「昨日の民間雜誌」に一篇を記し云々とあるは、「通用貨幣論」と題する社説で、即ち先生の著書「通貨論」の冒頭の一節である。(編者)

二六八 大隈重信宛

明治十一年三月十九日付

益御清安被成御座奉拜賀陳は先日御内話サイコロペヂヤ編輯の人物様々思案いたし候處漸く爰に一人あり即ち矢野文雄と申者なりこの者は多年弊塾寄宿原書は十分に讀み漢書の力に乏しからず當時蔭ながら新聞紙杯書き世上の様子を窺居候處なりこの人ならば御注文の仕事も出來可申哉に存じ先日一寸當人の意を探候處何か一課の事に掛り其傍に省中の事情を察して漸次に編輯に及候様いたし度事を爲す位ならば生涯の力を盡して省の務に従事致度との願に有之就ては當分御雇杯ならば止めにいたし矢張新聞を書き可申彌用ならば可然地位を占め存分に働く積りと申大意に御座候何れ望む所は四五等ならんと被思候隨分人物は通俗にて役には立可申若し思召も御座候はゞ試に一應御逢被下度

當人より直に御話仕候方早分りと存候右要用のみ申上度早々頓首

三月十九日

福澤諭吉

大隈先生侍史

二六九 大隈重信宛

明治十一年五月五日付

益御清安被成御座奉拜賀候陳は先達申上候矢野文雄も尊宅へ參上悠々御目に掛り候由小生義は先月二十日頃より箱根へ入湯一昨日歸宅今朝矢野氏へ面會い才事情承候この人物彌以御採用可被成哉然るときは當人は迄新聞社の關係も有之唯今より少しづゝ心工面も不致ては不叶次第就ては事の成否内々御洩被下度身分の義も先日一寸御伺候通り初より四五等杯とは不都合先づ百圓と談じ其處にて居合候事に付御含置奉願兎も角も出來候事ならば早く相願度自儘ながら御催促申上候此段要用申上度早々頓首

五月五日

福澤諭吉

大隈先生侍史

尙以御國債の公告も出たりこの事に付ても新聞杯へ論じ度ヶ條も有之本文矢野なれば筆は十分に立候人物御試

被下度奉存候以上

二七〇 大隈重信宛

明治十一年六月二十一日付

益御清安被成御座奉拜賀昨今別て御繁用奉察候陳は兩三月前より愛知縣の百姓地租改正の義に付様々の事を持參り候得共小生も多忙これに應ずるの餘暇なく打拂いたし置候處近日に至り其様子を聞けば殆ど郡民破裂にも可及哉の趣實否は知らず候得共さりと面白からぬ話なり如何なる譯かと尋候得ば該縣春日井郡百九ヶ村舊拾五萬石斗りの地にて改正に順序なしとか官吏壓制とか定式の通り苦情の末遂に此度は關縣の平均を願はずして唯一郡に限り改て驗査いたし度との事なり此一事も今日となりては随分難き事にて縣官も好まざる處ならんと雖ども一郡に平均すれば改正の爲に税を増すにあらず亦甚減するにもあらず結局郡中にて結構人の部類が是迄増税の不幸に罹りしものを他の部類に平均するまでの義且一縣の總體にさし響き候事も無之若しも出來るものならば御勘考被下度小生は敢て出願人に左袒するにあらず唯官民に損する所なくして物論の沸騰を鎮靜するの法あらば之に従ひ兎角全國内の無事を祈るまでの婆心に御座候右極内要用申上度早々如斯御座候頓首

六月二十一日

福澤諭吉

大隈先生侍史

註 彼のいはゆる春日井事件に關するもの。林金兵衛宛書翰參照。(編者)

二七一 大隈重信宛

明治十一年五六月頃?二十七日付

益御清安奉拜賀候陳は嘗て御内話申上候矢野文雄御相談中彼の事變其後御混雜と存じ差控居候得共同人義も其事の進退に由り覺悟いたし度ことも有之に付一應御様子奉伺候定て御省中事情の變じたることもあらん無理に同人を進

義は萬々無御座全く御都合に任せ候事なれども現今の事態にて不取敢兩様の處御一報を願ふのみに御座候右要用申上  
度早々頓首

二月二十七日

福澤諭吉

大隈先生侍史

註 此日附「二月二十七日」とあれども、文意より推せば「二月」は誤記であらう。「彼の事變」とは五月十四日内務卿大久保利  
通の暗殺せられた事件をいはれたものであらう。(編者)

二七二 大隈重信宛

明治十一年七月八日付

先日は參堂寛々得拜話難有奉存候昨日土山君より矢野氏明細書差出候様御文通則別紙の通りに御座候兼て申上候如  
く同人は一方に身を委て従事する積り就ては御雇よりも本官の方志願に御座候其邊も御含置奉願候但し是は唯々御都  
合に任するのみ右要件のみ申上度早々頓首

七月八日

福澤諭吉

大隈先生侍史

二七三 大隈重信宛

明治十一年十一月二十九日付

昨日は參上御休息の處御妨恐入候扱其節御内話申上候一條今日文部卿へ内話の前文部省へ立寄り田中氏え一應話し

致候處氏曰私塾を補助するの一事は兼て本省の宿案既に其調もいたし候位此度の一條は何處までも周旋致度又可致の  
處爰に難事と申は文部の定額は實に定額にして百圓の猶豫もあらず此額内にて融通は固より不出來去逆これを特別の  
事として政府に持出さん敷必ず省中の評議に掛けざるを得ず之を評議に掛れば必ず様々の議論もあらん依て案するに  
此事は素と抵當を納て金を拜借する事柄なれば直に大藏へ出願大藏より文部へ私塾の性質を聞合に及ぶ杯の手順なれ  
ば文部は飽まで之に應じて該塾へ資本御貸渡は至極尤もなり云々と云はゞ請人に立つべし斯くしては如何との即案  
なりこれにて田中氏に分れ文部卿の宅に參り懇々談話の處卿は何れ大藏卿へ示談何れの路に由るべき哉其邊の内實分  
り次第報告可致に付其上にて願書差出可然兎に角に願書案一通預り可置との事其語氣甚懇切なるものゝ如し何れ明日  
にも文部卿より御内話可有御座義に付尙此上の手續御差圖奉願候

右の次第に付御約束の通り願書案壹通御手許へ差上候落手奉願  
又願面に貳拾五萬圓と記したるは二十萬ならば云々三十萬ならば云々とあまり注文らしく願面の體裁を失ふ様存じ  
候に付確と高を限り候義其成否は固より官の意に任するの外無御座候

彌本願書差出候に付尙其文面に不都合の處も可有御座乍御面御差圖奉願候此段御禮旁申上度早々如此御座候夜中  
執筆亂書御海恕奉願候頓首

十一月二十九日夜

福澤諭吉

大隈先生侍史

註 慶應義塾維持資金借用に關する件。此事に就ては「福澤諭吉傳」第二卷第二十九編に詳しく記してある。文中「願書案云々」  
二七二—二七三 大隈重信宛

とある其願書は左記の如きものである。(編者)

【参照】私塾維持之爲資本拜借之願

慶應義塾社頭

福澤諭吉

當學塾は安政戊午年初て開業慶應義塾と改稱してより既に十一年を過ぎ前後二十年の間に生徒を教育すること三千餘名今日現に教を受ける者二百の間に在り明治三年出格の譯を以て當地所拜借其後明治六年低價を以て地所御拂下げ相成る等聊か官の保護をば得たれども塾に屬する資本とては一錢もなく唯私共の微力を以て些少の私財を出し社友一同戮力勉強して追々建物等も出來教員の給料固より豊ならず毎月生徒より若干の月謝金を集め其月限りに配分して僅に衣食の資に供するのみ教員の給料尙且足らず況して教場の書籍器械等は迎も完全を望む可からず尙下て塾舎の營繕非常の手當等に至ては何の目途もあらず「ポンプ」一具だに用意なき次第其他推して知る可し

然るに近日に至ては舊藩士族も日に困窮に迫り僅少の學資にも差支て或は天稟の才を抱きながら初めより就學の念を絶つものあり或は就學央にして廢學する者あり或は僅に卒業し直に糊口の路を求め遂に大成の機を誤る者あり國の爲に謀て遺憾これに過ぎず

抑も方今の日本に於て不平を唱へて世を害する者も學者士族なり平和を獎勵して國安を助け富強の大勢に益す

る者も亦學者士族なり其平と不平と二途に分るゝ原因は固より多端なりと雖も知見の廣狹深淺は其因たるの最も大なるものなれば假令一私塾の中にも學ぶ者は安んじて其業に就き就業の年限を終て大成の期に至らしめ其知を深くし其見を博くし以て國益萬分の一を致さしめんこと最も願ふ所なり

右の如く貧にして才力ある者を教育せんとして之に衣食を與へて又隨て之を教るが如きは私塾の性質と今日の習慣とに於て敢て望む可き所に非ざれども之を教るに本人の力に堪へざる程の學費を要して爲に就學の念を絶たしむるは歎かはしき次第に御座候當塾に於ても今日までは無理に生徒の金を收斂し無理に教員の給料を薄くし尙不足して止むを得ざるの場合に至れば社頭其外の者より或は千或は百の私金を投じて辛ふじて維持したることなれども前條の如く生徒たる可き者は日に疲弊して塾の會計は更に目途を得ず此上は政府の保護を乞ふの外方略無之に付き敢て請願の次第を左に陳述仕候

此度慶應義塾維持の資本金として無利足金貳拾五萬圓當明治十一年十二月より向十ヶ年の間拜借被仰附度抵當には福澤諭吉の名前にて實價貳拾五萬圓に直る公債證書を納め可申然るときは本高貳拾五萬圓の利子毎年若干を得て書籍器械營繕等の費用も押々に目途を立て尙學則をも改良して三百の生徒安んじて業に就き私共の素志を達するのみならず天下公共の爲幸甚これに過ぎざる次第に御座候何卒特典を以て御聞届相成候様仕度尙出願に付委細の趣旨は別紙に記し候間是れ亦本書に併せて御披見奉願候也

芝區三田貳丁目貳番地主平民

慶應義塾社頭

明治十一年 月 日

福澤論吉

文部卿 西郷從道殿

(別紙)

本文私塾維持の爲資本拜借の高私共の身分に於ては巨額の様聞ゆれども國の大計を以て論ずれば必ずしも巨額ならざる哉に奉存候其次第は假に當塾を官立のものと視做すときは二十年の間に三千の生徒を教育する其官費は必ず巨萬の金額ならん然るに當塾は今日に至るまで公共の保護を仰がず有志者の寄附を求めずして此歲月を維持したるものなれば今官私の別なく日本全國を一家の會計として考ふれば慶應義塾は既に已に幾分の國費を省きたるものと云ふも或は妨なき哉に奉存候況や此度の資本は唯拜借にして抵當をも納ることなれば敢て政府の會計を動かすものに非ずと信する所に候

従前政府より教育保護の爲にとて資本拜借等被仰附候例は無之候得共公大の目を以て見れば全國の人民に業を勤るも學を勤るも正しく同一の主義にして其成跡も亦孰れか輕重の別ある可らず然るに政府には既に勸業勸農勸商の局を開て常に人民を保護獎勵するの事情は詳に傳承仕居候然ば則ち今農工商の事に比して重大なるも輕少ならざる教育を勤るに於て若干の資本金を御貸渡し相成候も事物の平均を破る義にも無之事と存候

教育保護の爲に資本拜借は假に妨なきものとするも此一私塾に許して他の二私塾に許さざるの理なし之を許さざれば物論を生じ之を許せば際限ある可らずとの御不都合も可有之哉に存候得共此一事に就ては特に陳述す可き次第あれば少しく高案を煩はさんことを乞ふ抑も慶應明治の際兵馬騷擾全國の機關一時に破れ江戸開城隨

て舊開成校も共に敗類して該校の教師輩は無論府下の學士と稱する者も四方に散じて行く所を知らず大都會中復た一名の學士に逢はず亦一所の學校を見ず江戸尙且然り各地方の風景推して知る可し天下武を知て文を修るに暇あらざるなり萬物既に廢して新政未だ行はれず大學未だ立たず文部未だ設けず恰も文物暗黒の其時に當り獨り數十名の學士を集めて安んじて書を讀み彈丸雨中咿唔の聲を絶ざりしものは唯慶應義塾のみならん言少しく自負に互り憚多く候得共當時日本國中文學の命脈を一日も維持したるものは我義塾なりとて舊社中の輩は今日に至るまでも竊に得意の顔あるが如くして世上或は之を許す者もあらん他の學塾に比して少しく區別するも妨なきやに奉存候

又舊幕府の末年攘夷の議論盛にして世の學者漢に入らざれば則ち皇に歸し洋學の如きは之を度外視するのみならず其主義を誇り其人を蔑視し甚しきは洋學者にして生命を安んずる地なきに到りし其時運に際して當塾の如きは百方に敵を引受け恰も籠城の覺悟を以て尙竊に日新の説を唱へたることなれども敵する者あれば亦應ずる者も少なからず維新の前後諸藩地より來て入社する者次第に増加し凡そ三百諸侯の藩士新陳交替して各藩多は二三十名少は三五名常に塾に寄宿せざるはなし且其人物も平均すれば驚下の者に非ざる歟成業退塾して行く所を察するに或は著書出版を業と爲し或は諸學校の教員と爲り又或は都鄙の新聞演説の社に入るが如きは無論凡そ今の諸省局廳又は有名なる諸會社の人を枚擧するに人品の高下を論ぜず其人員中には必ず當塾の舊生徒を見ざる所なきが如し既に社會の表面に其人の在る有り多少に國の用を爲して世間の耳目たるも亦論を俟たず之を彼の勸業等の事に比して形容すれば二十年の勸業既に其實効の一斑を示したるものと云ふも可ならん歟是亦

他の學塾に比して少しく區別するも妨なき哉に奉存候政府にも其邊御斟酌相成候譯け敷既に當塾三等以上の生徒は兵役を免ぜらるゝの御指令を蒙りたることもあり夫是の事情を御考案被成下候はゞ假令ひ今般特典を以て本文の願意御聞届相成候共他に差響は無之儀と奉存候に付何卒御詮議の上御許容相成候様奉願候也

福澤諭吉

二七四 大隈重信宛

明治十一年十二月二日付

先達は夜中早々一書を記して要用のみ申上るくに御禮も不申上不本意の至扱今般内願の一條に付特に御盡力可被成下との義は實以望外に出候仕合先日拜趨の節縷々申上候通り私方の塾も年々歳々の會計唯出る有て入るなし最早落成に垂んとするの折柄更に又一新生力を得るは社中の幸福擧て言ふべからず此上は唯表向出願の手順に付御差圖を待つのみ先達西郷先生へも御話致し置何れ其後御内談御打合も被成下候義に可有御座分にも可然御周旋奉願百方より様々の事を持出し是も至急夫れも切迫とて其局に當る者は御一人御繁忙の段は萬々承知仕居候得共私方は目下籠城と落城と二途に分るゝの界幾重にも諒恕惟祈るのみ右重て御禮申上度早々頓首

福澤諭吉

十一月二日

大隈先生侍史

追て或は拜趨面晤を要することあらば一寸御報知被下度是亦申上置候

註 前註参照。(編者)

二七五 大隈重信宛

明治十一年十二月二日付

先日より毎度清襟を煩はし恐縮の至芳情不知所謝次第に御座候昨夜河瀬氏の宅え参り懇々談話別紙の趣意を以てい才大隈先生えも御話致置候旨申述候處河瀬君の考にも至極尤なる次第速に商議可致との義に付あまり多數の御商議は御無用願くは一二貴要の御英斷を乞ふと迄に申し意味通達して引取申候依て爲念右書面の寫壹通御手許へさし出置候此段要用のみ申上度早々頓首

十一月十二日

福澤諭吉

大隈先生侍史

註 これも慶應義塾維持資金借用に關する件であるが、左の如き「製茶輸出ニ付資本拜借之願」と題する願書案が添へてある。初め義塾維持資金借用の出願をしたところ、從來政府より私立學校に對して金を貸した例がないから、義塾の教育のためといふのでは部内の相談が面倒である、何か商賣云々の名義で出願した方がよからうとの勸説もあつたので、先生は事の便宜のためとあればそれでもよからうとて、かくの如き願書案を作られたのであるが、工部卿井上馨より、商賣云々の名義では不都合であるから矢張り學問教育のためといふ方がよからうとの注意があつたので、此願書案は實際には用ひなかつた。前掲伊藤博文宛並に井上馨宛(いづれも明治十二年二月十日付)の書翰参照。(編者)

【参照】 製茶輸出ニ付資本拜借之願

福澤諭吉

二七四—二七五 大隈重信宛

製茶輸出ニ付資本拜借之願

二二七



私儀多年開塾生徒ヲ教育致シ成業ノ上往々商法ニ志ス者アリ又其才力ニ乏シカラザル者モ有之依テ竊ニ一策ヲ案ジテ製茶輸出ノ事ヲ企テ明治初年ヨリ少々、之ヲ試ルニ學者士族ノ技倆ニテモ隨分行ハル可キ哉ノ目途ヲ得タルニ付明治六年ニ至テ横濱堺町ニ地面家藏買取り五萬圓斗リ資本金ヲ以テ公然タル製茶賣込問屋ノ一店ヲ開キ假ニ之ヲ融智商社ト名ケテ容易ニ他人ノ加入ヲ許サズ専ラ弊塾舊社員ノミニテ商業取扱ヒ實際ノ奏功如何ヲ試候處今日ニ至ルマデ六箇年ノ間甚シキ失敗モナク各地方ノ荷主共モ却テ我黨正直質朴ノ商法ヲ信ジタルコトニヤ送荷モ次第ニ増加シ且本社ノ趣意ハ最初ヨリ横濱居留ノ外商ニ依頼セズシテ本國へ直輸スルノ目的ヲ以テ既ニ兩三年前ヨリ歐米諸國へ見本トシテ多少ノ品物差送り是亦年々ニ其高ヲ増シテ隨テ少々、ノ利潤アレバ或ハ以テ本塾維持ノ一助ニモ致シ全ク前途ノ望ナキニハ非ズ候得共何分ニモ外國ノ直輸ヲ盛大ニシ地方ノ製造ヲ獎勵セントシテ頗ル困難ヲ覺ヘ候其次第ハ

右所記ノ資本金五萬圓ハ廣ク世間ニ募リテ集メタルモノニ非ズ全ク私外同志一二名ノ私金ニシテ社員申合せ専ラ商法ノ堅固ヲ主トシテ毫モ危險ヲ犯サザルニ付テハ自カラ金ノ運轉モ活潑迅速ナラザルヨリシテ常ニ資本ノ不足ヲ訴ヘ之ガ爲ニ當局ノ社員ハ十分ニ其働ヲ伸バスヲ得ズ横濱ニ居テ諸方ノ荷物ヲ引受ルニモ差支候次第況ヤ各地方ニ社員ヲ派出シテ製茶人ヲ鼓舞獎勵スルガ如キハ迎モ手ニ及ビ不申又外國直輸ノ一事ニ就テモ都テ意ノ如クナラザルモノ多シ顧テ地方ノ景況ヲ察スレバ駿遠其他ニ茶園多キハ無論又私共ノ郷里九州ノ地方ニハ天然ノ山茶モ少ナカラズ且又地方各處ニ知己同志ノ輩（即チ舊學塾社中）アリテ其中ニハ茶ヲ製シ茶ヲ送ルノ企ヲ以テ每度依頼ノ談判モ有之此方ノ社員ハ略外國ノ事情ヲモ明ニシテ製茶ノ賣込ヲ業トシ其直輸ヲ企テ地方ノ同志ハ之ヲ

製シ之ヲ送ラントシテ今日ニ至ルマデ事ノ擧ラザルハ唯資本缺乏ノ一點ニ因ルノミ右ノ次第ニ付當御時勢誠ニ以テ恐入候得共右製茶輸出ノ資本トシテ當明治十一年十二月ヨリ向十箇年ノ間無利足金貳拾五萬圓拜借被仰付候様仕度抵當ニハ實價貳拾五萬圓ニ直ル公債證書ヲ納メ可申然ル上ハ各地方へ社員派出處在ノ舊友同志ノ輩へ照會荷物ノ送致ハ以前ニ十倍可仕且横濱ノ本店ニハ不行届ナガラ紅茶製造其他ノ器械モ兼テ用意有之年々之ヲ製シテ次第ニ直輸ノ路ヲ開ケバ國ノ一助タルハ無論地方ニ於テ士民授産ノ便利コレニ過ルモノアル可ラス殊ニ士族ノ如キハ少シク家産ニ餘アレバ必ズ其子弟ヲ學ニ就カシメザル者ナシ其子弟ヲ教ルハ私共畢生ノ志願中心コレヲ希望シテ措ク能ハザル所ニ御座候

拜借拾箇年ノ期限甚ダ長クシテ恐入候得共申上候通り従前私共ノ從事致候商法ハ只管堅固ヲ旨トシテ年二月ニ次第ニ進歩ヲ謀ル義ナレバ期限短ク候テハ素志ヲ達スルニ足ラズ故ニ譬へバ今無抵當ニテ一箇年ノ間若干ノ資本拜借仕候得バ便利ハ則チ便利ナレドモ急ニ之ヲ運轉センガ爲ニ或ハ意外ノ失敗ヲ取ルモ難斗斯ノ如クシテハ官ニ奉對テ不相濟ノミナラズ一身ノ進退ニモ窮スル次第ニ付寧ロ堅固ナル抵當ヲ納メテ期限ヲ長クシ徐々ニ進歩仕度志願ニ御座候其邊モ御斟酌奉願候

右ノ如ク今般奉願候商法ノ義ハ今日偶然ノ發意ヲ以テ企ルニモ非ズ既ニ六箇年ノ實驗ヲ經テ外ニハ大ナル失敗モナク内ニハ社員ノ黜陟出入モナク依然舊ニ從テ次第ニ他ノ信任ヲ取り各地方ニハ同志ノ輩少ナカラズ社中ニハ外國ノ事情ヲ知ル者モアリ商法ニ於テハ至極ノ便利隨テハ又國益ノ一助士民授産ノ好手段ト奉存候得共唯資本ノ缺乏貸借利子ノ貴キガ爲ニ默止候義萬々遺憾ニ堪ヘズ何卒特典ヲ以テ願意御開届相成候様奉願候也

二七六 大隈重信宛

明治十一年十二月二十二日付

月迫相成公私御多忙奉察候益御清穆奉拜賀陳ば先日内々入御覽候勸商局えの書面該局にては頓と異論も無之景況唯内務卿御引込の爲遅延相成居候處一昨日より同卿も御出勤の由承候に付昨日卿の宅え推參候て懇々御話致し置何れ大藏卿え御相談の上にて可否を決すべしとの事其語氣を察するに全く異論にもあらず候得共やたらに拜借と申ては際限なし特別に許せば依怙の沙汰に陥る云々の思考あるものゝ如し依て今朝尙書を以て愚意を記し此度の拜借依怙は則ち依怙なれども社會政治上に徹頭徹尾依怙を免かれんとするは行はれ難き事なり唯一要問題は其依怙なるものゝ後に至て果して世を害する歟益する歟を察するに在り云々の義を述べ内務卿へ呈し置候何れ明日にも御話可有御座其節は可然様御取扱奉願候實は小生拜趨可仕存候得共御多事清襟を煩はすを憚り態と差控候義に御座候此段事情申上度内々如此御座候頓首

十二月二十二日

福澤諭吉

大隈先生侍史

註 前註参照。(編者)

二七七 大隈重信宛

明治十二年一月十二日付

初雪先づ豊年の兆なり益御清穆被成御座奉拜賀候先達は拜趨緩々得拜話難有次第其翌日楠本氏を訪ひ懇々談話候處

同氏も素より同説大に力を添べしとの事何れ翌日にも尊邸へ罷出候義と奉存候右の仕合に付願書は知事の差圖に従ひ親拆と認め本月八日公然東京府へ差出置候尙此上の處宜敷御含奉願小生恐るゝ處は四拾萬と申巨額の響人の耳に如何可有之哉併し利子高ければ金額大ならざるを得ず誠に以困却至極の次第

七朱利付ノ公債證書ヲ八拾貳圓ニテ買ヒ取レバ其利百圓ニ付八朱五厘三毛餘ニ當ル此内四朱ヲ官ニ納ル利足トシテ殘四朱五厘三毛餘即チ四拾萬圓ニ付壹萬八千百貳拾餘圓ノ差ナリ

右の計算何とも致方無御座一方を抑れば一方が揚り思案にあぐみ四朱四拾萬と出願仕候義に御座候幾重にも御取扱奉願候此段要のみ申上度如此御座候早々頓首

一月十二日

福澤諭吉

大隈先生侍史

註 これ亦慶應義塾維持資金借用に關する件である。(編者)

二七八 大隈重信宛

明治十二年一月三十一日付

不順の氣候益御清穆被成御座奉拜賀先日は拜趨御他出前御妨仕恐縮の至其節御話スタチスタクの義に付小幡氏へ御面會も可被成旨早速同人え申聞候處兼て其志す所何卒御目に掛り様々伺度義も有之以御都合次第何時にても參上仕度御序の節其日時御一報奉願候當塾の社中にて舊年來申合時々相談いたし居候様子なれども逆も人民私の仕事に參るべき事柄にあらず何とか工夫致度と唯々話に日を消し居候折柄偶然に其御省の思召立何卒盡力爲致度事に御座候別紙姓

二七六―二七八 大隈重信宛

二三一

名は先づ其仲間の數に候得共固より特に其道に長じたる人物と申にあらず或は事を爲す間に退屈して脱社する者もあらん旅行する者もあらん唯今日有志と稱する人の名を擧げたるまでの事に候得ば決して當てには被成下間敷候右は要用のみ申上度早々頓首

一月三十一日

福澤諭吉

大隈先生侍史

(別紙)

スタチスツクの仲間

- 小幡篤次郎
- 阿部泰藏
- 猪飼麻次郎
- 森下岩楠
- 森嶋修太郎
- 吉川泰次郎
- 日原昌造
- 伊東銑一郎
- 高木怡莊
- 古渡資秀

外に

是は

統計局の人

- 須田辰次郎
- 四屋純三郎
- 高力衛門
- 杉亨二
- 新井金作
- 吳文聰

二七九 大隈重信宛

明治十二年?月日未詳

(断片)

尙以乍序申上候は恐縮の至候得共兼て不容易御配慮に預り候拜借資本の一條固より大事件に付容易に御沙汰可相成義とは不存候得共去年より毎々右に付御懇命を蒙り候義にて私の心事に於ては萬々成るものと信じて更に疑を容れず決して下命の日限を御催促申上候義には無御座候得共大本の動搖不致様吳々も奉願候嘗て申上候通り人生危きを犯さざれば美跡難得と信じ既に昨冬より塾の規則にも次第に手を著し今日の處にては月々多少の負債を蒙り其責に當る者は私一身萬々一も罷違へば大變なる次第幾重にも御諒察被成下度實は其後も拜趨仕度候得共又催促に來た歎と思召に對しても赤面ゆへ態と差控候事に御座候千緒萬端御多忙の御中實以恐入候得共何卒右の一條は必ず御記念の程奉願候

三 白

先日一書を呈し小幡篤次郎義何時も同道參館可仕様申上候處同人小供病氣にて少し六ヶ敷容體に付三五日は外出致兼候此段も爲念申上置候

註 此書翰は追て書のみで本文を缺くものであるが、文面は矢張り慶應義塾維持資金借用の事に關するもので、「小幡氏云々」は前記一月三十一日付の書翰に關するものであらう。(編者)

二八〇 大隈重信宛 明治十二年二月十日付

快晴御同慶奉存候益御清穆被成御座奉拜賀候陳ば兼て不容易御懇命を蒙り出願仕候教育資本の義に付一昨日劣姪中上川彦次郎の話に井上君は全くネガチーウにもあらざれども亦極てボンチーウにもあらず少しは疑念を抱かるゝが如しと申すを聞きこれは大變井上君に疑念あれば其念は必ず伊藤君も同説ならんマサカ様の事も有之間敷とは存候得共念には念を入れんと思ひ今朝井上君の方へ一書を呈し置候長々しき手紙なれども其大意は諭吉の拜借は五代笠原輩の拜借とは全く性質を異にし殊に抵當を入れ利子をも納る義官の危害は毫もあるべからず  
三菱會社商船學校は毎年壹萬五千圓の補助あり岩崎彌太郎は海の船士を作り福澤諭吉は陸の學士を作る其間に輕重あるべからず

加之三菱會社には去年春より商法學校を設け同年十ヶ月の間に壹萬餘圓の金を費し尙今後好き場所に學校を移して益盛大に致すの積り然るにこの商法學校の資本金は何れの處より出ると致れば間接に彼の二十五萬圓の保護金内より出ると云ふも可ならん而して該校の校長なり教員なり悉皆慶應義塾の舊生徒ならざるはなし恰も義塾の分校と云ふも可なり分校には間接に政府の保護を許し其本校たる慶應義塾は捨て、顧みざる歟正理論も爰に至ては少しく窮せざるを得ず又開拓使にては一萬圓の船を造て八千圓の拜借と聞けり又昨年は築地に造船所を設るとて五萬圓を拜借したる者あり尙近くは西村勝藏は靴を造るとて先日五萬圓の拜借を得たり靴を作ると人を作ると孰れか輕重三歳の童子も之を辨するに易し靴の爲に五萬の拜借ならば人の爲に四十萬と申すも大なる不平均にはあらざるべし既往將來目を決して諸拜借の種類を見たらば適例類例は乏からざる事ならん故に諭吉は特別の恩典を乞ふにあらず唯特別の擯斥を蒙らざる様獨りこれのみ願ふ所なり云々と愚痴を並べ立て熱を吹き立て懇々縷々井上君へ書を呈し尙伊藤君えも同様の意を以て一書差上置候右の次第御含迄申上置候間尙今後の處可然御取計一日片時も速に御下命相成候様仕度屈指企望罷在候此段要用のみ申上度早々頓首

二月十日

福澤諭吉

大隈先生侍史

註 此書翰及び次記三通いづれも慶應義塾維持資金借用に關する件。(編者)

二八一 大隈重信宛 明治十二年二月十六日付

一昨日も拜趨御用繁の處煩清襟不堪恐縮例の一條毎々申上書を認る私に於てすら既に煩はしきを覺候程の次第況や之を御覽被下候に於てをや御面倒とも御迷惑とも申上様無之眞實恐入候得共唯今に相成候ては外に手段とては毫も無

二八〇―二八一 大隈重信宛

二三五

御座私塾を潰す敷官の保護を得る敷唯二途あるのみ内閣の御評議にて諸拜借の路は伊勢勝迄に止まり之を更始の紀元として諭吉の出願を却け今後は唯々正理論に歸するとの御趣旨ならば固より是非なき次第に候得共この正理論も私を以て考れば或は突出の様にも相見へ申候其邊の處にて確然たる御議論被成下候はゞ正理論も亦必ずしも有力のものも不被存候第一の志願なり

此事若し行はれず多勢に無勢何としても六ヶ敷候はゞ國債寮にて拜借といたし度第二の志願に御座候得共一ヶ年の度を出るを得ずとの成規之を如何ともすべからざる敷若し果して六ヶ敷候はゞ民間に簿記法分布井に商工獎勵の教育に付特に本學塾え保護を賜はるの策第三の志願なり

右三志願の中必ず一は成に達する様只管御盡力被成下候様願ふ迄も無御座實に御盡力被成下候義と信じて疑はず唯爰に一の願は私方は今日既に覺悟仕實は今更騎虎の勢なるに付成否共に速に御内沙汰を蒙り度彌以一も成らず二も不可なり三も亦行はれずとあれば本願の次第を公然と擯斥するの命を受け其擯斥せられたる次第を以て公然と塾の處置も仕度兼て申上候通り次第に衰弱して斃るゝよりも寧ろ生力の健なる中に割腹いたし度唯今塾を潰せば割腹の榮譽文は保存す可き哉に被存候何れの路にいたし候ても可否共に急に御取扱被成下候様吳々も奉懇願候此段不願御面倒又候申上候次第不惡御承引奉願候頓首

二月十六日

福澤諭吉

大隈先生侍史

二八二 大隈重信宛

明治十二年三月一日付

本日は三月一日なり彼の一條を始めて奉願尊館へ拜趨仕候は去年十一月二十八日にして既に三ヶ月餘を経たりこの三ヶ月中の一日は實に三秋の思此義に付ては最初より特別の御配意を蒙り私えの御情誼天下公共學道の爲に御親切の段は深く銘肝して之を忘るゝ事あるべからず今更事の成敗は内閣時論の方向と先生御立論の行はるゝと否とに在て存す假令ひ御議論時に遇はずして事成らざるも老生に於ては毫も私に怨む所なし唯公共の爲に遺憾に存候迄の事なり就ては事情拜承の爲め參館仕度候得共御多忙を憚り差控候義二月十四日參上相伺候後の御都合は如何相成候哉極て御面倒恐入候得共御一報被下候敷又は一日を卜し御逢被下度彌以不成と定りたらば黑白兩様速に斷じ度心事に御座候此段要用のみ奉願候早々頓首

三月一日

福澤諭吉

大隈先生御侍史

二八三 大隈重信宛

明治十二年三月十五日付

爾來御無音申上候春暄の節益御清穆被成御座奉拜賀陳ば例の一條申上候も面目なき様被存心外の至に候得共河の清を待つ人壽幾何ぞ今日に至ては老生の志願唯速に黑白を決するに在るのみ一昨日楠本へも話し事不成ならば却下の二字を公然と頂戴いたし度其上にて又第二第三の策に取掛候積りと申述候事に御座候老生竊に案するに都て正理論と申

二八二二八三 大隈重信宛

二三七

は假令事實に不都合にても突出にても一時は有力なるものゆへ容易に潰れ申間敷存候間爰に老生も勘辨いたし極て窮策先きの見込も立ざる事なれ共大藏卿の特權然も其權内に在て他より喙を容るゝこと能はざる彼の一年度限りの拜借相願度此一段に至て特に懇願の次第は其一ケ年拜借の利子を極々低くする歟若しくは無利息にして抵當の公債證書も御拂下げ等にて多少の便利を御附與被成下候得ば又一時を凌ぐの方便たるべし即ち出願の趣は難聞届候得共特別云々の譯を以て金〇〇萬圓一ケ年限り貸し遣すと申趣意なり老生の目論見は此一年の拜借いたし候内一年の間に世上の有金有志者に説き金を借りて拜借金上納の積り若し世上に金を出す者あらざれば公債證書を賣却して返上する事なり其節に至り證書非常に下落すれば少し當惑なれども先づ左様の憂はなきものと見据て安心するのみ

此策は如何に可有御座哉これなれば流石に正理論にも妨はなきことならん唯先生の御一決に存すること、信じ候右は誠に下策にて固より満足すべきにあらず何處までも最前の願意を持張いたし度候得共何分にも時日と精神とを費すの難澁に堪へず窮鳥枝を選ぶに迫あらず敢て内情を吐露いたし候義尙幾重にも御勘考奉願候昨年より不圖ケ様なることに取掛り老生の精神を費したるは實に少々ならず若しも此精神を他に用ひたらば既に一部の良書を著述して世に益したる事もあらん人事艱難金圓も亦貴重なる哉御一笑可被下候此段要用申上度何卒御一報奉願候頓首

三月十五日

福澤諭吉

大隈先生侍史

二八四 大隈重信宛

明治十二年八月二日付

横濱の洋銀當春の騰貴以來先づ平に歸し目出度事には候得共結局其勢を挫くにあらざれば再騰たきを期すべからず其再騰は兎も角も全體に洋銀の面目を失はしむるに非ざれば我貿易銀の流行も埒明申間敷唯今の勢にては我商人は品物賣買の外に又洋銀を以て窘めらるゝ者なり依て先日より一二友人と談じ様々談論の末別紙一冊出來申候何卒御覽被下度此一事所謂山師の手に掛りては徒に政府をして私の山を助けしむるに過ぎざることなれども自から亦慥なる人物なきにあらず其人物あれば政府は唯庫内の金を外に出して準備に用るに異ならず毎日<sup>てん</sup>検査するも可なり毎週報告するも可なり且大丈夫を押へて無利足と覺悟を定るも必ず利なきを得ず十數年の後は其利足の當みたるものを以て恰も一種の常平局を設け洋銀なり貿易銀なり終年注意して其調子を取らば當春の如き騒もなく永年に平均して我貿易の爲には大なる利益ありと存候

右の一條若し思召御座候はゞ尙御相談の上これと申人物も可申上又は御預け金の手數順序検査の方法等も相伺度小生は大藏の全局を知らず唯貿易一條に付外人に利を占めらるゝを不快に覺へ最も大切の事と存候より態と申上候篤御勘考被成下夫れにも不及との御見込に候得ば亦唯夫れ切りの事のみ思付の儘申上候間可否の御報奉願候或は事に依り御著手の御思召も御座候はゞ一日を卜し參上候ても宜敷此段要用申上度早々頓首

八月二日

福澤諭吉

大隈先生侍史

追て本文の事は随分山師有志者の好むものならんと存候間若し御著手の思召なくば誰にも御話し被下間敷徒に山師に貸すに山の種子を以てするのみ

註 横濱正金銀行設立に關する件。(編者)

二八五 大隈重信宛

明治十二年九月十二日付

益御清適被成御座奉拜賀陳は先日拜趨の節通辯の御話有之其時には不心付候處爰に一名を思出し候舊鹿兒島藩士田尻種香と申者先年弊塾え寄宿其後亞國留學凡そ八年計も執行の後本年八月歸朝昨今郷里え歸省いたし居多分今月末敷來月には出京可致此者は彼國にて専ら經濟學を勉め甚説もあり亦品行も正しく通辯は外國人同様に出來可申若し思召あらば可申遣但し本人の諾否は固より不被斗候得共素より理財に志し候事ゆへ假令通辯と申ても大藏省とあらば或は甘じて奉職可致哉に臆測被致候人品は自から上等に候間給料も其思召にて御遣し被下度奉願候

バンクの一條はい才小泉へ中含置同人より御話申上候積にいたし置候此一事に付先日御話の通り相違無之他えもいまだ御話もなく急度御役立の事に至らば小泉始め中上川も共に盡力して恥かしからぬ成跡に至り可申何事も途中に變じては誠に困却他人に信を失ひ始終の妨相成候間彌以無間違處を小泉え被仰聞被下度既に先日の御話に由り極々信すべき都合の人えは内々話しもいたし置候事に御座候

右要用のみ申上度早々頓首

九月十二日

大隈先生侍史

福澤諭吉

註 田尻種香は稻次郎の諱。「バンクの一條云々」とは横濱正金銀行設立に關する件。(編者)

二八六 大隈重信宛

明治十二年十月五日付

爾來益御清安奉拜賀候近日は別て御多忙奉察候過日拜趨の節極内の御話の一條は其後小泉より承り追々御著手にも可相成申就ては爰に一人あり名を中村道太と云ふ此人は舊豊橋藩會計頗る地方の名望を得て既に豊橋の銀行も同人の起立老生は多年懇意致し極て慥なる人物に付實は此度の一條も彌以御著手相成候には學者の外に實地熟練の人なかるべからず即ち此任に當る者は中村道太ならんと存じ少しく秘事も洩し候處同人にも大に説あり(但し洩し候共此人より他に洩るゝ恐なし)就ては最第一の緊要は人民の金を募るに在り此金を募るに付中村なれば江州大阪等に知人甚多し何卒御内意を承て其方に取掛度との義其邊の事も唯今銀行云々の事を公然と申す譯には不參何とか名義を付けて江州大阪其他新潟の方へ参り度との事に御座候右の事情は小泉より可申上筈いたし置候得共何は扱置此中村えは一度御逢相成候ても随分面白かるべきと存じ爲に一書を認め同人え相渡候間罷出候はゞ御都合次第御逢奉願候尙い才は本人より可申上洋銀等の事に付ては随分説ある人なり一時間斗りの時を御費し御話奉願候右要用申上度早々頓首

十月五日

大隈先生侍史

福澤諭吉

註 横濱正金銀行設立に付中村道太紹介に關するもの。次記四通も此銀行設立に關するものである。(編者)

二八七 大隈重信宛

明治十二年十月十三日付

過日拜趨の節御内話のバンク一條創立の當分官よりデポジットの内援あれば必ず首尾能行はれ可申小生も之を信じて疑はず何卒遂には官の預け金止めて人民の私有預け金と入替候様いたし度事なり此事も亦或は難きにあらざるべし就ては何分大金の義に付人物を定め候上は尙明白にも不申聞候得共假に言葉を設けて若しも今の世の中に斯る事のあらば金を出す者あるべきや否杯と遠廻しに申談候處中村道太杯は固より之に任じて自から疑を容れず其外弊熟舊生徒北越の一豪商某も此程出京中素より家人同様の者に付これにも夫れとなく内話致候處三十萬圓は一手にて引請可申との義旁以今般の一事其下た話は唯今より取掛候義に付其段御含途申上置候決して内實の實情は口外不致候得共信すべき人物文けには聊か内談不致ては不叶次第且御省の方にも先日御内話の通不日公然御發令の事ならん御發令次第中村道太始發起人數名にて出願可仕間極内に御含置被下様に内々の御指揮奉願候何分とも一大事業萬々一も間違有之候ては小生も親友に信を失する義如何にも恐ろしく思はれ候に付念に念を入れ尙一應申上置候要用のみ申上度早々頓首

十月十三日

福澤諭吉

大隈先生侍史

二八八 大隈重信宛

明治十二年?月日未詳

(斷片)

追て此度中村道太の志願は必ずしも此銀行を以て身を立てんとするにあらず其事柄大なるゆへ一度び自身の働を試みんとする迄の事に御座候容體は素朴なれども理財の一事に至ては實際の熟練旁々都下の銀行者流に一步も譲らざる事と被存候爲念申上置候間御鑑定の上如何様にも御取捨可被下事あらば之を爲さんければ止むのみ其邊御含置可被下候

註 此斷片は前記二通の中のいづれかの追て書と思はれるが、此儘に掲載しておく。(編者)

二八九 大隈重信宛

明治十二年十月二十四日付

先達より御内話の銀行一條中村道太早矢有的等の談合にて知人の向え内話の處存外都合よろしく百萬貳百萬の資本は立處に出來可申勢畢竟今回の一事は通俗の銀行山師共を謝絶いたし候と申より所謂金穴の隠君子なる者出現致候事と被存候就ては尙中村より御内談仕度々條も有之由に付何卒百事可然御差圖奉願候○浮世商人輩の耳も甚穎敏にして既に此一條に付奔走を始め候者も有之よし此義に付ては格別の御注意被下度若しも浮世人の手に歸し又は此輩が大に關係するの場合に至れば先きの隠君子は直に手を引き可申甚掛念に候間幾重にも御含奉願候い才中村より可申上序一書を添て此段申上候早々頓首

十月二十四日

福澤諭吉

大隈先生侍史

二八七—二八九 大隈重信宛

二四三



二九〇 大隈重信宛

明治十三年三月十六日付

昨夜小泉に面會承候得ば正金銀行も先づ三百萬を以て業を営み追て資本の不足を訴るに至て徐々に増株と御内決にも相成候哉の趣小生の所見は甚だ之に異なり唯今の處にては横濱神戸其外の開港場に於て迎も三百萬銀圓の入用あるべからずされば唯今より營業して當年にも來年にも資本不足を訴るの日を期するは甚だ無覺東然りと雖ども一方より考れば日本人民の資金を集めて金權の一大中心を造るは實に止むべからざるの要なり貿易のバランスを取るにも内國金利の割合を左右するにも金貨紙幣の釣合を付るにも皆唯金權に在るのみ且今日金と紙との差あればこそ銀圓の入用少なきが如くなれ共今後パーの日あるべきは論を俟たず此日に至て三百萬斗りの資本にては迎も目的を達するに足らず少なくとも壹千五百萬位にはいたし度其用意は正に今日に在る事と存候依て愚案に

五月第三期の金を集めて後に直に増株を募る事蓋し第三期を集れば今の株主は過半の金を出したる者にて恰も質を取りたるが如くにして其苦情を制する事易ければなり

又本年の配當金は必ず少なき事ならん目前の利少なきものは愚俗を誘導するに難きの患あり故に其未だ配當せざる間に早く増株を募り度事なり唯今なれば正金銀行の名望を以て金を集ること易し

又五月より募るとすれば大藏省は今の百萬の外に又加入するを良とす信を篤くすればなり例へば資本を六百萬にすれば省は貳百萬、九百萬にすれば三百萬等々凡三分一は官金を交へ度事

又右巨額の資本は差向其用なきが故に株金集り次第不用の金を以て金札公債證書を買入結局薄利の極は株主共

へ六朱の利子を授るのみ政府の爲に謀れば其株金の札をば焼捨て、可なり一舉兩得と云ふべし

又増株を募るに其期を急にする所以は今日まで都て諸銀行の評判甚だあしき者なしと雖ども何れの銀行か一旦失敗する者あるときは人民は直に銀行の名を恐れ其性質如何を問はずして之を忌み之を避るの勢に至るべし斯る反動の時勢に及ては如何に正金銀行とても矢張同一視せらるゝの恐あればなり故に増株を募るは正に當年中に在る事と存候

右は小泉えも篤と談論同人も異論なきが如し何卒中村を御呼寄せ早々其支度に著手候様御説諭被成下度都て大事を爲すは其機あり老臺の御在職中畢生の一大事業として斷じて御施行相成度事に御座候以上拜趨御面話致度候得共本月初旬より頭痛に難澁引籠居候に付詳を盡すに足らず候得共書を以て陳述如此に御座候早々頓首

三月十六日

福澤諭吉

大隈先生侍史

二九一 大隈重信宛

明治十三年十一月二十四日付

益御清穆被成御座不相替御繁用奉察候陳は先日より高嶋炭礦の一條定て御關心の御事と存候右に付ては後藤君より内願も可有之官に於て保護の道も可有御座其邊は兎も角も小生按ずるに炭礦にて費す金額は社員の月給礦夫の賃錢のみ雇外國人の給料を除くの外は悉皆紙幣にして入るものは十中七八洋銀なるべし然るに今の後藤君の有様にて今の炭礦の會計にては紙幣を拂ふべき處にも洋銀を用ひ洋銀を請取べき勘定にも紙幣を取る杯の義必ず可有之哉に存候何卒

二九〇―二九一 大隈重信宛

二四五

其邊に格別御注意賣炭の洋銀丈は全く政府の手に入候様御處置相成度毎年凡五十萬は可有之隨分巨額と云ふべし僅々の用心にてこの正銀を失ふと得るとの相違固より鄙言を容るゝに足らず疾く御心付の義とは存候得共申して妨なき次第爲念申上候

右の事に拘らず別に又少々御目に掛り度義有之御閑暇の節參堂致度何日何時罷出候はゞ一二時間の御閑可有御座哉御一報奉願候用のみ早々頓首

十一月二十四日

福澤論吉

大隈先生侍史

註 後藤象二郎の高島炭礦を三菱會社に引受けしむることに關するもの。(編者)

二九二 大隈重信宛

明治十四年三月十日付

益御清安被成御起居奉拜賀別紙四通は兼て認置候小生の國會論中の一段に御座候御一覽相願度大抵御考と齟齬いたし候事は有之間敷哉に存候尙御高評を乞ふ早々頓首

三月十日

論吉

大隈先生侍史

本文は隨分大部未だ他人に示さず其中追々可奉入御覽奉存候

註 「別紙四通云々」とは「時事小言」の一節を卷紙四片に認めたものである。(編者)

二九三 大隈重信宛

明治十四年三月十九日付

爰に一要事申上候高鳴の一條既に三菱より長崎へ委員派出授受將に成らんとする其時に少しく故障を生じたりと申は最初の約束六十萬是にて一切取片付の積の處坑夫へ拂其外毎月々送りの高三四萬も有之由これは固より本額六十萬の外なれ共問はず然るに

1 此外に今日に至り長崎よりの報知にガラバと申外國人放逐の積なりしに昨年より三ヶ年の約束あり

2 上海香港に毎月幾千噸賣込の約束あり前金を受取りたるに非ざれども今日炭價騰貴するも約條の價より高くするを得ず少しく損の姿なり

3 長崎に三萬斗の負債償却の際働出し可有之の處貳萬壹千圓に止まり爲に九千圓の違算を生じたり

右三條の間違にて三菱社長甚だ不満の様斯る有様にては復た重て何か顯はれ出る事もあらんかとの氣遣も可有之旁以彌之助は實に大心配既に今朝拙宅へ參り何共いたし方無之或は破談も難斗杯不怪話に御座候就て小生の所思にては此大物授受の際に三萬五萬の違算は固よりあるべき事なり實は最初六十萬と漠然たる題を出して苟も其前後に落著したるはこれこそ不思議と可申次第なり今日此場合に臨で何ぞ細々論ずるを須ひん片時も速に決定致度殊に明後二十一日は紀州其外の金主へ金を渡す可き期限一日一刻も猶豫す可らず誠に大切なる時なり

右の次第に付誠に恐入候得共今日小野義真にても至急御呼寄せ炭坑授受に付何か福澤より承りたれ共結局些細の事ではないか此場合に臨て何をぐずぐず云ふか片時も早く片付けろと

唯御一聲相願度然るときは小野は必ず其御説諭の趣を熱海へ報じ事立處に整頓いたし候儀に可有之何分今日片時を争ひ候場合小論大事を破るの恐に不堪御用繁をも不憚此段奉願候早々頓首

三月十九日午後二時

註 高島炭礦に関する件。(編者)

二九四 大隈重信宛

明治十四年五月十日付

先夜御内話申上置候三河額田郡天主教葬の一條大略別紙の始末に御座候昨今上等裁判所にて掛りは富田判事なり何分法理に於ては原告甚だ弱しと雖ども事實誠に難堪次第何卒富田其外へ御一聲奉願

又岡崎裁判所並に病院杯も今度出京人の言を聞けば殆ど天主教の空氣中に在るものゝ如し事實目撃せし事にもあらず尙ほ御探索の上若し實ならば御考案奉願候右要用のみ早々拜具

五月十日

註 三河岡崎邊の東本願寺の末寺の境内に天主教の信者を埋葬したところ、寺に於てこれに苦情をいひ、紛議が起つたことがある。(編者)

二九五 大隈重信宛

明治十四年十月一日付

長々の御旅行御苦勞奉存候時下秋冷相成候處益御清適奉拜賀候陳ば御出發前御約束尙其後肥田昭作え御傳言も被下

候拙著の書大に延引致し實は餘程出來候處に娘病氣に罹り晝夜看護百事放却致候に付ては製本の差圖も不行届昨夕假綴のもの五冊出來候に付不取敢さし上候獻本は用紙も吟味表紙も別に致候様申付何分にも今回の間に合不申何れ還幸の上の事に可仕奉存候間右の五冊は唯御同行の誰彼へ御分與御取計被下度奉存候

北門の一條は誠に騒然最早二ヶ月にも相成候得共世論は中々止み不申人の噂七十五日の類に無之近來一説あり云く今回の一條不正と申せば不正ならんれ共明治政府には十四年間この類の事不珍何ぞ此度に限りて喋々する譯もあるまじ然るに斯くも喧しきは畢竟三菱と五代と利を争ひ大隈と黒田と權を争ふより生じたる者にして云はゞ一場の私闘たるに過ぎず云々とて此作説は随分官海に流行して或る人々の口實にも可相成模様なり

世上の民權論は全く顛覆論に性質を改めたるが如し此模様にては官民益反離して其極度或は流血の禍如何と心配の事に御座候後藤は先月初旬より有馬の温泉夫れより西京へ参り不日歸京の積り是も少し思案致居候様子又板垣は大阪より東京へ参り又東北に向て出發何れ禁獄人の見舞に兼て自身の古戰場一覽と申隨分有心の趣向の様被察候

昨冬來御内話彼の新聞紙の事も逆も今日の勢にては役に立不申實は時機に後れたるものなり今後は何とか方向を替へずしては不叶篤と御考被下度當春以來右の内情を以て様々に用意もいたし唯今と相成候ては壯年輩へ些と申譯なき次第困却事に御座候

何様の仕組にするも新聞紙發行と地方へ人員派出は必要の事にて一日を後るれば一日の損失たる明なり此義に付過般岩崎へ談候處同人も固より其意はある様子なれ共例の如く千思萬慮今に決斷出來不申結局如何致す積りなるや不分若しも岩崎が決すること能はざるに於ては夫れまでの事にて以來は相談相手にするに足らず同人をば外物にして別

に經營可致とて昨今社友竊に協議致居候實は老生の身に於て世の中の事に付いらざる世話に候得共其正味を申せば近來塾も誠に盛にして生徒の數も殆ど五百に近し既に卒業して故郷へ歸るも仕事なし東京に居ても不面白或は商賣或は記者等穴のあらん限りは探索し盡して侵入するも尙無事に苦しむ者甚だ多し此輩が日々の請求實に其煩はしきに不堪亦其情を察れば隨分役に立つべき人物にして之を放却するも不本意と存じ當惑致すのみに御座候

中村も相替義無之勉強いたし居候筆不精の性質定て御無音致候義に可有之正金銀行も其事務の實際に不都合はなき様子なれ共兎角大なる物には衆目これに屬し世上にも亦政府中にも議論あるよし井上氏杯も隨分異論家の一人と申事又今後如何可相成哉油斷したらば此銀行にも他人の侵入なしと云ふべからず中村も中々心配に御座候夫れにも拘はらず老生は毎度金の事に付心配を頼み誠に氣の毒に存居候

兼て中村の目論見直利寶會は今日までの處にては十二分の出來と申事にて甚得意の様に存候右要用のみ申上度い才は不日御歸京の上御話可致候早々拜具

十月一日

尙以此度さし出候使者は伊東茂右衛門と申多年拙宅へ寄留いたし候者にてい才本人え申含置候間御都合も可然候はゞ御逢奉願候

註 東北御巡幸に供奉旅行中の大隈に贈れるもの。「拙著の書」とは「時事小言」のこと。「北門の一條」とは北海道開拓使官有物拂下問題のこと。「新聞紙云々」とは國會開設に關し大隈伊藤井上の三參議より發行の相談を受けた新聞のこと。「眞利寶會」とは東本願寺の關係者中で信徒間の信用組合の如きものを設ける趣向を以て中村道太等が盡力してゐたものである。前掲伊藤井

上に贈れる數通の書翰竝に續全集第七卷「語文集」中の「雜纂其一」に載録せる「明治辛巳紀事」参照。又此事に就ては「福澤諭吉傳」第三卷第三十三編「明治十四年の政變」にも詳しく記してある。(編者)

二九六 大隈重信宛

明治十五年十二月二十六日付

月迫相成益御清寧奉拜賀候陳ば明治會堂の義當夏以來も毎々御話申上候通り維持の方法なきのみならず負債の利子は晝夜を分たず増長して際限あるべからず詰る所小生一人の難澁迎も見込無之に付實は内々岩公え話し置候義も有之爾後打絶何の沙汰も無之候處歳末に至り俄に談を起し兩三日の事にて埒明申候れ拜眉萬御話可仕候得共前條の次第一應申上候人間萬事金に乏しき程殘念なるものは無之私方の者も日々困却の沙汰のみ小生一人の微力到底會堂杯申大物を所持するは能はざる所に御座候右要用のみ申上度早々頓首

十二月二十六日

論 吉

大隈様 侍史

二九七 大隈重信宛

明治二十一年三月十六日付

拜啓仕候陳ば昨日裁判所へ罷出候其様子全く豫想に異なり實に驚入候右に付岡本貞休差出候間御多用申恐入候得共一寸御逢事情御聞取奉願候右申上度何れ不日拜趨萬々御話可申上候得共暫時は態と差控申候早々頓首

三月十六日

論 吉

二九六―二九七 大隈重信宛

二五一

註 井上角五郎が朝鮮事件に關し收監せられた際、先生は其證人として出廷を命ぜられ豫審判事の尋問を受けたが、其取扱振りが被告人に對するが如き有様であつたので、先生はこれを外務大臣大隈重信其他在朝二三の友人に報ぜられた。又左記矢野文雄の書翰に添へた別紙の文面は先生手記の原文に據り矢野が認めたものである。(編者)

【參照】 大隈重信宛 矢野文雄書翰

拜啓仕候福澤先生裁判所喚出しは餘り過酷に被存候且つ政府の爲めにも大不利の基と可相成被存候何卒此際、山田にても御話被遊至急御救護被下候様奉願候平生の情誼と申し政府の不利と申し不取敢此旨奉申上候也  
拜趨も可仕處一兩日來持病にて打臥居り候背本意候也謹言

三月十六日

矢野文雄拜

閣下 下執事

(別紙)

本月十二日東京始審裁判所より福澤先生に召喚狀到來し井上角五郎被告事件に付證人として翌十三日出頭す可しとの事なりしが先生は少々痛所ありて十五日まで猶豫を乞ひ引籠りて療養を加へ十五日に至り未だ全く平癒と云ふには非ざるも證人とあれば何かの事實を證明するまでにして殊に手間取る事も有るまじく且つ先生の知友中より内々の報知に據るも唯々一度出廷の上掛り官の間に答へ然り然らずの二三言にて相濟む可しとの事

ゆゑ當日午前九時疾を推して東京始審裁判所へ出頭の處其場所は豫審廷にて掛り官は伊地知判事秋田書記の兩人出廷し先生に向て質問を始め先生と井上角五郎との關係に付角五郎が慶應義塾に入社せし當時より今日に至る間の細事までも逐一質問したれども先生は忘れたる事多しとて唯記憶丈けを陳述し隨て陳れば隨て筆記し之が爲め手間取ること甚しく十二時前に一應中止して食事を終り一時過ぎより又々呼出して質問を始め三時前に至り又々中止し暫らく休息して四時頃より更に質問を始め五時に至りて漸く終りしが判事は尙ほ或は重て質問することもあらんと告げたるよし斯る次第なれば先生出頭前の豫想とは大に異なり二三言にて濟まざるのみならず其状恰も事實を證明せしむるに非ずして先生に對し訊問する所のあるが如く之には先生も大に驚きたるよし但し尋問は至て平凡の事柄にして稀に大切な事に至れば先生は知らず先生の知る丈けの事實は頓とつまらぬものゝ様に思はれたりと申す事なり

二九八 大江卓宛

明治十三年六月十七日付

寒來暑往いつも御壯健被爲入候御事は毎度傳承致居候尙今後共御自重專一奉存候御令息様御事兼て當塾え御寄宿邸内別に幼稚舎なるものを設和田義郎夫婦にて擔任五六歳以上十三四歳以下の子供凡五十名即ち令郎も其中に在り老生も朝夕御目に掛り又和田の話も承るに誠に御様子宜布讀書の巧拙は姑く聞き子供の中にも自から好く朋輩に交る者と否なる者とあり所謂童子の交際なり令郎に於ては至極交際よろしく申せば同舎中に人望ある者也唯讀書は折々ナマケル事もありこれは和田にてよく注意し叱る事もあり慰る事もあり珍らしからぬ事なり

大隈重信宛矢野文雄書翰 二九八 大江卓宛

二五三

昨日は御發着都下の諸學校も臨時の休業就ては當塾も如何せんと相談中童子の連中より盛に議論を起し是非休業可致と歎願上申紛議の末遂に童子連の申通りに相成り拍手快と稱す其有様甚だ面白し依て童子の勝利を祝する爲め拙宅にごもくめしを製し大人を除き子供計百名餘集會午後半日の歡を盡し生憎雨天なりしかども座中圍碁將碁すわり相撲枕引腕推し中々以て賑々敷令郎も即ち其中の一名なり

御寄宿の事情は凡右の如し必ず御安心被成度御承知も可有之哉弊邸は地面甚だ廣く一萬四千坪もありて運動には外出を要せず加るに柔術の道場も設けて童子一般殆ど病を訴る者なし是亦御放念可被成候

先般大嶋味膳と申人當地通行寛々面會此人は多年來知る所にて久々に新舊を話し候事に御座候右令郎の御様子申上度早々如斯餘は附次便候頓首

十三年六月十七日

福澤諭吉

大江卓様 梧下

尙以寒温御自愛奉祈候尙御愛兒様の事に付思召も候はゞ被仰下度如何様にも取計可申候

註 當時大江は國事犯人として岩手縣監獄に收監せられてゐた。(編者)

二九九 大洲鐵然宛  
小田佛乘宛

明治二十五年五月十二日付

拜啓益々御清安奉賀候陳ば前月初旬の頃かと覺候突然御手紙被下京都毎日新報發兌に付寄書并祝文の義被仰下其節

何分の御返事可致の處折節少々不快にて不能其義爾後養生の爲め旅行を存立昨今當地滯留中不圖毎日新報を一見せしに去月十六日發行の紙上電報欄内に祝文を掲げて賤名を記したるものあり右は何等の間違に候哉電文を構造して人の名を偽るとは唯驚くの外なし何れ毎日に對しては取消を申入れ尙其外に辨論の道も可有之候得共本來右新報は本願寺に密接の關係ありて既に御兩所より態々老生へ來書をさへ辱したる程の次第なれば前節祝文の義も固より御承知の事に可有之に付ては乍御面倒右の出處御取調早々御報知被下度詐僞と申は甚だ宜しからず況して徳義一偏の本山に關係深き新聞紙上に其事ありては聊か遺憾と存じ態と一書を呈し候義輕々御看過不相成やう致度存候右要事のみ申進度匆々如此候也頓首

二十五年五月十二日 京都にて

福澤諭吉

大洲鐵然上人

小田佛乘上人

三〇〇 小川武平宛

明治八年?九月二十日付

長沼の事は追々御處分に相成候義と存候然處右の一條に付縣廳にて説諭問答應接の間公然と福澤諭吉が如何様に致すとか福澤え相談をするとか申述候ては以の外の不都合都て事には公私の區別有之公の場所には公の談判不致ては不相濟假令内實はケ様〱と其手續き迄分り居候事にも場所柄を辨せず丸出しに述立ては出來る事も夫れが爲め出來ざるよふに可相成事と品に由りては縣廳の内幕を探り下より上に對して差圖ヶ間敷と被申ても致方なき次第其邊は篤

二九九 大洲鐵然—小田佛乘宛 三〇〇 小川武平宛

二五五

と御心得被成度就ては此後廳に出たらば先日よりツイ私共が福澤の名前を申出しマシタは全く心得違御場所柄をも辨へざりしは何共恐入候次第元來私共は字を知リマセンカラ歎願書を認ることも出来ず無據懸意の學者に文面を書して貰ヒマスコトモアリマスケレドモ其人の名前をば勿論この御場所にて申上る杯は全く私共の心得違篤と思慮仕何共申上様のナイホドニ恐入マシタ必竟先日より御掛り様にて御懇切に御諭しも被下其御懇命に慣れ其御言葉にアマへあまりなれしく遂に百姓共の本體を顯はし丸出しに打出したる事にて跡より篤と考候得ば後悔先きに立たず誠に當惑仕候併し私共は何程御叱りを蒙リマシテモ縣廳ヲバ親トモ君トモ思ヒ居リマスカラニハ惡心は毛頭無御座何分にも一時の心得違は御勘辯被成下歎願の趣意は御聞届け被下度し

と言葉を溫和にしてピツタリ頼み餘念なく掛りの官員に依頼する方可然何等の事あるも口上を間違へて官員の立腹せざる様致度候右要用のみ早々以上

九月二十日

福澤諭吉

小川武平様

註 長沼事件に就ては「福澤諭吉傳」第二卷第二十四編に詳かに記してある。(編者)

三〇一 小川武平宛

明治十四年九月一日付

御手紙拜見三藏殿御事御大病の由聞及居候處夜前一時御長逝との御事始めより御難症の事とは承り及候へ共今更驚入候義御愁傷の段察入候此品輕少の至り御座候へ共御佛前へ御供可被下候先は右御悔迄申上度草々如此御座候拜具

明治十四年九月一日

福澤諭吉

武平様

別啓此御愁傷の中にて金錢杯の御心配は申間敷此方は當分如何様にも取計ひ置可申爲念申進候也

三〇二 緒方拙齋宛

明治三十年十二月二十二日付

本月二十日の華翰拜誦仕候時下益御清安奉賀陳は過般西遊の節は是非御訪申上ゆるしく御話も同度存候處婦女子同伴にて進退自から不如意遂に御不沙汰仕候併老生も今後は毎々旅行の覺悟ゆえ今年は今年として又々來年拜眉の事も可有之存候拙著一冊御落手被下候よしにて御詩作御示し誠に難有奉存候書を綴りても讀む人多からず御閑暇の節御一覽にも相成候はゞ大慶に奉存候近來堺に御退隱よき土地柄にてさぞ御樂中の事ならん隨分共御保養奉祈候老生は本年六十四歳に相成候得共幸に無病唯今にても毎日米をつき又は居合揮刀怠らぬやう致し居候

福翁六十今加四

活動尙能手自春

巨臼笑君似山靜

不堪衰朽五新容

丁酉春新調第五米白

少年の時より米をつき五度臼をつぶして改めたるやうに覺え隨分ふるきことに御座候右拜報まで申上度外皆々様へ一々手紙差上候義も出来不申乍憚御序の節宜しく御致意奉願候々頓首

三十年十二月二十二日

諭吉

三〇一 小川武平宛

三〇二 緒方拙齋宛

緒方拙齋様机下

註 先生が家族同伴、上方に旅行し、歸京の後、緒方に贈られたもの。拙齋は先生の蘭學の師緒方洪庵の養子で、洪庵が江戸に引移つた後、引續き大阪に居て洪庵の遺業に従事した人である。(編者)

三〇三 岡道亮宛 年未詳九月二十七日付

本月二十一日の華翰相達拜誦仕候益御清適奉拜賀陳ば書籍館設立の義至極の思召立世に益あるべきは固より辯を俟たず唯々困難は其仕組に在るのみ既に當塾にても或る華族より和漢の書幾萬卷を預り此節こそ漸く其目錄等も整頓いたし候位の仕合其際には損じあり紛失あり借りて返さざるあり千種萬様の面倒筆紙に記し難し併し夫れとても眞實之を擔任する人あれば必ずしも六ヶ敷にあらず其人を得るは金にあり此度思召立に付若し富て仁ある人が多少の資金を投じて之を助成するあらば急度首尾能参り可申尙目錄の仕組等も數月前本塾にて工夫いたし候ものも有之是も無資本にて未だ十分には無御座候得共御入用も候はゞ大意寫取り差上候様爲致可申存候右拜答迄申上度早々如此御座候早々頓首

九月二十七日

福澤諭吉

岡道亮様机下

三〇四 岡本武次宛 明治二十八年九月九日

殘暑尙強候處益御清安奉拜賀候陳ば此書を持参する者は杵屋彌十郎と申長唄の三絃師匠なり年來拙宅へ出入致居候處三四ヶ月前より肺病と申北里氏へ診察を乞ひ服藥致し近日は先づ少々は快方の由なれども何分にも平素の如くならず北里氏へ参候ても例の注射をするほどでもなしと申せば北里療法の範圍外に在るものと見ざるを得ず就ては誠に御面倒至極と存候得共御一診相願度容體は本人より可申上三絃ひきのことゝて之を陳るにも甚だ不調法ならん能く御聞取可被下候此者實は三絃道に於て絶倫の名人東京中に争ふ者なき程の伎倆あるゆゑ一は本人の身を憐むと又一には其特得の藝をおし相願候義何卒御含可然御差圖奉願候右願用のみ匆々如此に御座候頓首

二十八年九月九日

論吉

岡本様 梧下

三〇五 岡本貞然宛 明治十二年一月二十九日付

本月二十二日の芳翰相達し拜誦仕候益々御清穆被成御勤仕奉拜賀隨て弊家一同無變罷在候條乍憚御放念可被下候近來は頗る御多忙就ては平生の御所見も實地御施行可相成との義何寄の御事に存候併人事不如意十に七八漸を以て進むより外に良策は有之間敷何分御氣長に御勉強被成度存候新年の御作再三感吟乍失敬あまり不平を鳴らすよりも勉強する方却て早手廻しと存候小生も本年二十六年目に始て詩を作り候

己卯新年

自出郷園廿六年 天時人事屈還伸

三〇三 岡道亮宛 三〇四 岡本武次宛 三〇五 岡本貞然宛



半生行路消無跡 一片雄心與歲新

御一笑のみ右貴答まで早々拜具

一月二十九日

福澤諭吉

岡本貞然様

尙以藤井君へ宜敷御致聲奉願本月二十五日は新年の發會を催し内外の學生三百六十名計誠に賑々敷拙文一編入御覽候

香取先生へ別段手紙さし上不申御序の節宜敷御致意奉願候

註 岡本が群馬縣に奉職中に贈られたもの。「新年發會の拙文云々」とは「福澤全集」第四卷「福澤文集」中に收めたる「慶應義塾新年發會の記」と題する一文をいふ。(編者)

三〇六 岡本貞然宛

明治十二年十二月十四日付

其後は如何被成候哉時下寒冷當年も餘日無之忙はしき事に御座候陳は御承知の通交詢社も日々加入多く事務も隨て多端就ては小幡小泉諸氏の考にて仁兄を御頼申度との事に付其約束の旨

其縣務を辭して東京へ歸る事

東京え著の日より直に交詢社に入り事務を取扱其日より月給三十圓を給する事

社務に従事してより後一ケ年の間は必ず免職の事なかるべし

若し不都合にして一ケ年内に免職するも一ケ年の給料は拂ふ事

右は老生と社の小幡小泉中上川發起人と明に約束したる處なり萬々無き事とは存候得共若しも一ケ年にして社を去る事あらば其後半年の間は諭吉にて請合月給三十圓を給すべし以上の約束は随分固きものにて今の縣を去るには十分の事と存候何卒早々御決斷當冬中に御歸被下度存候要のみ早々頓首

十一月十四夜

福澤

岡本様

尙以藤井君へ宜布御致意奉願同君も彌以去縣の旨先日來狀直に先方へ談じ置候御都合次第早々御出府を待のみ以上

三〇七 岡本貞然宛

明治十三年頃? 四月二十二日付

益御清安奉拜賀毎度色々の事を申上清襟を煩はし候得共御拂下の郵便切手壹貳圓丈御譲り奉願候

又京橋近傍三十間堀にても又は西寄りにても煉化の賣屋有之候はゞ一軒買入度御詮索奉願候家の大小は何れにても不苦武田簿記學校位にても或は之より少し大小あるも差支なし家計り買ても地面と共に買てもよし追々夏に向ひ煉化は不景氣可相成必ず賣物多からんと存候近來誠に多事山に引込むよりも或は市に出で出沒不分明にして其間に少し樂み度不圖思附候に任せ相願候義何卒宜敷御取計奉願候

四月二十二日

三〇六—三〇七 岡本貞然宛

尙以場所柄は新橋の方へ寄らずして京橋の方へ近き處にいたし度御含可被下候

三〇八 岡本貞然宛

明治十三年月日未詳

會堂建築は九月七日著手八十日間に出來の約束追々金圓入用に付各位御引受の金額は第六銀行へ御差入相成度則別紙帳面御廻し申候間御調印可被下候

是は表向

會堂建築に付一時費用の金は社中數名の引受にて出來候得共尙其維持の爲毎月の醸金を要する事に付醸金の約束に従ひ各位毎月の御出金高井に御姓名御記し被下度存候

是も表向

扱一時の金を募るとして即時に現金を見るは甚だ難し依て毎月の醸金を三圓と云はずして可相成丈多く出し其出金の約束を抵當にして一時の金を借用するの法もあるべし故に最早醸金の時熟したるに付精々人を撰て之に加入せしむる事肝要なり

是は内證

毎月醸金に付心當の人は

隈川 宗悦	松山 棟庵	栗田 徹顯	安藤 正胤	相馬 永胤
目賀田 種太郎	中上川 彦次郎	津田 純一	駒井 正格	中津市 校

田尻 稻次郎	濱野 定四郎	吉川 泰次郎	森下 岩楠	莊田 平五郎
肥田 昭作	矢野 文雄	吉村 寅太郎	馬場 辰猪	豊川 良平
本多 孫四郎	波多野 承五郎	藤田 茂吉	箕浦 勝人	本山 彦一
加藤 政之助	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

醸金三圓と限るは不都合ならん十圓もよし一圓も亦可ならん十の數あしくば九と爲し十二と爲すもよし醸金は可相成多きを要す

註 明治會堂設立に關する件。(編者)

三〇九 岡本貞然宛

明治十八年頃?二月七日付

此人は宇佐美祐次と申伊勢四日市近傍にて三四年前本塾卒業歸郷致候得共尙今回英語學に従事致度其方法に或は師に就くもあり或は横濱の商館に入るもあり又或は東京在留の英美人の内に入込む法もあらん色々其方法を求度何卒先輩の人の跡に倣ひ度との志願に付可然御話し奉願候眞中直道氏杯は横濱にて語學したるものなり如何なる方法にしたるもの歟其邊も御聞合せ相願度存候い才は本人より懇々御話可致御聞取奉願候早々頓首

二月七日

諭

吉

岡本様机下

註 文中「英美人」とあるは英米人の意。(編者)

三〇八―三〇九 岡本貞然宛

三〇 岡本貞休宛

明治十九年七月十八日付

今朝は少々気分あしく社へ出張不致候然るに一昨日杉田定一と申人に約束して同人今回渡米に付添書を交詢社にて渡す様申置候間今朝は必ず來社の事ならん何卒別封御授被下度且又甲斐氏桑港の宿所不相分候間甲斐商社にて御聞合手紙の肩へ御記し奉願候右願用のみ早々頓首

七月十八日

論 吉

岡 本 様

三一 岡本貞休宛

明治二十年八月十日付

一昨日昨日兩度の御手紙昨日と今日兩度に到來拜見仕候留主中色々御世話様に相成難有奉存候又様々の世話被仰下御蔭にて世の中の事情を詳にし別して難有奉存候

時事新報の方渡邊も石河も不在に相成老生は入湯中も中々忙しく夫れ故御返事も怠り候次第御海客可被下候

小野氏は酒も用意したる事に付何れ參るべきよし併し新聞社の用を缺て來るに不及此方は餘計の仕事なり如何様に

ても不苦候

若し此方へ好便あらばまくわりの日ましにならぬ極新しき上等品十本計りとゑだまめ桃等御遣し奉願候

老生も何れ一度中歸致積何事も其節に讓候早々頓首

八月十日

論 吉

岡 本 様

註 箱根滞在中の書翰。(編者)

三二 岡本貞休宛

明治二十年八月十五日付

金之助參り華翰拜見仕候留主中百事御世話罷成難有奉存候三光坂の納物は納る筈に可有之飯田氏へ御話し納候様御取計奉願候

米國の爲替は既に本人よりも申參候右は桃介と兩人分の上一太郎は當度ボーストンの方へ參る旁金の入用ありし事に候間御拂込奉願候別紙にも申上候島村の金もあり若し不足するならば一時時事新報の坂田氏へ御話し宜敷御取計置奉願候

一昨日は横濱より草郷日原兩氏來訪今日歸港其節

仙境風光無一塵 時晨未午貪眠頻

忽聞有友遠方到 即是今朝上道人

御一笑可被下候

右御返詞旁早々頓首

八月十五日

論 吉

三一〇—三一二 岡本貞休宛

二六五

註 箱根滞在中の書翰。(編者)

三三三 岡本貞侏宛

明治二十七年六月三日付

明後五日弊宅議員の集會萬事宜敷奉願候御馳走は手製のおすしと外に何か申付候積り鎌田氏も専ら世話致吳候筈その御舎を以て御取計奉願候右申上度匆々頓首

二十七年六月三日

論

吉

岡 本 様

三三四 岡本貞侏宛

明治二十九年一月十五日付

一昨々夜御話申上候通り今度の集會に〇〇〇は無論案内不致積にて其次第態々申上定めて其事に相成候義と存じ唯今交詢社へ参り名簿取調候處何ぞ計らん既に案内状を出して先方より承諾參會の返書さへ來り居るを見たり夫れより色々詮索致候處〇〇の姓名に棒の掛けあるにも拘はらず社の小僧の獨斷にて状を出したりと云ふ實に残念の次第何とも致方は無之候從前會て御話は不致候得共〇〇の老生に對する致方は全く賤丈夫の舉動にして前年一時彼が私の身の政略上に出たる小策とは申ながら君子に誣ゆるに小人を以てし學者に附するに政客の名を以てし尙その上に彼が文

口 上

部に居る間にも常に慶應義塾を敵視するのみか罵詈雑言到らざるなく尙甚だしきは學問云々に付直に老生の一身を攻撃して陰に陽に人に語る等近くは國會開設の共當分に至るまでも然り老生は會て人に語りたることはなけれども彼の一言一行は自から之を知るの道ありて詳にせざるはなし加之近日は更に能くこれを探るの方便も乏しからず結局斯かる賤しき男は老生の交るを屑とせざる所なれば從前も本塾の公會等には塾より案内して爲めに同席したることもあり夫れは苦しからず衆人中に一の〇〇あるも座上に大ころの居るが如し邪魔にも何にもならず候得共尙も老生の名を以て之に案内したりと申ては事稍や私に互りて其外見恰も舊を忘れたるが如し自身の心に忘れざるものを案内状の誤出にて忘れたるが如く見ゆるは如何にも残念至極併し今日の唯今と爲りて前の手紙は書記の誤ゆを取消すなど申し遣しては如何にも角立ち曲は却て此方に歸すべし先刻より木原を始め藤澤などを呼出し目の玉の飛出る程に叱附候に付或は彼等の苦しまぎれに彼の手紙を取返しに行くかも計られず決して左様な事は致すなど堅く申附置候得共是亦小輩の群集何を致すかも分らず候間何卒篤と申聞事既往に屬す百事そのまゝに致し置けと吳々も御論し奉願候右は老生の不平申上兼て又木原藤澤等の輕擧を禁する爲め態と一書を呈し候宜敷御舎置奉願候餘は拜顔の時に附し候匆々頓首

二十九年一月十五日午後二時半

論

吉

岡 本 様

尙以今後案内状を誤出したりとの事實を明にするは自から別問題にして夫れに付ては徐々に方便も可有之候間兎に角に今度丈は此方の大きくじりと諦め黙して彼の來るに任せて風波なく接する積りに御座候間其邊は御案じ被下間敷候

三二五 岡本貞然宛

明治三十年十二月五日付

此生は吉田丹治兵衛（佐野屋）と申日本橋の商人年來塾に居り勉強中の青年なり今回學資の内に即納三百圓寄附すべしとの事に付宜敷御取計被下度即ち本人罷出候間御逢の上直に御聞取可被下候右要用に付添書勿々如此御座候頓首

三十年十二月五日

論 吉

交詢社 岡本貞然様

三二六 岡本貞然宛

年未詳四月十六日付

今朝申上候大隈氏へ參候日矢張十九日午後二時にて差支無御座候間毎々御手数恐入候得共先方へ其旨御通達奉願候實は私方の高野の山も色々故障にてとうど見合せ其代り箱根に致候箱根とあれば一日延ばして二十日に致ても不苦故に大隈の方は約束の通り十九日と申上候義に御座候右用事のみ申上度勿々頓首

四月十六日

論 吉

岡 本 様

尙以大隈の方へは電話にて可然哉に存候何れにても宜敷奉願候

箱根は湯本の積に御座候

三二七 岡本貞然宛

年未詳七月十一日付

御病人様は如何被爲入候哉追々御快方の御事奉存候扱盆に相成一事相同度はかの職人共へ遣し候はんと申は暮と盆と兩度なるか又は暮ばかりにて盆は何もやらぬものか世間一般の慣行相同度奉存候右用のみ早々頓首

七月十一日

福 澤

岡 本 様

三二八 岡本七太郎宛

安政六年十一月五日付

未だ不得拜顔候へ共一簡呈上仕候時下寒冷の節相成候得共愈被成御清適奉大賀候隨て小生義無異消光仕候乍憚御放念可被成下候扱御令弟様御事兼て御懇意被下昨冬出府の節浪花より御同伴仕道中も大に御世話相成逐一御禮状も不指上怠慢の至御海容可被成下候其後弊藩洋學處も無人にて家中教授方御願申上居爲御挨拶主人より少々づゝ御手宛致候様相成候得共何分當節柄十分の事にも不參御氣の毒存居候處此度節藏様御事浪花の方へ御歸にも可相成やの御咄有之候に付内實御尋申上候處全く御學資御不自由の處より右思立有之由被仰聞候愚考には御同人様も去冬より一段の御勉強にて餘程御進達被成今一兩年の御執行にて必ず御成業可相成を又々御轉遊被成候様相成候ては彼是時日も費し自然御歸郷の期も御延引可致始終御不都合の義と存候右に付前段申上候通り屋敷より御手宛も今分の處にては誠に些細の義に候へ共行々は如何様とか小生より談合可致候へ共今暫の處其許様にて御仕送相成候はゞ御當人も御安心にて御執

行可被成左様相成候はゞ尙又藩中の者引立も御願申小生におゐても大慶仕候義に御座候何分右の段篤と御舎被下今一  
兩年の處御世話相成候様致度此段御相談申上候右要用のみ早々拜具

十一月五日

福澤諭吉

岡本七太郎様 几下

尙々寒氣折角御自重可被成候

此度節藏様御轉遊の事薄々同藩の者共承及用人土岐太郎八と申者より別紙小生迄遣申候此亦乍序掛御目申候右  
の次第候得ば弊藩にも是非御願申度含に有之候其邊可然御勘考可被下候い上

註 文中「御令弟様」又「節藏様」とあるは、先生が大政緒方塾より江戸に出づる際に伴ひ來れる同塾の書生岡本周吉のことで、  
此頃は節藏と改名してゐたのである。節藏は先生の鐵砲洲開塾の最初の門弟であり又最初の塾頭であつた。後に古川と改姓、榎  
本釜次郎と共に箱館に脱走、維新後古川正雄と稱して明治政府に仕へた。(編者)

三一九 小田部 武宛

明治二十一年十一月二十日付

秋冷深く相成候處皆々様御揃益御機嫌克被成御座目出度奉存候陳は一太郎捨次郎義久々アメリカえ留學の處本年六  
月初旬彼地出立歐羅巴へ渡り諸方巡廻の末九月二十三日佛蘭西マルセル港より乗船々中滞なく本月四日歸宅仕候明  
治十六年六月より今日まで凡五ヶ年半の不在幼少の子供は面影をも見知らず驚き候ほどの次第家内一同大歡致し候早  
速爲御知可申上筈の處歸著後毎日〳〵客來のみにて不一方混雜存しながら御無沙汰仕候段御海容可被下候右御吹聽旁

申上度尙餘は後便を期し候早々頓首

二十一年十一月二十日

諭吉

武様 梧下

尙以過日はお禮様より御手紙被下又服部の姉より同斷御序の節宜敷御傳聲奉願候い上  
註 小田部家は先生の姉禮子の嫁したる家である。(編者)

三二〇 小田部 武宛

明治二十七年七月八日付

(斷片)

煉瓦造にてその壁の落ちたる處は毎日小生の運動致候場所にて二間に三間の建物實にかたなしに打潰され候若しも  
私が其時に其場所に居ればこなくに潰れる筈に御座候思出しても恐ろしき事に御座候先づ〳〵大災難を遁れ候次第  
乍憚御歡び可被下候右延引ながら申上度勿々如此御座候頓首

二十七年七月八日

諭吉

小田部 武様

尙以服部姉の方へ別段手紙不差出御序の節御傳言奉願候い上

註 此書翰は冒頭の部分が失はれて不明のものである。(編者)

三三二 小田部 武宛

明治二十八年七月二十七日付

拜啓仕候陳ば中村貞吉義久々病氣の處養生不相叶本月十七日死去候も是れは四ヶ年前より肺病にて迎も六ヶ敷事と覺悟は致居候得共今更當惑仕候不幸の跡に残るものはお里に男子兩人兄は愛作と申十二歳弟は壯吉とて七歳親子三人は不取敢私方へ引取り世話致居候老少不定致方もなき事ながら誠に不都合千萬御推察可被下候右爲御知まで申上度不幸の節人に申付爲御知致候筈に候得共昨今少々落付候に付私より直に一筆勿々如此御座候頓首

二十八年七月廿七日

論 吉

小田部 武殿

尙以服部へは別段手紙差出不申宜敷御傳達奉願候

三三三 小田部 禮子宛

明治二十九年九月二十一日付

次第に冷氣に相成候皆様御捕益御機嫌能被爲入目出度奉存候其後は久々御無音仕り不相濟次第御病人様には如何哉夏中は御困りの義併し秋涼は病の爲めに宜しく何卒此時に十分御療養奉祈候中上川姉様去年來御病氣兎角すがくしく參らず當夏中は伊香保の湯治に御出被成一ヶ月斗御逗留にて兩三日前御歸京私事今朝御見舞に參り御はなしなどは先常の通りに御座候へども随分御つかれのやうに見受候殊に病の在る處は腸胃に候ゆゑ思ふ様に食物を進められず是には當惑の次第と申居候併し平生の體質は甚だ宜しく御氣分も大丈夫私の慾目かは不存候得共必ず御回復の御事と存

じ候間先々御安心被成度候右は御見舞旁申上度餘は次便に残し候かしく

二十九年九月二十一日

論 吉

小田部 御姉様 人々御中

三三三 小田部 菊市宛

明治三十年一月十七日付

一月八日の貴翰拜誦此方よりは年頭の御祝儀さへ不申上不相濟次第御海容可被下候御病人様にも近來は引つりの方少々御快方にて樂に被爲入候よし何寄の御事最早一ヶ月にて春喧の時節に相成候義何卒御加養專一の義に存候

之に反して中上川病人は本月九日より少々不出來食事も進まず加ふるに下痢頻々誠に心配の事に存候曾木山の買集も昨今或は好機會ゆゑそろそろ御著手可被下旨遠方の事にて此方より何とも説は無之百事宜敷御取計奉願候

辛島某の義直に聞合候處本塾には別紙の通りの人物あり來書に照して少々違ひあり此辛島涉なれば至極丈夫にて勤學致居候尙詳なるは塾監員より親元の方へ通報可致存候

右御返詞旁申上度餘は後鴻の時に附し候勿々頓首

三十年一月十七日

論 吉

小田部 菊市様 几下

三三一 小田部 武宛

三三二 小田部 禮子宛

三三三 小田部 菊市宛

二七三

三三四 小田部菊市宛

明治三十年六月五日付

本月一日出服部よりの來書中昨日(三十一日か一日)五時より又々大に痛み食事すまず氣分あしく頭をひやし居る云々とありされは一度輕快を覺へたるも再襲せられたるか服部姉の手紙にては詳なるを知るべからず爾來の様子如何醫師の所見如何卒御報道被下度唯今電信にて御尋申候得共一書を草して相伺候

三十年六月五日朝九時

論 吉

小田部菊市様

註 令姉小田部禮子の病氣に付尋ねられたもの。(編者)

三三五 小野友二郎宛

明治二十七年五月十三日付

昨今は俄に薄曇を覺るが如し愈御壯剛不替御多忙の御事と奉察候此本は子供より特に拜呈致度やう申出候に付差出候御勉強の上成跡如何は必ず御報道奉願候右は子供の頼みに任せ一書匆匆々如此御座候頓首

二十七年五月十三日

論 吉

小野様

註 此書翰は先生より小野に舞踊を勧められたとき唄本に添へて贈られたもので、唄本の表紙に先生の手跡で「營々辛苦裡亦有此風流」と記してある。(編者)

三三六 小野友二郎宛

明治三十年九月五日付

益々御清安奉賀候陳は兼て米國行なる潮田はいつごろ歸來致すべきや色々に報ずる者あれども確に相分り不申其御筋には必ず確報も可有御座何卒御洩し奉願候要のみ申上度匆匆々如此御座候頓首

三十年九月五日

論 吉

小野様

註 潮田とは先生の女婿潮田傳五郎のこと。(編者)

三三七 小野恒剛宛

明治十八年七月二十七日付

木村牧氏歸省の便に托し一書を呈し候時下大暑の節皆様御揃ひにて御清安奉賀候老生儀も不相替頑健消日乍憚御放念被下度候當方可申上事も無之市中唯不景氣とも申候聞くもうるさき次第本年五月中塔の澤へ入浴家内一同一ヶ月斗り福住へ滞留小田原も通行同處の舊知己にも面會致し面白き事に有之候

近來本塾も又改革致し九月以後は英語の課を多く致す積にて昨今相談中何れ様子相分り次第御報知可致候新聞紙も隨分忙がしく老生の爲には種々約介ものなれ共いたし掛りたる事なれば止める譯にも不參壯年の勉強の供を致し御奉公いたし居候豚兒共兩人は在米兄の方はニウオルクのイサカ コルネル校に居り弟はポストンのマサチユセツト インスチチュートに寄宿候て今日まで無病にて勉強いたし居候乍憚是亦御安意奉願候

三三四 小田部菊市宛

三二五—三二六 小野友二郎宛

三二七 小野恒剛宛

二七五



右幸便に任せ御尋旁々申上度早々走筆不文倍常御判覽被下度候勿々

十八年七月二十七日

論 吉

小野 恒剛 様

尙時下御自重專一に願上候乍憚御令聞様へ宜敷御致意奉願御子様御成長の御事と存候山妻よりも御尋申上度吳々も申出候

註 小野恒剛は小田原出身の塾員で、此頃は青森縣の學校教師をしてゐた。(編者)

三二八 小野 清宛

明治十三年一月八日付

一月早々華翰被下難有先以益御清安被成御超歳奉拜賀隨て老生無異加年いたし候條乍憚御放念可被下候昨年来加藤政之助共御地え參居候得共于今御目にも不掛よし此度歸東又出版に付ては何れ御尋問可申上何卒御逢今後御懇意を願ふ事に御座候右貴答旁申上度尙い才は加藤氏より御聞取奉願候早々頓首

福 澤 論 吉

一月 八日

小野 清 様

註 在阪中の小野清に贈れるもの。(編者)

三二九 小野 清宛

明治十三年一月二十二日付

本月四日附芳墨難有拜誦先以愈御清福被成御超歳候旨南山不斜奉存候次に弊屋一同無異加年致候條御省慮被成下度候扱此程大阪城の圖面等段々御入手相成候旨態々爲御知被下難有奉存候若し御序も有之候砌一覽相願度候爾來當方も別に相替義無之先日より塾へ支那人を雇入支那語學稽古相始候昨今の處就業の生徒百二三十名景氣は至極宜敷方に有之候先は乍延引年甫御祝詞御回報迄如此に御座候書餘期次便早々頓首

十三年一月二十二日

福 澤 論 吉

小野 清 様

尙々時下折角御自重可相成候

三三〇 小野 清宛

明治十三年四月十二日付

本月八日の華翰相達し拜誦春暄の節益御清安奉拜賀候此度は浪花の圖面等御示し可相成様縷々被仰下難有到著を樂で相待居候二月七日の貴翰并に御秘書も無相違相達し早速御返事御禮可申上筈の處近來小生事誠に多忙實に三度の食事いたし候餘暇も無之位の仕合彼是いたし居候中に貴答を忘却いたし候儀今更赤面に不堪不惡御承引被成下度奉願候斯く多事にては逆も身體も續不申旅行にてもと存候得共日一日遂に今日まで共事も不果難澁の次第に御座候右は取纏御返事旁御禮申上度早々如斯に御座候頓首

四月 十二日

福 澤 論 吉

小野 清 様

三二八一三三〇 小野清宛

尙以時下折角御自重專一奉存候長與も近來は兎角不快勝にて困り申候是も何れ旅行杯不致ては不叶事に有之尙府下相替儀は先日集會條例發行の一事なり朝野の論議紛々面白き事に御座候御地も同様の事と存候餘は附次便候

三三一 奥田竹松宛 明治三十一年八月二十六日付

全集目錄御遺し一見候處西洋事情の外編と申もの無之且諸書出版の年月大に實と異なり候疾くと取調度思ふに此間違は再版三版ものを初版と信じたるが故ならんと存じ候尙御目に掛り御話し致し度存じ候右要事のみ申上度匆々拜具

八月二十六日

論 吉

奥田様

註「福澤全集」出版のとき其編纂を奥田に託せられたが、此書翰の如き始末で更に他人に託せられた。(編者)

三三二 奥田竹松宛 明治三十一年九月三日付

過日來全集の書類出版の年月最早断じて間違なしと被申聞候得共昨日一寸した事より目に觸れ候學問のすゝめ明治九年四月出版との御調の處實は明治四年より全部十七篇を逐次出版したるものなりか様なる御調べにては他も總て疑ざるを得ず果て御用繁にて夫是の御閑暇なくば別に方便を求め可申何卒確なる處爲御知被下度奉願候拜具

九月三日

論 吉

奥田様

三三三 奥田竹松宛 明治三十一年九月十日付

兼て申上候通り全集の原本ジャパントイムス社へ御廻し被下候事と存じ老生も其原本の揃ひし處を一見致し度存じ候て唯今同社罷越候處未だ御廻し不相成由就ては御手許にある原本を此者へ御渡し被下度兎に角終始揃ふたるものを一場に並らべて見れば自から思ひ出す事も可有之旁以て御廻し可被下候要事のみ匆々頓首

九月十日

論 吉

奥田様

三三四 奥田竹松宛 明治三十一年九月十日付

過日申上候通り全集一切の原本をジャパントイムス社へ御引渡の義既に相濟候事と存じ候て唯今タイムス社へ参り色々實地の相談可致と存じ候處今に其事なきよし大に失望致し候老生のむだ足は兎も角か様なる事にては迎も出版の歩を進むるを得ず何は扱置き御手許の品直に御廻し被下度或はタイムスの方へ御遣の義不都合ならば即刻拙宅へ御廻し可被下候要事のみ匆々頓首

九月十日

論 吉

奥田様 梧下

三三一、三三四 奥田竹松宛

三三五 奥田竹松宛

明治三十一年九月十一日付

拜啓昨日願置候目録の清書は最早御出来に相成候哉若し未だしならば今日何時ごろ人を差出し可然哉口上にて御返事奉願候頓首

九月十一日

論 吉

奥田様

三三六 奥平每次郎宛

明治十二年八月二十八日付

本月十九日の華翰拜誦仕候御清適奉拜賀二に老生義無恙消光罷在候條乍憚御放念可被下候當年のコレラは誠におそろしき事なり中津も一時は盛なりしかども此節は先々鎮靜のよし江戸は昨今事始築地佃島邊は既に相濟追々京橋日本橋邊えも押出し候事に可有之既に松山の門人沖野と申者は京橋の出張所にて斃れ申候○津田君は青森へ可參候處好き都合にて東京へ留る様相成候○須田君のワイフは高力の姉嬢に定りたり○福澤は民情一新と申書を發兌して九月初旬より賣出し候○福澤本年六月中病氣不快氣分悪しく相唱へたるは此一新論を記する爲の閑を偷みたるなり○古渡資秀は新潟にてコレラに斃れたり誠に可憐又可惜○加藤政之助は大阪新報の記者に雇はれたり○藤田箕浦は國會論を新聞紙に記し又これを一書に集めて出版せんとせり○義塾の同社は小幡君の發意にて同窓會の事を企昨今略緒に就たり近日中津にも報すべし○丸屋善八店には十萬圓計の私立銀行を立てんとして先づ五萬斗出来唯今出願中なり○櫻井君

の茶商も本年は中たりのよし

右貴答旁申上度くわしき事は中村より可申上候よし頓首

八月二十八日

福澤論 吉

奥平每次郎様 梧下

註 奥平每次郎は中津の有力家で常に市學校の事に盡力してゐた人である。(編者)

三三七 奥平每次郎宛

明治十四年十一月四日付

此度市校改革の爲にて態々御出京を促し候得共扱東西の社友集會して相談し申一段に至りては爲是名案もなく假令これあればとて地方の事情に於て行はれ難き場合もあり遂に大改革にあらずして初全趣を變じて別紙會議決の如く相成候事なり此決議に従へば學校は先づ高尙に進む譯なれば今後一入の注意を要する事なり普通小學の教は之を地方公共の手に任じて市校は市校舊來の精神に従ひ日本國中最高最新の説をば怠なく講究いたし度即ち往復の旅費を用意したるも之が爲にて又近日文部省に一變革あるべき様子なれども學問の一段に至りては毫も官の主義に由らずして我黨の教育丈は一種獨歩のものにいたし度事に御座候尙拜眉萬御話可申上候頓首

十一月四日

福澤論 吉

奥平每次郎様

三三五 奥田竹松宛

三三六―三三七

奥平每次郎宛

二八一

三三八 奥村伊榮門宛

明治十八年二月四日付

未だ拜眉の機を不得候得共一書拜呈仕候時下餘寒強く候得共益御清寧奉賀候陳ば令弟聰作君御事或は外國行の思召有之よし就ては賤息共兩人は一昨年より米國へ渡航執行中に付可相成は彼國にて御一處に御勤學相成候様いたし度場所の儀は都鄙兩様の別有之二男捨次郎はポーストン府に在て是は都會にて入費も少し多く候得共嫡男一太郎は紐育州イサカと申處にて先づ申せば田舎地方百事質素にして隨て學費も手輕に相濟其一ケ年の學費並に旅費等の事に付てはい才聰作君へ御話致し置候義に御座候實は一太郎事も當時イサカ コルネル校に在り日本人と申しては唯一人にて淋しくも有之此處へ聰作君御出にも相成候得ば無上の愉快又同人は既に一ケ年も同地寄留の義に付下宿の都合學校の模様等も大略心得居候事に可有之令弟御著の上は或は御同宿も爲致旁以て實は此方より相願候て米行御勤め申上度次第に御座候又彼地へ御出途中の義森村組の村井保固と申者去冬歸國今年三月の頃再渡致候義に付之と御同行相成候得ば甚安心の次第此村井と申すも舊と本塾の學生にて四五年前より米國森村組の支店支配人致居候者なれば旁以て好都合と存候詳なるは令弟より御文通可相成候得共態と老生よりも一書を呈し候何卒御斷行相成候様致度餘は附次便候早々頓首

二月四日

福澤諭吉

奥村伊榮門様 梧下

記

二百弗 東京にて旅裝費一切  
八十弗 桑港まで船賃  
百五十弗 桑港より紐育州イサカまで旅費  
右は一時入用

學費は田舎地方のイサカなれば一年凡米金六百弗にて足るべし米金百弗は日本の銀貨十錢内外の相場にて紙幣百貳拾圓に當る故に米金六百弗と云へば紙幣にて七百貳拾圓の事なり

爲替の都合は横濱正金銀行へ托しても出来又或は森村組へ相談しても同斷福澤にては是まで森村へ頼置候此森村と申は紐育府に出店其支配人は森村豊並に村井保固とて何れも慶應義塾の卒業生なり旁以て福澤は森村組に托したる事なり奥村君が今度米行ならば其邊の事は福澤にて御世話可致候

註 奥村伊榮門に贈りて其弟聰作(後に本間と改姓)の米國留學を勸誘せられたるもの。(編者)

三三九 小柳津要人宛

年未詳六月二十四日付

過刻は珍らしき器物難有奉存候しちりんの製に付ては從來普通の品愚を極め候様に覺へ不平に不堪存居候處に此新工風甚だ面白存候唯缺典は此燒にては烈火に不堪或は破裂は致間布裁掛念此事に存候即刻試可申相樂候右不取敢御禮申上候頓首

六月二十四日

諭吉

三三八 奥村伊榮門宛 三三九 小柳津要人宛

二八三

小柳津賢契 梧下

わノ部

三四〇 和田義郎宛

年未詳六月三日付

益御清安被成御座奉拜賀陳ば私方子供兩人夏の間は宅にて眠食傍に少々づゝ運動の爲家事の一部を勤めさせ度翻譯書の稽古手習并に柔術は是迄の通り相願唯眠食のみ宅にて爲致度事に御座候あまり自由ケ間敷候得共不惡御承引可被下候

一先日ロンドン行書狀壹狀御内政様迄相願置候宜敷御取計被下度郵便料さし出度爲御知奉願候

一兩三日前隣屋敷より垣を破る者ありとて小言申參候衆ボーイえ御説諭奉願候其外當屋敷中にも漫に竹木を切り樹の皮はぎ又は竹の子杯を取る者あり惡むにあらず都合宜敷様御諭し以來はそんな事をするなど御止め被下度候

右要用申上度早々頓首

六月三日

福澤拜

和田様

三四一 和田義郎宛

年未詳十一月十五日付

是れは兼て御承知も可被爲在哉堀越角次郎氏に御座候今度其嫡男を幼穉舎へ入學爲致度志願年齢は少し過ぎ候へ共従前祖父母育にて世間を知らず直に本塾は如何と父母の婆心是非共幼穉舎の方への懇望平生老生と別して懇意致候間柄にて難默止場合何卒御差繰入舎出來候様御取計奉願候い才は角次郎氏より可申上御聞取可被下要用迄早々頓首

十一月十五日

論吉

和田様

三四二 和田義郎宛

年未詳十二月七日付

追々寒氣相増益御清寧奉拜賀陳ば幼穉舎の子供兎角眼病に罹る者多し其原因は不詳候得共或は謂ふ毎朝洗手の水井戸の掛樋より來り樋中固より潔からず又井戸のつるべ繩等より由來する塵垢も可有之此水を直に用るに當り小兒の不注意水槽をかき立塵の浮揚るをも頓著せずして其儘顔を洗ふ眼の爲に随分有害なるべし又寒中井戸側にて汲立の水は稍温度もありて堪ゆべきなれ共汲置き或は半氷を結ばんとする水にては齒の爲にも眼の爲にも不利ならんとの説あり

右の次第に付御都合次第毎朝の冷水を湯にすることは行はれざるも微温にいたし且其前に掛樋より來る水は切れの水こしにて其細塵をこし取り候様致しては如何哉と奉存候微温を與るの法は土甕を築き大釜を掛けて古木又は炭俵古下駄等其類を擇ばず焚立れば餘り大造なるものにあらざる様被存候寒中の冷水は小兒の爲に却て不適當衛生上にも不宜のみならず家に在る翁媪の考る所にも少し苛酷の様に感じ可申折々何となく噂さにも承候義何卒御考案の上可然

御取計相成度尙拜顔御話可仕候得共多用中不取敢書を以て申上置候頓首

十二月七日

論 吉

和田 様 梧下

三四三 渡邊 一郎 宛

明治二十九年九月八日付

八月二十二日の華翰拜誦陳は過日の揮毫に落字あるに付云々被仰下赤面の至何れ認替へて差上可申商賣違ひの書家にてこんな粗勿は毎度の事に御座候夫は扱置今度百話の製本出来候に付一部小包にて差上候御覽被下候は幸甚のみ右御返詞旁勿々如此御座候頓首

二十九年九月八日

論 吉

渡邊 君 梧下

三四四 渡邊 修 宛

明治二十四年五月二十二日付

本月十七日の貴墨拜誦仕候時下益御清安奉賀候御著後勿々露太子の宛變に付電信郵便の御多忙實に御察し申上候東京も一時は沸くが如きの騒動本日は主上の還御市中は殊の外賑ひ申候

老生事も家内一同病後の娘を召連れ本月初旬より箱根又は酒匂の邊に養生十五日歸宅致候病人も次第に宜敷乍憚御安意奉願候右御返詞まで申上度勿々如此御座候頓首

二十四年五月二十二日

論 吉

渡邊 様

尙以近年は攘夷論の再生露公使館に對する嫌疑者も二十人計り拘引中のよし明治十四五年來政府の注意教育風の結果ならんか笑止千萬の事に御座候

註 渡邊が長崎電信局に在勤のとき。(編者)

三四五 渡邊 修 宛

明治二十九年四月十七日付

御在京日々御繁忙の義奉察候陳は明後十九日野村政明氏拙宅へ參る事に約束致候に付ては御差支無御座候はゞ夕五時の頃より御來訪被下度食事いたしながら南島談も亦面白からんと存候何卒御繰合御來駕奉願候右申上度勿々如此候頓首

二十九年四月十七日

論 吉

渡邊 賢 契 梧下

三四六 渡部 久馬 八 宛

明治十四年五月二十二日付

本月十七日高田より御差出の貴翰拜見致候益御清安御道中も無御滯高田迄御著不日長岡へ御歸の由欣喜に不堪御道中處々演説も有之由何れ矢田高橋其外より詳に承り可申候御出立後當方相替儀無之塾監の人撰には殆ど當惑名兒耶氏

三四三 渡邊 一郎 宛

三四四―三四五 渡邊 修 宛

三四六 渡部 久馬 八 宛

二八七

に談じたれ共さし向不都合誰彼と申中遂に大河内君へ頼み別に雑務の取扱は東條軍平と申者を附屬せしめ先づ是にて居合申候次第御安心可被下候

塾は舊に異ならず人員は次第に多し豫備校を合て四百八十餘名本塾中の取締も随分行届先づ静なる方に御座候

明日は三嶋氏歸國とて今朝暇乞の爲拙宅へ來訪不日歸岡の事ならん當地の近況口頭にて御聞取可被下候右拜答迄早々頓首

五月二十二日

論 吉

渡部 君 梧下

三四七 渡部久馬八宛

明治十五年九月十六日付

本月九日の華翰拜誦時下漸催秋涼益々御清寧奉賀候御著仙後秋山其外諸友へも御面會のよし仙臺にも随分御知己は少なからず百事好都合と奉察候當地相替義無之病人の事共御尋被下難有奉存候妻も追々快方其他娘共も同様先づ今日の處渾家病者なしと申場合に相成候乍憚御休意可被下候コレラも大に退き昨今は都下にて十名か二十名にまで相成既に全く撲滅と申すも可なり

朝鮮の事も一と先づ落著此上は支那との關係如何の一事のみ支那人にて戦を好まざれば平和に歸し可申爲差事も有之間敷哉に被存候

新聞紙は毎日随分忙はしく發兌は日に増加の様子に御座候

後藤板垣は歐行本月二十三日頃出立今日は後藤の送別とて明治會堂に集會友人の案内を受け申候

渡邊恒吉は六十日斗腸カタルにて遂に死去可憐

本塾も當月十一日より開校生徒にも追々歸來既に充満の姿和田の幼稚舎杯は別して多人數にて困却致居候事に御座候

右拜答旁申述度和久江口遠藤岩井其外諸氏へ御面會も候はゞ宜敷御致意奉願候早々頓首

九月十六日

論 吉

渡部 賢 契 梧下

尙以時下御自愛專一奉存候四五年振に奮發して一日の閑を偷み兩三日前寫眞いたし候不日出來可申出來の上は老顔を御覽に入れ可申奉存候い上

(別紙)

秋山氏留住宅の病人近來は餘程快方既に一昨日も戶外に出ておぼゞさんの處へ行くを見たり此分にてはさして案ずる事も無之哉に被存候是亦御傳聲奉願候

三四八 渡部久馬八宛

明治十七年一月二十二日付

新年今日に至るまで御祝詞も延引怠慢の罪御海容可被下候昨年來も度々御尋問被下芳情不知所謝此方よりは無申譯御無音不相濟事に候賤息兩人渡米毎月兩度位は手紙來り先づ今日までは無事勤學罷在候條乍憚御放念可被下候長女さ

と(幼名サン)事も中村貞吉方へ縁談昨十一月さし遣候是亦御安意奉願昨年中御惠投に預り候硯はさとへ遣し嫁装の一品に供し別て難有御禮申上候

本塾も徴兵令の一條にて昨今頻に評議已に東京府へは出願尙諸參議の向へも内談いたし居候事なれば何れ近日何とか可相成尙其上にて御報知可申上候右延引ながら御禮旁申述度早々如此御座候頓首

一月二十二日

論 吉

渡 部 様 机下

其御地には知る人甚だ多し老生は實に多用にて一々書を認る暇無之不本意千萬御序の節宜布御致意奉願候以上

三四九 渡邊文三宛

明治二十五年四月十八日付

毎度華翰を辱し恐縮の次第扱老生へ揮毫の御所望は方角違にて更に恐縮に不堪實は幼少の時より手習致候義無之惡筆斯の如くなれども御斷申す譯にも不參別紙二三片御使に附して御笑まで右拜答のみ勿々如此に御座候頓首

二十五年四月十八日

論 吉

渡 邊 文 三 様 梧下

三五〇 和田耕月宛

明治三十年九月八日付

八月二十日の華翰拜誦陳は本堂御再建に付云々承知致候幸ひ今度拙著の百話出版相成候に付同本五冊差上候此本を

誰れかへ譲り其代價を得て建築用の中へ御加へ被下度老生も次第に老却可相成は閑を偷んで保養致度都て面倒なる事は避る積り手紙認るさへうるさく略文勿々御返詞まで如此御座候頓首

三十年九月八日

論 吉

耕 月 上 人

尙以本文の品物は小包の通運に出させ候やう家人に申付置候也

三五一 和久正辰宛

年未詳一月九日付

謹賀新正

此度岩井諦事宮城日報の記者として其御地へ罷趣候に付てはい才森下よりも申上候通本人初ての東下知人も少く今後百事に付御添心被下度奉願候先達は學校年報被送下其景況を詳にせり誠に御都合宜布乍蔭欣喜に不堪尙此上御勉強吳々も奉祈候當府下相替儀無之い才は岩井氏より御聞取可被下候右は氏へ添書旁申上度如斯御座候頓首

一月九日

福 澤 論 吉

和 久 正 辰 様



かノ部

三五二 川勝貞吉宛

明治三十年一月十三日付

天氣模様あしく候得共明朝は假令ひ雨天にても勇を鼓して散歩可致歸來宅に雜煮を申付置候間御立寄被下度雨と存じてわらじも用意致置候間下駄にて困る人はわらぢをはくも亦面白からん何卒散歩黨一同へ御致意可被下候可相成丈け人数の多からんことを祈候おかまへのみやげにふかし芋も出來申候右用事のみ早々不

三十年一月十三日

論 吉

川 勝 様

註 「おかま云々」とは麻布廣尾附近を徘徊する白痴の乞食で「おかま仙人」と呼ばれてゐた者のことで、先生は毎朝郊外を散歩せられる途中でよく此仙人に逢ふので、時々酒や食物を持って行つて與へられた。(編者)

三五三 川村 惇宛

明治十八年二月十一日付

二月七日の芳翰拜見時下餘寒尙強候處愈御清安奉拜賀其地御著後は百事都好都合のよし何よりの義唯今後は御勉強專一の事に存候人間世界無より有を生ずるの理なし他人の知ると知らぬとに論なく見ると見ざるとを問はず唯正直に勉る其間にはレブユテーションは自然に我身に歸し可申幾重にも男子らしく御勉強被成度乍蔭所祈候

當方相替事と申は朝鮮事變にて朝鮮の方は片付候得共此上は支那談判の一條事は尙未だ十分の中三分通も終たる委なり政府にても支那問罪の事は既に決したれ共其問罪の方法は世間に分らず候

此度國重君へ一書を贈り度乍御面倒別紙壹封御届奉願候  
右要用旁御返詞まで早々頓首

十八年二月十一日

論 吉

川 村 賢 契 机下

追 啓

時事新報通信員の事に付別紙の通り相定候に付ては仁兄にて之に任ずる事は出來中間敷哉若し或は御不都合ならば松岡其外へ御相談被下引請人名相分候はゞ御報知奉願候

松岡氏へ宜敷御傳聲奉願候又承候得ば石坂專之助氏も縣廳へ奉職のよし此人は先年大病にて迎もこの世の人にあらざる筈の處其後承候得ば全快のよし四五年前小泉中上川へ面會にて様子を知り今又富山に居るとは扱々多幸なる人なり甚だなつかしく存候宜敷御致意可被下候以上

三五四 川北元立宛

明治十四年十一月二十日付

其後は打絶御疎濶の至過般古田氏出京の節久々にて御様子を詳にせり依舊益清適奉恭賀小生事も先づ無病にて消光いたし居候條乍憚御放念可被下候借此度は舊拙譯書探索の儀に付古田氏より御相談申様々御盡力被下候由にて遂に其

三五二 川勝貞吉宛

三五三 川村惇宛

三五四 川北元立宛

二九三

品物も手に入誠に難有奉存候實は二十餘年も経たる事にて迎も六ヶ敷からんと覺悟致居候處右の次第芳情不知所謝萬々御禮申上候此段不取敢一應の謝辭のみ早々如斯御座候拜具

十一月二十日

福澤諭吉

川北元立様

尚以久しく御出京も無之哉若し好機會もあらば御來遊奉待候當地適塾の舊友は随分乏しからざる事に御座候い上

註 「拙譯書云々」とは先生が緒方塾在學中翻譯せられた「ベル氏築城書」のこと。川北は先生の緒方塾に於ける同窓の友人である。「福澤全集」第七卷「福翁百餘話」の第十六「貧書生の苦界」参照。(編者)

三五五 川路太郎宛  
中村敬輔様

慶應三年一月七日付

海上無御滯今程は疾く龍動え御著の義珍重不斜奉拜賀候愚弟英之助義出帆前も種々厚く御周旋被成下難有仕合尚又シンガポールよりミストロロイドの書翰に英之助少々不快の趣英公使へ申參如何哉と關心仕居候處ゴールより同斷の報告にて全快の旨承知いたし安心仕候大勢の學生御世話御用多の御中右病氣に就ては何か格別御約介罷成候義に可有之實以難有恐縮の至奉存候  
一此度は佛蘭西博覽會爲御使節

徳川民部様爲指遣本月十一日頃御出帆且又各國公使阪城え御招待

公方様御直に御待遇可相成由未曾有の御盛學感激に不堪難有御時勢に御座候此模様にては文明開化日を期し企望すべく既に此節にても大名同盟論杯は何となく痕跡を消し申候向い才の事情は御使節附屬の面々より御承知可被成義と存じこゝに略し申候右御禮申上度早々如此御座候頓々首々

正月七日

福澤諭吉

川路太郎様  
中村敬輔様

尚以爲國御自重專一奉存候私義舊冬亞行被仰付本月廿一日頃バシフィックメールにて出帆の積に御座候乍序御吹聴申上候い上

註 幕府の遣英留學生の監督として渡英中の兩人に贈れるもの。川路は左衛門尉聖護の孫。中村は敬字、後に正直。此時の留學生は幕臣の子弟中から選抜されたが、先生は當時外國方に出仕して幕臣のやうな事になつてゐたので、其門弟和田慎次郎を福澤英之助と改名させ、其一行に加はらしめた。文中「愚弟英之助云々」とあるは即ち此人のことである。(編者)

三五六 香川眞一宛

明治十一年二月八日付

一月卅一日の貴翰相達し拜誦仕候餘寒尙強益御清安被成御座奉拜賀候御施政の事情實際に當れば亦議論の如くならず御不如意の事も不少との義如何にも左様にこそ可有御座唯々向ふ所の目的如何に在るのみ既に御注意とあれば必ず

三五五 川路太郎—中村敬輔宛

三五六 香川眞一宛

二九五

遂には意の如く被爲成の日あるは明なり幾重にも御勉強の段爲國奉祈候横濱瓦斯局の訴訟は新聞紙にて御承知の義に可有之原告は早矢仕有的櫻井恒次郎其外兩三名殊に早矢仕櫻井はかねて屈強正直の人物必ず此度は原告の勝利ならん就て愚按に此度の勝敗に拘はらず當年はこの訴訟の傳染を以て之に類する苦情諸方に沸騰可致哉にも被存候、事は都て流行に在り然るときは其御縣下も唯今一入の御注意を以て混雜を未然に防ぐの御胸算或は可然哉に奉存候勿論御如才も無之義生より喋々するに不及事に候得共不圖思付のまゝ御懇意に任せ申上候不惡御承引可被下右要用のみ申上度早々頓首

二月八日

福澤諭吉

香川先生侍史

尙以新聞紙は引續可差上様其掛の者へ申付置候何れ不日毎日の出版に改め候よし記者連中の話に御座候當年よりは頻に盡力いたし候様子に付何卒地方に異聞も御座候はゞ其御筋へ被仰聞御報知奉願尙新聞紙の御吹聴を可然御管下へ御取計奉願候或は又其御廳より直に御達しにては不都合他人に云はせて却て面白しと申事件も候はゞ内々御報告被下度他人たる當社の記者にて發企可爲致奉存候

註 香川は此時大分縣知事、「新聞云々」とは慶應義塾出版社より刊行してゐた「民間雜誌」のこと。(編者)

三五七 香川眞一宛

明治十一年四月十二日付

本月二日の貴翰相達し難有拜見仕候時下春暄の好時節益御清安被成御起居奉拜賀候民會規則壹冊御投與被成下忙手

拜讀誠に敬服是迄他諸縣のものとは全く性質を殊にし眞の民會と奉存候就中一章、民は之を議するの權あり施すの權無しと申に付世間の窮屈論者は説を鳴らし候事ならんと雖ども事實に於て決して差支あるべからず今後會議の體裁を成し年々歳々其習慣を積む上は必ず民の議する所に從て施す様に可相成は疑を容れず譬へば切捨御免は昔年の御大法即ち規則なりしかども妄りに人を切捨たる者あるを聞かず即ち切捨は規則にして切捨てざるは習慣なり此一章決して憂ふるに足らずと存候尙其趣意にて新聞紙にも論説を立る様記者へ中間置候

一支那救恤は何れも皆爲にする所ありて起りしものなり生杯は頓と爲にする所無き故一錢も出し不申舊主人奥平家へも出金然る可からざる段説を進め置候奥平の身にして考ふれば百里海外の支那人よりも手近く舊領民の有るあり他人を顧るに違あらず候併し滔々たる天下人々の勝手次第他人の所業を傍より是非は不致私は私にて他國の人を救恤不致義に御座候

一文部補助金は元と同省より配分する割合の起る所を尋れば各縣の貧富を問はずして其人口の多寡を基にいたし候義に可有之左すれば一縣内にては其配分の法は文部の趣意に従ひ平等に人口に割付候方至當の理歟其理非は兎も角も議論上に喧しかるべし御考の如く之を民會に附するは如何にも御名案、會にても必ず人口割の處に落付可申哉に推察仕候右貴答申上度早々如此御座候頓首

四月十二日

福澤諭吉

香川先生侍史

尙以日々御繁務の段奉察候時下御自愛專一奉存候御投與の民會規則には當新聞屋の説を附して出版いたし候様

三五七 香川眞一宛

二九七

申付置候必ず世間の耳目を驚かし候こと、存候尙今後もこの類の事件御座候はゞ御報知奉願候

三五八 香川眞一宛

明治十二年八月十三日付

残暑尙強益御清適奉拜賀候陳ば夏來其御地の流行惡病實に絶言語候次第追々新聞紙にて承知いたし唯々歎息の外無之右に付ては御一身の危険のみならず朝々暮々御配意の段深く奉察候竊に案するに本年の御心配は一昨年戦争の時に比して更に一層の御事と存候當地にも次第に流行の端は開たれども其勢尙寛漫なるが如し唯今後を恐るゝのみ昨朝は新潟より電報到來同港新聞記者古渡資秀なる者コレラにて死亡のよし申來誠に落膽同人は當熟生中文筆もある人物にて數月來新潟へ參新聞も俄に面目を改め候様子にて大に後來に望を屬し居候處右の次第残念至極御憐察可被下候右爲指用事も無御座候得共惡病御見舞旁申上度早々如此御座候早々頓首

八月十三日

福澤諭吉

香川先生 梧下

三五九 香川眞一宛

明治十二年頃?十月九日付

秋涼の好時節益々御清穆被成御座奉拜賀候陳ば此度津田純一出京中津市校を改て公立校と爲すの一條同人と内々御話合も有之候由就ては當地にても様々商議小生輩に於ても固より願ふ所是迄も小倉縣引續福岡縣の時も世上には其考もなきにあらずされども何か双方に不満足もありしか或は談判中途にて止み或は話もせずして其儘に爲りし事に御座

候此度彌以て御相談出來候得ば生輩の満足は無論地方官氏の便利不過之何卒整候様致度事に御座候此儀に付ては先づ第一に校主たる奥平家の決を取り隨て小幡篤次郎始め舊同藩從前市校關係の面々へ相談致候得共更に異議無之依て此度意見丈左に申上候

一市校の資本は地面建家書籍器械の外現金貳萬圓あり

一市校創立の時は舊藩主より年々家祿五分の一を寄附し藩主藩士共有の資本より一時に金貳萬圓を寄附し外に地面建物も舊藩主に貰ひしものなり

一右の金を以て書籍器械を買ひ教師の給料を拂ひ一昨年まで持續せし處同年華族の祿制變改に逢ひこれより奥平家年々の寄附は學校より辭退いたし其節資本金の高は貳萬圓に過ぎず元と藩より一時に貳萬圓と申す寄附金も様々の譯にて約束の通りに參り不申旁以て資本は乏しき次第なれども他に方便もなく唯この資本金の利子を以て今日迄支へ候事に御座候

一市校の成行右の通り就ては此度これを公立の名に改て縣廳より毎月若干の金を給するときは市校在來の資金より生ずる利子は悉皆校用に供し廳の税金に合して學事の進歩を謀り度其ヶ條は此迄教師を任ずるに甚だ困却せしものを自由に致し度其次第は中津の學校と申譯にて中津の教師を用ひ其給料は他に比して凡三分一計りの金を與へて無理に出張爲致候事なれども逆も永年に持續すべき法にあらず此一事には生輩も常に氣の毒にも思ひ又面倒にも不堪處今後少し金を増して無理の度を減じ度事第二は市校に記簿の科目なしこれも先年より必要とは知れども金に乏しきが爲に今日迄黙止候事なり此度毎月の費額を増せば容易に出來可申既に帳合の法を學得

れば尙次第に商法の講習も致度事に御座候

一右の外都ての學則は市校にも縣廳にもさし向名案は有之間敷尙双方に思付候はゞ御相談も可致あまり堅固なる約束にも不及事と存候

一中津の舊藩主并に舊士族がこの市校を金玉の如く思ふは當然の事なれば今後萬々一にも縣廳にてこの公立校は廢して毎月の費額は給せずとの事あるも中津にては尙永續爲致候覺悟に付現今貳萬圓餘の元金には手を付け不申唯其利子を費し盡すのみ且又其現金は夫々力を盡して始末致居候事に付書面等は固より廳の一覽に供し毫も私するなしと雖も細末の事に差圖なき様致度いらざる事にて喧嘩の種と可相成恐なきにあらず

當處にて舊藩主從て私共の商議は大凡右條々の通りに御座候小生は尙其上にも恐る處と申は此度公私合併彌々公立と定る其際に當り何程に双方心を用るも或は些末無用の事よりして又例の不熟不和と申事は出來間敷哉唯この事のみ關心に不堪依てこの合併の際より引續半年か一年の間小幡篤次郎へ中津出張を依頼致度奥平家も頼み小生も強て勤め是非と申處にて當人も今日の處にては半承知致候右の事情に付尙其御地にて御商議被下右合併の上は彌以毎月何程の金額を給する敷學務課の見込は如何なる敷其邊の御返事次第にて急速に談決致度金額も多きに若くはなし月に千圓あれば千圓の事を可致五百圓なれば五百圓其邊は御都合次第何れにも既に整頓したる學校に物を加ふる事なれば金の割合よりも事はよく擧り可申加之質素節儉に習慣を成したる會計舊慣に由れば大なる失策も有之間敷哉に信仰致し候右要用申上度幸鈴木閑雲が在廳の義無此上都合なれば尙同人へも御談合奉願候早々頓首

十月九日

福澤諭吉

香川先生函丈

三六〇 金子彌平宛

明治十一年六月十三日付

益々御清安被成御起居奉賀隨て弊家皆々無異消光致し候乍憚御放念可被成下候日本は梅雨の節日々鬱陶敷御地は如何哉天氣も異なり候事と存候○森氏歸國其節は種々の品御惠投被下織物二書籍三手中紙筆筆管等御取捕適當の御贈物誠に痛入候次第家内子供より呉々も宜敷申上候様申聞候一太郎捨次郎は本塾へ通學おさんおふさは宅にて讀書手習女の子は琴をも稽古致居每度〳金子さんの御噂いたし居候事に御座候○右御品物の外に銀貨七拾圓兼て御取替の分御返済の由にて御遣し小生方には書付も無之固より帳面へ記しも不致嘗て御返済を求るの意なければ其高も知らず然るに此度の御送金は意外の事に候右の高丈け御取替申候事ならば御返済も可然候得共當時の處にて御不都合は無之候哉人生將に進まんとするときは随分金も入用なるものなり其際に當り無理に金策して大に妨ぐる等の事情なきに非ず小生の方は決して急ぎ不申二年も三年も五年も不苦其邊御含無御遠慮御處置可被成金子は一應落手いたし候得共又候御都合次第にて御返し可申是は小生御挨拶に云ふにあらず眞實に然り御含置可被下候○漢文の新書籍御入用の由中上川彦次郎へ申聞置候間同人にて詮索必御送り可申上左様御承知可被下候以上御返詞御禮旁申上度早々如此御座候頓首

明治十一年六月十三日

福澤諭吉

金子彌兵衛様 机下

三六〇 金子彌平宛

尙以北京は時候も宜しからず加之市中不潔の由夏分は別して御用心専一奉存候小生は近來誠に達者毎日馬に乗り米を搗き九年前大病以來今日に至り始めて全快身體の目方も丁度舊に復し十七貫八百目に相成候一昨年迄は大抵毎月か四五日目に風を引き一兩日も平臥の處昨年是一年に風邪三度當年は一月一度風邪以來今日まで何も故障なし乍憚御放念可被下候以上

註 金子が北京留學中に贈られたもの。「森氏」とは北京駐劄公使森有禮のこと。「おきん」とは先生の長女里の幼名である。(編者)

三六一 金子彌平宛

明治十一年九月十二日付

八月二十六日の貴翰相達し拜見仕候時下秋冷の候益々御清安奉賀隨て拙家何れも無異消光罷在候條乍憚御放念可被下候拙著文明論の概略御入用の由今便壹部さし上候御落手可被下候外に通貨論、通俗民權論、通俗國權論、各壹部何れも當年の發兌御閑暇の節御覽可被下候右要用貴答のみ申上度多用中略答御海恕可被下候頓首

九月十二日

福澤諭吉

金子彌兵衛様 机下

尙以子供一同ぶ事成長いたし乍憚御安意可被下候荆妻より宜敷申上吳候様申聞候以上

三六二 金子彌平宛

明治十六年五月五日付

其後は久々不得拜顔益々御清適奉賀候陳は此程中より諸新聞紙面に又は人の話に銀行條例將に出んとす其法は準備

金丈けを公債證書にして政府に預り置くと云ひ又或は準備金丈けを現金にて政府に納めしめ政府より兼て預り置たる公債證書を銀行へ返附するとも云ふ何も下馬の評議にて取留候義無之取留ざる事を新紙に記すも不本意若し御聞込の義も御座候は極内々爲御知被下度且彌右兩様か又は其外の法にて發令相成候は何月頃に發表可致哉是亦御洩し奉願候右申上度早々頓首

五月五日

註 金子が大藏省の役人をしてゐたとき。(編者)

三六三 金子彌平宛

明治十七年四月二十五日付

御旅裝御繁忙奉察候陳は今度は様々相願度義有之且又彼地へ送る書籍其他の品物等も御邪魔相願度就て伺度は彌來月十日頃の郵船(即ち本月二十七日發郵船の次の便)にて御出發相成候哉御確定相成候は御一報奉願候實は仁兄御出とあれば彼地にて賤息共も悦び居候義に付今便(二十七日)に申遣し置度旁以相同候義に御座候要用のみ早々頓首

四月二十五日

論 吉

金子様 梧下

註 金子が米國行のとき。(編者)

三六四 金井又二宛

明治十六七年頃？七月五日付

六月二十二日の華翰拜見候暑氣彌増候處益御清安奉拜賀二に老生儀無事消光致候條乍憚御放念可被下候其後久く御左右も不承近來は別て御多忙のよし何卒御勉強專一奉存候時に或は御出京の事も可有御座朝夕は大抵在宿に候間御立寄奉待候何れ拜眉萬々御話可仕候得共不取敢御報迄早々如此御座候頓首

七月五日

論 吉

金井賢契 梧下

尙以横濱にはコレヲ追々來襲のよし吳々も御用心奉祈候

三六五 金井又二宛

明治十八九年頃？三月十二日付

毎度御手紙被下候得共此方よりは無申譯御無音恐縮に不堪時下春暄の時節益御清寧奉恭賀候御地學校も次第に盛のよし何よりの義尙此上共御勉強專一奉存候一月一日の御紙面地方の情況詳に被仰下難有奉存候當方異事なし唯老生は毎日時事新報に忙しく其外本塾の用もあり困入候塾の壯年は近來頻に英語英文を勉強追々熟達の者も出來よき都合に御座候國中次第に鐵道を布き外國人往來も繁く可成に付ては文語に英を知らざるは不都合唯今より其覺悟致し置度事に御座候右御尋問御返事怠慢の御詫申上候早々頓首

三月十二日

論 吉

金井賢契 梧下

尙以時候折角御自重專一存候賤息共も昨今はニウヨルクの方に滞在入校し時々文通も有之乍憚御休意可被下候地方新事も候はゞ時事新報社迄報知被下度奉願候

三六六 金森吉次郎宛

明治二十四年十二月二十二日付

御手紙拜誦陳ば震災地目下の慘狀云々義幾重にも察入候此方にも出來る丈の盡力は致候積り尙特派員差出し候義は相談も不致ては不叶是は近日御返詞可致彼の水源の山嶽崩壞と水害の掛念に付ては早々執筆致候積にて先日來毎日〳〵左様思ひ居候中日出より日沒まで客來のみにて寸暇を得ず誠に困申候何れ一兩日中には何か紙面に記し可申御覽可被下候右御拜答まで勿々頓首

十二月二十二日

論 吉

金森吉次郎様 几下

註 濃尾地方大震災のとき金森は罹災民の代表として上京、種々先生の盡力を乞ひ、「時事新報」紙上の記事論説にもこれを記さんことを懇願した。(編者)

三六七 金森吉次郎宛

明治二十五年一月十五日付

華翰拜誦今日御來訪被下候由の處實は本塾幼稚舎長和田義郎事數日前より大病にて遂に本日午後五時死去致候右の

三六四―三六五 金井又二宛

三六六―三六七 金森吉次郎宛

次第にて老生は百事を抛ち忙しく致候義に付何分にも兩三日中は寛と御話も出来不申其段御舎被下度何れ其中拜眉萬々可申上拜復まで勿々頓首

一月十五夜

論 吉

金 森 様 机下

註 前註参照。(編者)

三六八 金森吉次郎宛

明治二十六年十一月十五日付

秋色深く相成候處益々御清安奉拜陳は過日來故所都太郎氏の義に付大阪舊緒方塾同窓の者へ段々承り合せ爰に静岡市に柏原學而と申江川家の醫師あり老生の同窓にて所氏と生前別して懇意致候よしに付柏原の方へ聞合候處餘程相分り候義も有之其中所氏は京都二條にて暗殺せられたり云々とあり是れは何かの間違か或は長州にて病死と申が間違か其實否は今日にても京都にて尋る手掛りも有之候右の事情は井上氏の方へも申送置候尙此上相分候義御座候はゞ爲御知可申上候へ共不取敢今日までの次第勿々如此御座候頓首

二十六年十一月十五日

論 吉

金森吉次郎様 机下

註 所都太郎は美濃の人、大阪緒方塾に學び、維新の際國事に奔走し、長州に於て病歿した。井上馨が其事蹟を調べてゐるとき、金森は同郷の關係から其事に興り、先生に問合せたのである。前掲井上馨宛同日付の書翰参照。(編者)

三六九 金杉大五郎宛

明治二十四年四月二日付

普請の事は如何相成候哉折々は模様承り度又此方にも色々註文も有之候義兎に角に一兩日中一寸御出可被下候右要用のみ申入度勿々如此候以上

四月二日

三田 福 澤

金杉大五郎殿

註 金杉は先生家出入の大工の棟梁である。(編者)

三七〇 金杉大五郎宛

明治二十四年四月八日付

普請の義に付御話申度明日にても明後日にても午前一寸御出可被下候用事まで早々以上

四月八日

福 澤

大五郎殿

三七一 金杉大五郎宛

明治二十四年十一月四日付

昨日御話致候地震の用心に煉瓦家の内の趣向は早々手をつけ度に付ては尙御話も有之候間今日にも一寸御出可被下候此普請は唯丈夫專一にて仕事は如何様にも不苦數日の間に埒を明け候様手配り致度事に候右要用のみ早々以上

三六八 金森吉次郎宛

三六九―三七一 金杉大五郎宛

三〇七



二十四年十一月四日

金杉大五郎殿

福澤

三七二 金杉大五郎宛

明治二十四年十一月二十日付

先日御話申上置候煉瓦屋の内の趣向は如何相成候哉さし向地震も無之候得共思立候得ばはやく出来して安心致度又南の方の窓を障子して一間口に致度考に有之候

麻布の屋敷の南の縁側にガラスの障子を手輕にいたし度はれも敷居鴨居を付けずしては不叶事と存候  
右等の義に付兎も角も御話致度候間明日の中に一寸御出被下度候要用のみ勿々頓首

十一月二十日

福澤

大五郎殿

三七三 金杉大五郎宛

明治二十五年二月九日付

昨日の風にて舊住居の處少々損じ候に付ては然るべき人御遣し被下度候但し雨戸の上のらんまの處なり其外湯殿の屋根も少々漏るやうに有之候右用事のみ勿々以上

二月九日

三田福澤

金杉大五郎殿

尙以昨冬御話申候珍らしき繪圖は昨今頻りに寫し居候何時にても見る事は出来可申候一度御覽可然存候い上

三七四 金杉大五郎宛

明治二十五年六月四日付

麻布の屋敷の板塀を取除きその板にて物置一棟を取立候積に付職人壹兩人明日早々御遣し被下度兩人位なれば麻布にねとまりするも又は三田へ参りても不苦又三田の屋敷も雨戸の工合等少々手を入るゝ處あり何れにしても職人御遣し可被下候

六月四日

福澤

大五郎殿

三七五 金杉大五郎宛

明治二十五年十一月三十日付

芝公園の普請この一段に相成モルモットの小屋の内の趣向出来不申ては一切の用辨不相成普請は出来ても出来ぬと同様實に堪難き次第切組の上持込と申てより六七日も過ぎ昨日も今日も沙汰なしあまりの事に存候最早今日は間に逢中間敷明日は如何様の義有之候とも屹度出来上り候やう致度早朝より夜に入りても仕上げに相成様職人の手當頼入候右急用勿々不

十一月三十日

福澤

大五郎殿

三七二―三七五 金杉大五郎宛

註 北里の傳染病研究所創立の際の普請に關する件。(編者)

三七六 金杉大五郎宛

明治二十六年四月十四日付

過日の圖は少々模様替に相成急に普請に取掛度候間早々御出被下度尙其外にも當年は色々の新普請有之候間其御用意被下度い才は御目に掛り御はなし可致候右要用まで匆々不一

四月十四日

福澤

金杉大五郎殿

三七七 金杉大五郎宛

明治二十六年四月十九日付

芝の地面の測量は如何相成候哉其地面を一見して直に取掛度存候間地面圖早々爲御見可被下候以上

四月十九日

三七八 金杉大五郎宛

明治二十六年十月二十日付

急要用申入候陳ば昨年中一度思立中止致候桃介方普請の義此度急に取掛り度右古材を用ひ候ては手間取り可申候に付都て新規と致し候當年中に是非とも仕上げ相成候やう御頼申度此節柄職人も不足可致候得共如何やうにか繰合候やう吳々も頼入候就ては直に御話致度に付此手紙届次第直に御出被下度存候右用事差急ぎ匆々如此候也

十月二十日

三田福澤

金杉大五郎殿

尙以古屋の古材は廣尾の方の長屋に用候はゞ随分役に立可申是等の事も御目にかゝり御話可致存候

三白

本文普請を差急候は餘の義にあらす桃介方に召使候下女事發狂今朝女部屋にて自殺致候に付此家には片時も住はれ不申早々他へ引移り家は一日も早く取崩し度存候事に候い才は直々御話可致候實にとんだ事が出来申候以上

三七九 金杉大五郎宛

明治二十七年一月二十三日付

三田屋敷中の普請は先日之圖面通にて宜敷候間早々御取掛り三月初旬にかべをぬるやう手廻し致度此方は唯今都合千萬なる家を借用致し居不自由に付一日も早く出来候様相待候右御如才も無之事と存候得共爲念申入置候早々い上

一月二十三日

福澤

金杉大五郎殿

三八〇 金杉大五郎宛

明治二十七年三月二十四日付

普請の様様に付少々御話申度義有之候に付朝夕の中一寸御出被下度切組の都合もあれば可相成は早々御目にかゝり度存候右要事のみ匆々不一

三七六―三八〇 金杉大五郎宛

三月二十四日

金杉大五郎殿

福澤

三八一 金杉大五郎宛

明治二十七年四月十九日付

兼て御話申置候通り伊勢参宮は明後二十一日出立の積に付同日朝御出被成度又植木屋の親方も同道致し度何れも此節柄仕事の都合可有之候得共五六日にて歸京可致間御相談の上思立候方可然存候右は用事のみ匆々不一

四月十九日

福澤

大五郎殿

三八二 金杉大五郎宛

明治二十七年九月八日付

縁側廻りガラス障子にガラス切込直に出来候様致度候

床の間袋戸棚の唐紙も出来次第持込度存候

右兩様とも十一日まで屹度御申付被下度十日過には客來有之候に付間違なきやう御含置可被下候

右用事のみ申入度早々不一

九月八日

福澤

金杉大五郎殿

尙以ガラスやには此方よりも手紙差出候よしなれども爲念申進候義に御座候

三八三 金杉大五郎宛

明治二十七年九月九日付

唯今淺草のガラスやより手紙到來明後十一日參候やう文面に候得共明後日には間に合不申何か外に工風は有之間敷哉今朝經師やよりの電話に明日ひるまで淺草のガラスや參らず候はゞ三田のガラスやへ頼み可申様申參候得共素人より直に相談も如何哉可相成は棟梁の手より頼むやうに致し度何分にも此方は十二日朝より客の支度致候義に付何れにしても間を合せ度存候右要用斗り申入度匆々不一

九月九日

福澤

金杉大五郎殿

三八四 鎌田榮吉宛

明治十三年二月二十二日付

會議講習會の事は塾中の壯年何れも氣込宜敷様に相見候就ては此氣の抜けぬ中に著手致度日限の處は毎土曜日を休暇として第二第四は常式の演說第一第三を此度の講習に用ては如何童子輩は會に出席は致間敷候得共傍聽の益もあり月に二日の休暇憂ふるに足らざる事とも被存候

又議論の體裁椅子の並べ方番號の付け様其外一切の事は塾中に心得候人物有之候哉若し無之ば岡本貞休群馬縣にて縣會を親から取扱候儀有之同人に頼み候はゞ大抵は出来可申存候

三八一―三八三 金杉大五郎宛

三八四 鎌田榮吉宛

又議案は發會迄何か思出し次第に認め可申上兎に角に速に著手致度儀に御座候尙高島氏より御話も可致御相談奉願候右要用のみ申上度早々頓首

二月二十二日

福澤

鎌田 様

鎌田 榮吉

三八五 市來七之助宛

明治十四年九月十九日付

藤野 近昌

秋冷の節各位益々御清寧奉拜賀隨て老生無異消光罷在候條乍憚御放念可被下候御地學校は如何相成候哉定て諸君の御盡力にて十分に行届候義に可有之幾重にも唯御勉強專一奉存候地方の人は如何追々新聞紙演説も亦流行の世の中に可相成一兩年の御辛抱に御座候

當地本塾も如舊入社は不相變多く既に本月も十五日まで六十二名の入社也塾中も至て靜に勉強致居候御安意可被下候

交詢社も近來は退社入社比較して入の方多しと申事に御座候

一昨夜坂田氏の部屋に盜難氏は身代限に取盡されたり盜は外來稻荷様の山まで何もかも持出し山にて荷を拵へ立去りたる事と相見候塾のドロボーには誠に閉口の次第に御座候

本月十三日は暴風雨外圍等中々損所多し併三階は當夏中段に大に手入いたし爲にこの暴風にビクトモ不致候

本月十三日より老生は塾の座敷にて拙著時事小言の演義致候午後三時より塾中一同出席いたし候

小幡氏は本月七日乗船大阪へ参り次で阿部氏も同行上方も中々賑々布由に御座候阿部は生命保險會社の爲なりこの會社も至極繁昌にて資本は十萬圓昨今被保人に約したる金高は既に三十餘萬圓との事に御座候

近來東京は開拓使御拂下げの一條にて誠に物論の喧しき事なり其事柄はあまり正しき仕方にも有之間布候得共今の政府の仕組なれば何も珍らしからぬ舉動ならん必ずしも黒田と五代を此度に限り答るにも及ばざる事なり之を答れば十三年間政府の全體を答て可なり但し此度は鹿兒島人が傍若無人の舉動とて苟も鹿兒島の名ある人物は皆其黨類の如くに言做さるゝは在縣の人の爲には少々氣の毒の様に存候

右御尋問旁申上度早々如斯御座候拜具

九月十九日

福澤 論 吉

鎌田 榮吉 様

市來 七之助 様

藤野 近昌 様

尙以時下折角御自重專一奉存候高木喜一郎矢田續は過日箱館へ参り夫より奥羽地方を演説して歸京の積り渡部

久馬八も過日歸京四五日前高橋正信平賀敏同道にて千葉縣水戸の近傍に巡回いたし未歸

小泉信吉は歸朝の事に定り丁度昨日頃英國出船の筈に御座候

拙著時事小言は本月中には發兌の積

三八五 鎌田 榮吉 市來 七之助 藤野 近昌 宛

小窓揮汗稿初成 十萬言中無限情  
定論元期園棺後 是非今日任人評

一微藁裏幾多群 國論漫言朋黨分  
蠻觸角頭時轉眼 西洋萬里氣氛氳

辛巳夏日時事小言稿成  
御一笑可被下候  
追て野村君始諸君へ可然御致意奉願候

註 在鹿兒島の鎌田等に贈られたるもの。宛名中の市來七之助は後の野村政明である。(編者)

三八六 鎌田榮吉宛

明治十四年九月二十二日付

九月八日の華翰今日相達し拜見致候漸秋冷相成候處益御清寧奉賀候御地御著後の事情詳に被仰下隨分面白模様被察候何卒御勉強奉祈候五六日前一書差出置候其宿所は磯見通り山下嘉平方と認め候此度來書の御宿所は之に異なり郵便の交通甚不安心に付今後間違なき所御通知被下度存候市來藤野兩氏共元氣の事と存候御序の節宣布御致聲奉願候拙著の儀被仰下右は今日にて全く印刷終り四五日中には製本出來可申出來の上は直に可差上奉存候  
過日申上候通り當節は塾生次第に増加塾中最早一席もなくして入塾を斷り候次第に付昨今は豫備校を廢するの說有

り是も丁度可然哉に存居候右拜答旁々申上度早々頓首

九月二十二日

鎌田様

論 吉

註 前註参照。(編者)

三八七 鎌田榮吉宛

明治二十八年八月二十二日付

八月八日の華翰拜誦時下益御清安奉賀候中村貞吉不幸の義に付態々御弔詞に預り感謝に不堪兼て不治の難症と覺悟は致し居候得共今更遺族共の愁傷を見れば自から斷腸御推察奉願候  
朝鮮の事情縷々被仰下誠に能く相分り候朴の一條は飛んだ妨害たらんとせし處先づ／＼是までに治り目出度次第畢竟御辯論の力と竊に喜び居候  
貸金の一條も當地にて高公使は此方より何と談じてもシラバクレテ一切知らずと云ふ是れは前内務大臣朴泳孝に係あるゆゑ今日は朴の字を憚りて知らずと云ふ事ならん却て幸なり斷然其地の一方にて直々御談判可被下候  
塾の朝鮮生徒も近來特に居合宜敷八月初旬より鎌倉へ海水浴に遣し大悦びに遊び居候  
生徒養成の法に付速成者とはほんとうの學者と二様にするの考至極の事に存候少年は是非共純粹の文明學者に致度事に存候  
今日二十二日電報到來三十名の生徒二十四日發にて來るよし直に塾へ申通じ置候小幡氏も此節はお長さんの大患心

三八六―三八七 鎌田榮吉宛

三一七

配の事共に御座候

例の貸金が元利共取れたらば色々使用の法あり既に今度の鎌倉海水浴も實は老生が彼の貸金の取れるのを當てにして入費は拙者が請合ふと發言して出來たることなり何卒御盡力相成度奉存候

先便高見氏まで申送候朴泳孝より預りたる爲替金五百貳十圓を朝鮮政府の筋へ返す一條御含置被下度は是れは金玉均へ係る貸金と正反對の場合なり彼の政府が此朴の預け金を請取るは當然なる可し然らば則ち金玉均が借りたる金を返濟するも亦當然ならざるを得ず前後偶然にも證據に相成候義と存候

右御返詞まで匆々申上度い才は塾より文通の義と奉存候頓首

八月二十二夜

論 吉

鎌田 榮 吉 様

尙以井上公使へ特に書を認めず御逢の節宜敷御致意奉願候過日愈吉藩の弟が一寸鎌倉へ参り生徒壯遊の様を見て大に満足致し候よしに御座候以上

註 朝鮮政府に對する義塾の貸金の事に付鎌田が渡韓滞在中に贈られたもの。朴泳孝は此時韓政府に容れられず、一時先生の許に匿まはれ、米國に亡命中であつた。「貸金云々」に就ては前掲井上馨宛同年四月十三日付の書翰竝に其註參照。(編者)

三八八 鎌田 榮 吉 宛

明治二十九年三月六日付

御出發さぞ御多忙の御事奉察候

過日は徳川様態々御來訪被成下老生も是非御見送旁参上仕候積の處爾來何分平生に復せず今に至るまで半臥半起外出致兼候に付ては遂に御無沙汰可相成乍憚御致意奉願候

別本壹冊黃海の戰記特に珍しくは無之候得共昨夜木村より到來に付は船中の御慰に差上候此木村と申は兼て御承知も可有之哉老生の恩人木村芥舟翁の一子海軍大尉にて當時の海戰の旗艦松嶋へ乗込み幸に命を全ふしたるものなり外に寫本一冊也是れは明治二十四年中老生の手記その節勝と榎本へは態々壹本づゝ贈りて他は一切人に見せたることなし死後は兎も角も生前に恰も無益の殺生するは面白からずと秘し置候得共過日徳川様へ御目に掛り候節色々徳川家の舊を語り不圖思出し候ゆえ外ならぬ御家柄試に御一覽に供し度存候て差出候事なり是れも御船中の長日を消する一助たるべき乎御一處に御覽高評を乞ふのみ

右御送別まで申上度吳々も徳川様へ宜敷被仰上被下候様奉願御歸朝の上様々相伺度樂しみ罷在候勿々頓首

二十九年三月六日

論 吉

鎌田 榮 吉 様 梧下

註 鎌田が舊紀州藩主の嗣子徳川頼倫に隨つて歐米漫遊の途に上るときに贈られたるもの。「寫本一冊云々」とは「瘦我慢の説」のことである。(編者)

三八九 鎌田 榮 吉 宛

年未詳三月一日付

華翰拜誦來示の趣敬承仕候然處老生事凡一週間前より少し念入の風邪にて平臥今朝より解熱候得共尙未常の如くな

三八八―三八九 鎌田 榮 吉 宛

三一九

らす

右の次第ゆえ折角御出被下候ても身邊取亂し餘り失禮の様被存候夫にても不苦義に御座候はゞボー／＼と致候まゝにて御目に掛り可申

今午後より気分は餘ほど能く相成候得共何分にもどたら何か著し怪しからぬ風情に御座候

都て思召に任候間如何やうにも御取捨可被下候拜答まで平臥執筆匆々如此御座候頓首

三月一日

論 吉

鎌 田 様

三九〇 楠木 誠宛

明治二十七年十月五日付

御軍役御苦勞千萬奉存候次第に秋冬風浪の時節に相成別しての御事今後の景況如何可相成哉唯々勇を鼓して御奮戦拔群の御功名を祈るのみ過日海洋島の劇戦勝利など實に愉快に不堪何卒破竹の勢を示して百戦百勝目出度凱旋を奉待候國內の人心は一致協同四千萬の人民は四千萬の骨肉に異ならず日夜戦地を望んで軍人の勞を謝するのみ思付のまゝ今日小包郵便に託しつくだにと甘納豆少し差上候やう家人へ申付置候届候はゞ御受納奉願候右御見舞まで申上度餘は凱陣萬歳の時を期し候匆々頓首

二十七年十月五日

論 吉

楠木 誠様 几下

註 楠木が海軍大尉として日清戦役に従事したるとき。(編者)

三九一 笠原 惠宛

明治十一年十月三日付

秋涼の好時節愈御清穆奉拜賀其後は久々御左右を不承如何被成御起居候哉地方學事の景況其他異聞も候はゞ御報知奉願候拙著二冊頃日發兌いたし候に付拜呈仕候御閑の時御一覽被下度尙同臭の御友人えも御示し奉願候右要用申上度不相替多事略文御海恕可被下候早々頓首

十月三日

福澤 諭 吉

笠原 惠様

尙以折々は御出京被成度縫の間にも事物の有様は替るものに御座候

本文の二冊通俗民權論通俗國權論は郵便にさし出候多分この書状と同時に著可致御落手可被下候

三九二 笠原 惠宛

明治十六年十二月十五日付

月迫相成候益御清寧奉拜賀陳は横濱丸家爲替店の株券高五百圓は兼て御話も有之或は御引受も可被下旨承知いたし居候處歳末に至り本年は拙家に於ても賤息兩人米國行又隨て長女は婚儀を整へ旁以非常の失費少々困却の折柄若し御都合宣布候はゞ唯今御引受被下候義相叶中間布哉其價は配分利益も近々在りと雖ども願るに違あらず元價五百圓にて満足可致若し或は御不都合ならば株券さし上置候間五百圓金を御取替置被下候様奉願候右願用のみ申上度早々如斯御

三九〇 楠木誠宛

三九一―三九二 笠原惠宛

三二一

座候頓首

十二月十五日

論 吉

笠原 様 梧下

三九三 笠原 惠宛

明治二十九年十一月十四日付

今日は塾の柔術會にて出張唯今歸宅御手紙拜見仕候昨夕御出京一兩日中御來訪可被下由御待申上候明日は午後少々客來の筈午前なれば差支無御座その午後の客と申も孫娘等が踊をおどると申事なれば必ずしも差支にあらず御都合次第にて御命駕可被下候明後十六日は終日不在その翌十七日は朝鮮の者共が何か用事にて參るよし其外は差支無御座候右拜答まで申上度勿々如此御座候頓首

二十九年十一月十四夕

論 吉

笠原 様 梧下

過般漫遊の節は容易ならざる御世話に相成諸彦の芳情謝する所を知らず歸來尙未だ御禮の手紙も不差出拜眉縷々可申上候

三九四 笠原 惠宛

年未詳二月十三日付

益御清適奉拜賀陳ば此生は瀧澤竹太郎と申長野縣の平民昨年まで本塾に居り今回出京何れか商社に入り外國の取引

稽古致し度最初は人の信用も有之間敷に付八百圓也千圓也資金を持參して或は其社の株へ加入する歟又は預け金に致すか何れにも都合次第にして本人は敢て月給等を望むにあらず如何様にも致し五六年間執行致度との志願就ては一應御逢の上當人の申所も御聞取被下若しも御互に御縁のあるものならば宜布奉願候い才御直に可申上事ならんと存候得共其所望に任せ添書一筆如此御座候何卒一寸にても御逢奉願候早々頓首

二月十三日

論 吉

笠原 賢 契 几下

三九五 笠原文平宛

明治十六七年頃？三月十九日付

未だ拜眉の機を不得候へ共一書拜呈時下春暄を催し候處益々御清適奉拜賀候陳ば過日は岡本貞然方へ御文通本塾の維持の事に付御配慮を煩し資本金御寄附相成候由同人より承り候御厚意の段老生に於ても難有奉存候當學校の義は兼て御承知も可有御座創立以來二十餘年素より資本金としては一錢も無之唯同志の社友或は勞力を寄附し或は少しづつ時に隨て金を出し教員の俸給の如き豊ならざるのみならず全く自家の私事を經營すると同様の心地にて唯二念なく勉強いたし十數年は經過致候得共明治十三年に至ては迎も永久持續の見込も無之に付乍殘念廢校可致覺悟にて其節老生の考に幸にして塾の負債と申も無之邸地は百四十坪（註）壹萬四千坪の誤記であらう。（編者）にして建物も取集幾千坪其外書籍等の價を合算すれば凡十萬圓内外なる可し此十萬圓の品を賣却するも五六萬圓には可相成に付之を従前塾の爲め盡力したる教員等へ配分致し本來の無に歸し可申かと一心爰に決して社友へ其趣相談及候處様々議論も有之結局維



持は難し左れば之れを閉さんとしては今更又餘念も残り數日評議の末兎に角舊社中其外有志の向にて金を集めて暫く之を維持すべしと申多數に決し爾後各應分の金を投じて十四年十五年兩年は無滞經過致候本塾にても他私塾と同じく授業料を生徒に課するの法なれ共少々以て引足り不申創立以來入社就學者の數は大抵常に三百名位(目下は五百名)にて若しも之れを官立又は公立に致候時は毎歳の入費は少くも三萬圓に下ざるべし即ち二十年には六十萬圓を費したる筈なれども同志者の協力と乍申恐ろしきものにして無一錢にて無理に明治十三年までは維持し來りし譯なり併し人の力には限りあり且小生も年漸く老して氣根も無之寧ろ早く廢校の策をと申處に又候維持の方法出來候に付ては今暫くは立行可申老生の志願を申せば此塾を寺院の如き姿に致し方今は老生住職なれども迎も豚兒へ譲るべからざるは明白なるに付生前に後住の者を撰で之れに渡し後住は又第三者へ譲り其維持の法は同志者即ち檀家の力に依頼して百年の後に傳へ候得ば此上もなき仕合なり既に唯々屋敷地の地券も小生の名義なれども誓て悴へは譲り不致覺悟にて家族並に朋友共へ毎度話置候事に御座候故に此度御寄附に相成候資金も云はゞ檀家より到來致候ものにて既に檀家とあれば今後共此寺の事に付ては何品に由らず御注意又は御助言被下度實は老生も二十餘年の日月を消し心身を勞し又隨て身分不相應の金を費し最早疲勞致候譯なれば何卒追々後進の學者へありのまゝの學塾を擧げて譲り渡し度心事に御座候右御禮に兼て本塾の情實申述度如此に御座候餘は又次便可申上候早々頓首

三月十九日

福澤論吉

笠原文平様 梧下

尙以時候折角御自重專一に奉存候御序の節令弟へ宜敷御致意奉願候

昨年九月出來候寫眞一葉拜呈致し候老顏御一笑可被下候

註 笠原文平は前記笠原惠の兄で北海道に居た。(編者)

三九六 柏村 信宛

明治二十五年二月十五日付

昨日は態々御來訪被成下殊に大雨中何共恐縮の至に存候扱其節は撰舉場出張の義に付縷々御懇命誠に難有謝するに辭なき次第に御座候得共爰に私方の内情を申し上げますに塾中大勢の生徒隨分血氣の壯年も少からず其中に居て小生平生の言行は一切政治に取合はず撰舉等の事は之を度外に置き學者は學者の分を守りて世事に奔走などすべからず云々とて塾中全體の氣風を穩に維持致居候處に若しも小生が自から何某の撰舉に出掛けたりとありて此一舉忽ち一般の評判と相成後日に至り福澤翁が政治に冷淡云々はうそなり老人にして然り少壯生は當り前なりなど申して自然に騒立候義も可有之哉と存候何分とも身を動かし候義は出來不申候岡本氏杯も昨以來頻りに勸告して止まざる事に候得共右の内情止むを得ざる次第幾重にも御諒察被成下候様吳々も奉願候尙い才は岡本氏よりも可申上御聞取可被下候勿々頓首

二十五年二月十五日

論吉

柏村 先生 侍史

註 柏村は毛利家家扶、塾員渡邊洪基のために先生に投票を懇請したのに答へられた書翰である。(編者)

三九七 柏本太門宛

明治十八年十二月十一日付

未だ拜眉の機を不得候へ共一書を呈し候時下寒氣に向候處益御清安奉拜賀陳ば令息太内君御事本年夏の頃より本塾御入學御勉強の處何か御都合に由り或は近々御歸國にも可相成よし誠に残念の次第に存候近年世間の様子もむかしに替はり假令へ商業の人にも一通り學問の心掛無之ては迎も立行難きは申までも無之畢竟むかし流儀の儒者風にて學問は却て家業の妨など申恐も出來候事なれども今の學問は昔しに異なり學問は實學にして慰にあらず又戲にあらず學問即ち商賣の資本とも可申時勢に相成候からには令息におゐても今後三ヶ年斗も御勉強ありて數學簿記法を始として外國の商賣學一と通りは所得相成候様いたし度今の日本の商人が古風に從て商賣するは日本の帆前船を以て遠州洋を渡るに異ならず夢中むやみに航海して或は無事なることもあるべきなれ共左りとは又危き事共に被存候何卒世上時勢の變遷に御注目今暫くの處令息へ御暇被遣度存候固より一家の私事傍より喙を容るべきにあらず候得共御當人が本塾に入りたるも亦是因縁と存じ突然ながら書を呈して御注意を乞のみ尙本塾の學業並に學風の義は世間にて大抵相分り居候事と存じ態と略して不申上候要用のみ早々頓首

十八年十二月十一日

福澤論吉

柏本太門様几下

三九八 粕川宗造宛

年未詳四月十三日付

三月廿五日の華翰拜見時下清明の時節益御清安奉賀隨て老生義無事消日乍憚御放念被下度候  
寫眞の御所望一昨年出來のもの尙殘有之一葉差上候老顏御一笑可被下候塾も相替義無之近來は英語學流行青年の生徒よく出來候者も有之賑々敷事に御座候春暖御閑も候はゞ御出京奉待候右拜答のみ早々如此御座候頓首

四月十三日

論吉

粕川賢契梧下

註 封筒の名宛は粕川の舊名守平宛になつてゐる。(編者)

よノ部

三九九 依田繁太宛

明治二十八年二月九日付

昨日御差出の貴翰致拜見候其後は打絶て御様子も知らず候處不相替御壯剛近來は實業に御勉強の由何寄の事に存候拙宅にても皆々無異老生も幸に無病達者乍憚御安意被下度一太郎捨次郎歸國後唯今は新聞社の事を勤め居候一別十五年久しきものにて老生もことは六十二年に相成候

中外風光與歲遷

往時回顧渺無邊

屠蘇先祝乃翁壽

六十二年如萬年

是は元旦の作なり御一笑被下度候右御返詞まで匆々不一

三九七 柏本太門宛

三九八 粕川宗造宛

三九九 依田繁太宛

三二七

二十八年二月九日

依田 繁 太 様

尙以御國産の氷豆腐難有御禮申上候

子供も繁太と申せば能く記憶致し居り久々にて手紙が到来と聞き喜び候事に御座候

論 吉

四〇〇 養生園會計局宛

明治二十八年十二月二十八日付

月迫相成諸彦益御清福奉拜賀候陳は歳末御祝儀の印龜酒壹樽拜呈仕度送舊迎新御多忙の際一酌被下候は、本懐の至に奉存候外に目録壹封は料理方へ進上致度は亦宜敷御取計奉願候右申上度餘は拜眉の時を期し候勿々頓首

二十八年十二月二十八日

福 澤

養生園會計局 御中

四〇一 横尾 東 作 宛

慶應二年? 六月十六日付

時下不順の氣候に候得共益々御安適被成御勤學奉賀候陳は先日より大童君其御地へ御出張御治療御受被成候趣御模様如何に候哉朝暮御案じ申上候義に御座候最早疾く手術御施し御平快に赴き候事に候哉御様子相伺度奉存候

一御同人より御出立前新聞紙の義横濱表より直に御廻し可被成様御文通有之候處其後御左右無之尤御加養中新聞紙杯の御場合に無之は勿論に候得共此迄も引續き候義に付可相成は中絶なき様いたし度且後にて一時に翻譯いたし候様

相成候ては小生も骨折に有之旁可相成は其都度々々御廻し被下度大童君は固より御平臥の事に可被爲入に付兄の御周旋にて第二百二十九號より以來の新聞御廻し被下度此節は英佛公使長崎行旁に付奇聞も可有之早々一見いたし度義に御座候

右要用のみ申上度早々拜具

六月十六日

論 吉

東 作 様

尙以大童君えは別段手紙指上不申宜敷様御傳聲奉願候

四〇二 吉 岡 密 乘 宛

明治十年六月十二日付

今日は不存寄御令弟様御來訪被成下尙御手紙も拜見一別二十六年時に思出すことは御座候得共暇と御住處も不存御無沙汰罷過居候處圖らず御尋問に預り御交情の厚き不知所謝且又御心頭に被掛御國産の品戴き此亦難有奉存候白石先生は一度中津を去り五六年前より又候歸郷當時は依舊開塾被致居候同先生門下の舊友は其後絶て音信を得ず私事申津を去り四五年を経て大阪にて江戸の元頭と申人に一度面會いたし候のみ思ふに私は中津を去りし後全く思想も異なり此方は敢て舊を忘るゝの意あらざるも一時は洋學不向の時節却て朋友よりいやに思はれ候事と存候是も今日は唯一笑に附するのみ

私は江戸に来てよりあしかけ二十年に相成同藩士より妻を娶り二男四女を生み長男は今年十三歳半なり

四〇〇 養生園會計局宛

四〇一 横尾東作宛

四〇二 吉岡密乘宛

母は四年前七十歳にて死去東京三田の龍源寺と申す寺に葬申候

兄は二十一年前病死三姉は尙存せり中の姉は當時東京私邸内住居いたし居候

寫眞一枚乍失敬拜呈仕候御一覽奉願矢張舊時の論吉にて筋肉は屈強今日にても一臼の米を搗くは甚だやすし酒は近來頗と用ひ不申必ずしも禁酒にあらず唯深く酒を愛せざるなり

家内は一妻六子日々騒々敷殆ど讀書の妨たるに至れ共いたし方なし田舎風の粗末なる生計いたし居候何ぞさし上度候得共思附の品も無之拙著學問の勸一揃拜呈仕候御暇の節御覽も被下候はゞ難有奉存候

右貴答申上度即席執筆不文亂書御海容奉願候頓首

明治十年六月十二日

福澤論吉

吉岡密乘先生 侍史

尙以御閑暇も候はゞ御出府は如何や東京の馬鹿繁華無心にして見れば随分面白し何卒御出掛奉待候

註 吉岡は先生の少時白石常人の塾に於ける舊同窓である。(編者)

### 四〇三 吉川泰次郎宛

明治十八年七月十八日付

不順の時候に御座候益御清安奉拜賀老生事も依舊頑健乍憚御放念可被下候扱近來は殊の外御繁忙のよし毎度御様子傳承いたし候御勉強專一には候得共併し人身は鐵石にあらず無理を犯して不養生に陥る事はなきや夫れのみ御案じ申候健康を保つ丈けの事は呉々も所祈候

過日の洪水實に驚入たる大變夫に付三菱社支店にては非常の盡力人命を救ふたる事も少なからず畢竟する處其支店長たる君の御注意著手の活潑なりしに由るものなり當地にて頻りに評判吉川の名甚高し是は三菱の連中より聞たるにあらず他處より老生の耳に達したるものにして實に愉快に不堪針も囊を得ざれば鋭を現はすに由なし今回の洪水の如きは君の爲に囊をかしたるもの乎喜悅自から禁する能はず態と一書を呈し候餘は附次便早々頓首

十八年七月十八日

論吉

吉川君 梧下

尙以天氣は不順加之過日來の御草臥隨分共御保養大切の御事に存候い上

註 吉川が三菱社の支店長として大阪に居たときのことであらう。(編者)

## たノ部

### 四〇四 第六銀行支店宛

明治二十二年六月二十九日付

拜啓仕候此人は川村惇と申會て一度貴行にて御世話相成候義も有之此節又候金子差支候義出來來月(二十二年七月)十日まで金百五十圓丈御貸し被下度奉願候萬一相違の節は老生より請合御迷惑不相成様可差出候右願用まで申上度い才は本人より御聞取可被下候勿々頓首

二十二年六月二十九日

論吉

四〇三 吉川泰次郎宛

四〇四 第六銀行支店宛

三三一

第六銀行支店 御中

四〇五 田端 重晟宛

明治二十三年七月三日付

六月廿四日の貴翰拜誦致候先以て海上無御滞御著の由目出度奉存候桃介夫婦えも御逢被下い才の事情被仰下難有奉存候尙御滞在中は萬般御世話可相成宜敷御添心奉願候

北海道は一見先づ貴意に叶ひ候よし海陸の遺利御勝手次第に御分捕相成度決して咎る者なきのみか取れば取るほど人に譽めらるゝ事に御座候

拙宅にては去月二十二日より學家箱根へ参り湯本にて湯治致し居候此手紙も湯本にて認候事に御座候右拜答まで申上度匆々頓首

二十三年七月三日 湯本にて

諭 吉

田端 様 梧下

尙以北地の天氣頗る健康なるよし何よりの事には候得共随分御用心專一に奉存候

註 田端が北海道炭礦鐵道會社に赴任したときに贈られた書翰で、福澤桃介も此時同社に居た。田端は明治二十六年北里柴三郎の養生園設立に付、先生より呼ばれて同園の經營事務を托せられた。以下の書翰はいづれも養生園に居る田端に贈られたものである。(編者)

四〇六 田端 重晟宛

明治二十六年五月十八日付

益御清安奉賀候陳は入用の家の代金百五十は大五郎へ御渡奉願候今日同人へ拙宅普請金八百圓相渡す内六百五十授け百五十は御手許より請取れと申聞候間左様御承知可被下右要用のみ匆々頓首

五月十八日

諭 吉

田端 様

四〇七 田端 重晟宛

明治二十六年十一月十一日付

古屋の圖面金杉大五郎より御遣し一覽いたし候丁度格合も宜敷やうに有之就ては芝海水浴の岩田周作氏へ談じては如何共談じ方は建物の材木大は大なれども都て古物にて迎も上等の家には成り難しこれを五百五拾圓とは高きが如し大工の見る所にては道具屋へ渡して三百五六十圓大工が目的を定めて引取れば壹坪四圓にて凡そ四百圓と申候得共養生園には目下要用もあれば敢て四百圓と云はす少々高くても不苦唯々五百五十とはあまりではないかと凡そ此邊にて御話被成度奉存候右要用のみ才は大五郎より可申上候匆々頓首

十一月十一日

諭 吉

田端 様

四〇八 田端重晟宛

明治二十七年十一月三日付

秋晴御同慶奉存候益御清安奉拜賀候陳ば四女たき（志立鐵次郎妻）事三四日前より少々血の道の容體にて浦嶋氏の診察を煩はし治療中の處婦人病の事ゆゑ看護婦一名必要のよしに付ては昨今養生園も御繁多の折柄申上兼候得共一婦人御遣し被下候義は相叶間敷哉此方の所望を申せば可相成丈け年長の婦人にて是れ迄婦人病の経験もある者なれば最も難有奉存候右願用のみ申上度何卒出来候事ならば御繰合奉願候勿々頓首

二十七年十一月三日

論 吉

田端様

尙以本文看護婦の義は成る丈け早く相願度今日午前なれば最妙なり午後一時頃浦嶋氏來診の節萬端の教諭もあるよしなれば其邊も御含奉願候以上

追て看護婦に婦人病の経験云々は望む所多に過ぎたり假令ひ其経験なくも年を取りたる婦人なれば結構に御座候也

四〇九 田端重晟宛

明治二十八年七月十七日付

兼て願置候韓客は今朝十時廣島出發上京の途に就き候に付六角堂の用意宜敷御下命奉願候午後には老生も罷出候積り其節萬々御話可申上候中村恭三郎へも面會致度ひるすぎ御呼寄置奉願候新に取立候家の義に付ても少々御話申度は

れも拜顔の時に附し候要事のみ勿々不

七月十七日

論 吉

田端様

今十時出立途中に泊るか泊らざるか不明分何れ重て電報到來の事と存候

註 韓客云々とは、朴泳孝が朝鮮政府に容れられず米國に亡命せんとして一時先生の庇護を求めたとき、これを北里の養生園内に匿まはれたことがある。（編者）

四一〇 田端重晟宛

明治二十八年七月二十八日付

過日来朴氏御世話に相成一切の御勘定書御示し被下難有奉存候共計六十圓四十何錢此處に七十圓差上候御落手被成下度おつりは則御茶代か彼が滞在中何れも様へ別段の御面倒を掛け小使共に至るまでさぞくうるさき事なりしならん都て宜敷御取計奉願候拜眉萬々御禮可申上候得共不取敢御勘定のみ金子は中村恭三郎より御請取可被下候勿々頓首

七月二十八日

論 吉

田端様

註 前註参照。（編者）

四一 田端重晟宛

明治二十九年頃？八月十五日付

此手紙持參致候もの秋山と申甲州人暑中も滯京致候積の處郷里より手紙到來實姉赤痢に罹り且大不幸は實弟本日川に溺死したり心緒亂れて麻の如し直に發足歸郷とは存候得共又一方より考れば赤痢流行の地方へ赴候義甚だ恐る可し如何せんと躊躇の最中老生も何と差圖し致しやう無之兎に角病の事は醫師へ尋ねて可然就ては園中の諸彦へ御尋申上流行地へ參るに何か豫防の法も可有之哉眞實危險とあれば止まり可申何分分別出來不申一應伺候上にて去就を決し度申述候に付不取敢此手紙を附し候御面倒ながら宜敷御取扱奉願候巨細は本人より可申上御聞奉願候拜具

八月十五日

論

吉

田端様

四二 田端重晟宛

明治二十九年十月十五日付

秋涼人に可なり益御清安奉賀陳は兼て御手敷を煩はし候ミルク今朝到來の中一ピン人を以て返却致候間御一覽可被下候其不潔なること何とも名狀すべからず斯る悪品の拙宅に來りしこそ幸なれ若しも是れが喧しき患者の許に達したならば如何ん何と攻撃せられても一言の辯解は出來申間敷細菌學の業淵消毒云々とて其注意の周密なるは自家も信じ又世間をも信ぜしめたる養生園のミルクにして斯の如しとは何等の怪事ぞや畢竟病院事業の盛なるに慣れて百事を等閑に附し直に其結果の偶然に現はれたるものと云ふの外なし或は是れは小使共の不注意なりなど云はんか決して恕

すべからずたゞの宿屋か何かにて客に呈する食物に云々とあれば一寸詫を云ふて済むべきなれども苟も學醫の病院に於て衆患者が生命を托する病院に於て藥品同様のミルクが此さまにては假令ひ實際に無害にても人のフヒーリングを如何せん事小なるに似て決して小ならず一ピンのミルクは以て病院中の百般をトすべし薬局の怠慢料理場の等閑醫師診察法の不親切等實に恐るべき事に存候左れば此罪はミルク消毒場に於ける下人のみに歸すべからず第一に院長會長會計局員を始めとして其責に任ぜざるを得ず喉元通れば熱さを忘るゝの諺に洩れず今日僅に養生園の盛なるを見て皆々安心得意の情を催し浮世の流風に俗して本來の本務大目的を忘れたるか左りとは頼甲斐なき次第ならずや例へばミルクの事にしても

ミルクは何處の牛屋より入るゝか其牛屋は色々に諸方を吟味して果して信すべき者なるや否や

牛屋信すべしと假定しても油断はならず時々醫師を派出して乳牛の性質を糺し又其しぼり通りの方法持込の途中をも窺に視察を要することなり従前其邊の注意行届き居るや否や

消毒場に到來の上園員中何人の監督する所なるや因襲の久しき單に下人共に打任せ置くが如き怠慢なきや否や右の事情篤と承知致し度凡そ大業に志す者は畢生の千辛萬苦に成るものなり細々百事に注意して辛じて目的の半に達するの常なり此一段に至りては長與氏も北里氏も共に責を免かるべからず何卒御遠慮なく御話被下度或は此手紙を御示し被下候ても不苦老生は明々白々に心事を申述候義に御座候何れ其中罷出苦情を語るべく存候勿々頓首

二十九年十月十五日朝

論

吉

田端賢契 梧下

四一—四二 田端重晟宛

追て此ピンは養生園の事業腐敗の記念として口の處に何か毛の如き汚物ある其まゝミルクのあるまゝ保存致し  
度後日に至るまでも好き小言の種と存候

四一三 田端重晟宛 明治三十年二月八日付

妙な事を御尋申上候東京にて小供の戯に片足を揚げて片足にて飛ぶ之を稱してチン／＼モガ／＼と云ふ其稱呼國々  
處々異なり例へば京都にてはテンケン信州小諸邊にてはチン／＼カモ／＼同飯田にてはシンゴロ同長野邊にてはピン  
ガラ上總にてはテン／＼カラ／＼對馬にてはスケ／＼と云ふが如く日本國中其異名甚だ多きを知るべし就ては養生園  
には醫師諸君を始めとして患者にも各國各地方の人々あることなれば何卒御聞合せ被下度隨分面白き事に存候右戯の  
要用まで申上度勿々拜具

三十年二月八日

田端様 其外様

論 吉

四一四 田端重晟宛 明治三十年十二月二十七日付

要用願

此ピン二個は或人の排洩物なり大の方は啖なり小の方は鼻の奥より出たるものなり  
此患者は過日來肺腺カタルと申居候

肺を別にして別の患部は鼻にありて或は鼻茸とか何とか申て鼻の奥の方が塞がり困るゆゑ赤十字社に入り電氣以て  
何か療治したりと云ふい才は使の者より直々御聞取被下要は此患者が肺病なるや否をたしかめ度事に御座候何卒宜敷  
奉願候拜具

三十年十二月廿七日

田端様

論 吉

四一五 田端重晟宛 明治三十年十二月二十八日付

檢菌試験誠に難有奉存候何れ拜顔萬々御禮可申上乍憚皆様へ宜敷御致意奉願候勿々拜答如此御座候頓首

三十年十二月二十八日

田端様

論 吉

四一六 田端重晟宛 明治三十一年九月二十三日付

一昨日願候長與君還曆の文中翔揚の字あり跡にて考候得ば翱翔の誤なり誠に御面倒恐入候正誤奉願候拜眉御話可仕  
候得共取急候義に付勿々申上置候頓首

九月二十三日

田端様

論 吉

四一三—四一六 田端重晟宛

三三九



四一七 田端重晟  
高橋岩路宛

年未詳七月十三日付

拜啓仕候陳ば別紙貳封中元の印として御手許まで差出候間誠に御手数恐入候得共壹封は

料理方え御渡し被下度毎々肴などの世話に相成候に付

又壹封は

電話の人へ相願度是も同斷毎々中村の方へ云々の世話に相成候に付

右は極めて御面倒ながら宜敷奉願候早々不一

七月十三日

諭 吉

田端様  
高橋様

四一八 田端重晟  
高橋岩路宛

年未詳八月十日付

貞水一座報酬十二圓云々の義御内報被下拜承私方は養生園と違ひ稀に催し候事ゆゑ先方の十二と申處に十五圓遣し候間藝の種類を問はず番敷時間の多少長短を云はず何でも勝手次第にせよと被仰聞被下候様奉願候則別封十五圓差出

候可然御取扱奉願候

八月十日

福 澤

田端様  
高橋様

四一九 田端重晟宛

年未詳九月二十八日付

口 上

明日はごもくめしを五十人前ばかりこしらへ候に付其ぐの肴になるやうなものなだにても何にても宜しく壽しのみと御見計奉願候

九月二十八日

福 澤

四二〇 田端重晟  
高橋岩路宛

年未詳十二月二十七日付

月迫御多忙の御事奉察候陳ば此酒壹樽歳末御祝儀の印拜呈仕度皆々様にて御一酌被下候はゞ本懐の至に奉存候外に壹封は毎度宅の私用に煩はし候臺所の人へ進じ度宜敷御取計奉願候右要用のみ申上度餘は拜眉の時を期し候勿々頓首

十二月二十七日

福 澤 拜

四一七―四二〇 田端重晟―高橋岩路宛

三四一

田端様  
高橋様

四二一 田端重晟宛 年月日未詳

過日來料理方小使の人々を勞すること甚し一杯の料として御手許まで差出し候恐入候得共宜敷様御取計奉願候

田端様

四二二 田端重晟宛 年月日未詳

此久保田生は老生と毎朝散歩する學生なり山根氏に診察を願度御無理ながら宜敷御取計奉願候

田端様

四二三 高橋岩路宛 明治十五年四月七日付

此人は御承知も可有之屋敷内住居俣野君なり今日御用召にて禮服入用の處何もなし其御店に何かありやいの品可有之可然御取合せ一時の間に合候様御取計奉願候以上

四月七日

銀座二丁目丸善仕立店 高橋様

福澤諭吉

註 高橋は始め慶應義塾仕立局の事を掌り、後に丸善の社中に入り丸屋洋服店を開いたが、其後北里の養生園の事務を擔當した。前掲田端と連名のは養生園に在る高橋に贈られた書翰である。(編者)

四二四 高橋岩路宛 年未詳一月三十日付

此高瀬四郎と申すは中津高瀬村の人なり先年私と同道江戸へ参り其後陸軍士官學校に入り此度卒業近日少尉に命ぜらるゝ積りに御座候然處官より軍服料として五拾圓丈け附與いたす規則なれども逆も其五拾圓にては注文の衣服出來不申依て御相談は唯今此五十圓を丸で其店へ入れ注文の品御仕立被下其代金凡百圓餘にも可相成に付其次月より毎月給の内より凡拾圓づゝさし入月賦にて御濟し被下候義は相叶間敷哉右の段私より御話し申上吳候様當人より頼に付申上候尙い才は本人より御話し申上候也頓首

一月三十日

四二五 高橋岩路宛 年未詳五月十六日付

此人は江木高遠君なり兼て御話しいたし置候洋服の注文可然御引請可被下候い才は御直談に附候也  
五月十六日

四二六 高橋岩路宛

年未詳七月七日付

先達工藤精一より洋服御頼申候義可有之此人は當方の舊生徒當時開拓使出仕當邸内に寄宿なり右衣服の代金拂方の義に付少々都合有之に付可相成は月賦にて御請取被下度決して間違は無之其邊は御心配被下間敷唯まし向の都合にて申上候義不惡御承引被下尙本人より巨細御聞取奉願候此段要用のみ申上度早々頓首

七月七日

福澤

高橋様

四二七 高橋岩路宛

明治十七年二月二十二日付

益御清適奉拜賀陳ば壽美家の事明後二十四日と相願置候處爰に重て差支と申は小生事本月十七日朝より風邪にて平臥少々念入の感冒今に全快不致此様子にては一兩日中に外出難澁に付小石川の方へも斷申遣候就ては毎々の延期すみやへも些申兼候様なれ共三月三日まで延ばし候様いたし度度々御手数恐入候得共宣布奉願候右願用申上度早々頓首

二月二十二日

論吉

高橋様 机下

註 京橋區築地の料理店壽美家に於ける宴會の日取延期に關する件。後田阿部泰藏宛同年の書翰參照。(編者)

四二八 高橋岩路宛

明治十八年頃?三月二十九日付

拜啓過日一寸御話申上候婦人の義に付柳赫魯と申者罷出候間い才此人より御聞取り宜敷様御周旋相願度此柳赫魯の日本姓名は山田惟一と申日本語も能く分り候間如何なる密事も不苦懇々御相談奉願書餘は拜顔の時に殘し候勿々頓首

三月二十九日

論吉

高橋様

註 柳赫魯は朝鮮の亡命客金玉均に隨つて我國に來てゐた者である。(編者)

四二九 高橋岩路宛

明治二十一年三月一日付

新富座も彌出揃候よしに付ては近日の中一日見物いたし度の處よきつれ無之此節御用多の御中誠に申上兼候得共御差繰御同道被成下間敷哉御様子相同度就ては茶屋の義きの清はこの前も不都合ゆる可相成は他の家にいたし度若し御心當も御座候はゞ可然御取計奉願候可相成は出入口へ近き茶屋便利の様奉存候其邊は何れにても思召次第御取極奉願候右御都合伺旁申上度早々如此御座候頓首

三月一日

福澤

高橋様

尙以日限も可相成は當月八日前にいたし度早き方は不苦義に御座候此段も御含迄申上置候い上

四二六―四二九 高橋岩路宛

三四五

四三〇 高橋岩路宛

明治二十二年三月二十一日付

鬱陶敷天氣に御座候益々御清安奉賀陳は下女の義に付御心配被成下今日木挽町立花屋と申者壹人召つれ参り候處昨日より別に壹名目見中の者有之今朝取極奉公可致様申聞其處に約束いたし候次第に付木挽町の方は人力車代遣し斷り申候右取極候者は大森のよし是より一度歸宅明日にも参ると申事ゆへ前後の相違前の者に致し候得共又或は間違も不被計自然左様の義も御座候はゞ尙又奉願候右御禮旁事情申上度早々如此御座候頓首

三月二十一日

福澤

高橋様

四三一 高橋岩路宛

年未詳五月二十日付

毎度恐入候得共明後日運動會に付又々御面倒の義奉願度

牛肉 十五斤

午房ヌラこんにやくなど入れて煮る事

切身 百切れ

ぶりの類は除きさはらか鯛に致し度は是れも御都合に一任

小さい肴の切れを二切も辨當に入れる積

右の通り出来可申哉御多用の御中實に恐縮の至候得共御都合宜敷候はゞ可然御取斗奉願候拜具

五月二十日

福澤

四三二 高橋達宛

明治二十三年五月十九日付

内地は前月以來の霖雨殆んど止まず實に異常の天氣本年は必ず饑饉ならんと唯世俗の評判のみならず人々誰れも掛念せざる者なし實に面白からぬ事に候扱桃介夫妻其御地著の處百事不容易御世話に相成加之札幌の住宅出来候までは御寓居に御約介罷成候由誠に難有仕合とは存候得共御迷惑の段恐入候次第老妻よりも厚く御禮申上候様申聞候何卒一日も早く札幌の本宅へ引移候様致度旨本人共へも申遣置候何卒此上共に宜敷御指導奉願候

一昨日は内閣大臣の出替り官海は随分混雜小役人共の心事も随て忙しき事と存候北海は定て政論もなき事ならん何卒小兒等の政戲に心を關することなく實業專一御勉強の義奉祈候右御禮旁申上度匆々如此御座候頓首

五月十九日

論吉

高橋様 机下

註 福澤桃介が北海道炭礦鐵道會社に入社したときのもの。(編者)

四三三 高橋達宛

明治二十六年十一月四日付

秋晴御同慶益御康安奉拜賀候陳は過日は北海道の名産鹽數の子御惠投被下難有奉存候誠に風味宜敷毫も臭氣を覺え

四三〇—四三一 高橋岩路宛

四三二—四三三 高橋達宛